

第百十三回 参議院税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十四号

昭和六十三年十二月十九日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十七日

辞任

小野 清子君

野沢 太三君

中野 明君

中野 鉄造君

吉川 春子君

柳澤 鍊造君

十二月十九日

辞任

林 健太郎君

大森 昭君

補欠選任

齋藤 文夫君

岩本 政光君

和田 教美君

塩出 啓典君

上田耕一郎君

井上 計君

補欠選任

谷川 寛三君

対馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長

梶木 又三君

理事

斎藤 十朗君

林 道君

平井 卓志君

降矢 敬義君

吉村 眞事君

志吉 裕君

安恒 良一君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

委員

井上 吉夫君

井上 孝君

板垣 正君

衆議院議員

修正案提出者

内閣総理大臣

大蔵大臣

岩本 政光君

大河原太一郎君

大木 浩君

岡部 三郎君

加藤 武徳君

久世 公麿君

後藤 正夫君

齋藤 三郎君

齋藤 文夫君

下稻葉耕吉君

田辺 哲夫君

谷川 寛三君

仲川 幸男君

藤井 孝男君

松浦 孝治君

村上 正邦君

森山 眞弓君

及川 一夫君

千葉 景子君

対馬 孝且君

福岡 知之君

山口 哲夫君

山本 正和君

太田 淳夫君

塩出 啓典君

和田 教美君

上田耕一郎君

橋本 敦君

井上 計君

秋山 肇君

下村 泰君

野田 毅君

竹下 登君

政府委員

内閣官房副長官

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

公正取引委員会委員長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

総務庁人事局長

経済企画庁物価局長

法務省刑事局長

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

国税庁次長

文部大臣官房長

文部省初等中等教育局長

文部省体育局長

厚生大臣官房総務課長

厚生大臣官房老人保健福祉部長

厚生省健康政策局長

法務大臣

文部大臣

厚生大臣

通商産業大臣

郵政大臣

労働大臣

自治大臣

国務大臣

経済企画庁長官

林田修紀夫君

中島源太郎君

藤本 孝雄君

田村 元君

中山 正暉君

中村 太郎君

梶山 静六君

中尾 栄一君

小沢 一郎君

味村 治君

津野 修君

梅澤 節男君

糸田 省吾君

勝又 博明君

勝村 坦郎君

根来 泰周君

篠沢 恭助君

水野 勝君

角谷 正彦君

伊藤 博行君

加戸 守行君

古村 澄一君

坂元 弘直君

末次 彬君

多田 宏君

仲村 英一君

厚生省保健医療局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

社会保険庁運営部長

兼内閣審議官

通商産業省貿易局長

通商産業省産業政策局長

工業技術院長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

中小企業庁長官

運輸省運輸政策局長

郵政省郵務局長

郵政省電気通信局長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

自治省行政局長

自治省財政局長

自治省税務局長

北川 定謙君

小林 功典君

長尾 立子君

水田 努君

土井 豊君

熊野 英昭君

児玉 幸治君

飯塚 幸三君

鎌田 吉郎君

長田 英機君

松尾 邦彦君

塩田 澄夫君

田代 功君

塩谷 稔君

清水 傳雄君

佐藤ギン子君

岡部 晃三君

浅野大三郎君

津田 正君

湯浅 利夫君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

参考人

片岡 定彦君

保家 茂彰君

日本電信電話株式会社代表取締役 村上 治君
役副社長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○税制改革法案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

質問に入ります前に、私は最近の新聞報道を見

まして、非常に憤慨をいたしています。総理にひ

とつ申し上げます。今、税制改革の審議が緒につ

いたばかりであります。それなのに内閣改

造、だれが法務大臣、だれが何々大臣とずらりと

週刊誌から新聞までをにぎわしている。そんな

に早くやめたければ総辞職をして、私に言わせれ

ば直ちにやめるべきであります。極めて不見識だ

と言わなければなりません。今、慎重な審議を尽

くしているさなかに、こういう態度は、総理に敵

しく私は申し上げておきます。

そこで、時間もありませんから、まず私は、消

費税導入反対の基本の立場に立ちまして、石油税

等各論にわたりまして二、三質問申し上げたい、

こう思います。

私は、まず今回の税制改正に際しまして、第一

は、税はすべて公平、公正であるべきである、第

二は、経済行為に対しては中立であるべきであ

る、第三は、国民の理解と合意を得るべきであ

る、第四は、課税対象を明確にすべきである、こ

ういう四点は少なくとも税制改正の最低条件とし

てあらねばならない、こう考えますが、まず総理

の基本姿勢をお伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 租税に対する原則的考え

方、私も等しくしております。

○対馬孝且君 今、総理から、私が四点の基本姿

勢をお伺いいたしましたところ、等しくするところ

であります、こういう答弁ですから、基本認識

は一致するように考えられます。

そこで、石油税等の各論につきましてまず第一

にお伺いをいたします。

今回の消費税は導入しなくても税制改正はでき

る、この基本に私は立っております。しかし、そ

の中にあって消費税を見渡しますとかなり矛盾が

多い、こういうふうに私は思います。

具体例を二、三挙げてまいりますと、物品税の

中で例をとると、ぜいたく品ですね、つまりダイ

ヤあるいは宝石、貴金属製品、また毛皮製品とこ

ざいます。例えば毛皮は、現在百万円の毛皮を買

ったといたしますならば、現行税制では一五%で

すから税金は十五万円ということになります。し

かし今度、物品税が廃止されますと、三%でござ

いますから、仮に百万円の毛皮を買ったとした場

合の税は三万円でございます。したがって、ト

タルで百万円ということになります。税の整理

の仕方としては、物品税は吸収、廃止という方式

になっております。これが第一であります。

第二は、酒税、たばこ税あるいは料理飲食税等

の問題であります。仮に私が家族とレストランへ

行ったと仮定をいたします。今まではレストラン

で一万円の食事をしたとするならば、税が一〇%

でありますから一万一千円になります。今度の税

制改正によりまして、消費税三%、それに特別地

方消費税、これが三%加算されますので、トータ

ルで一万六千円。今まで一万一千円だったものが

一万六千円になります。つまり四百円安くなりま

す。これを称して調整併課方式と、こういうふう

に整理をされているわけでありまして、これが第二

であります。

第三の問題は、石油関係諸税、七つございま

す。この七つの課税を見ますと、つまり、大臣、

特に通産大臣は御存じのとおり、本年の八月にガ

ソリン、重油、軽油等が従価税から従量税に変え

られまして既に八月に増税されております、率直

に申し上げます。これは、総売上高でまいります

すと十兆円でございしますが、その中の六兆八千億

が税抜きだと。ところが、三兆二千億はそのまま

これは単純併課として加算される仕組みになって

いるわけでありまして。だから、言うならば八月に

ガソリン税が上がって今度は税制改正でまた三%

ですから、結局税金に税金をかける、これを称し

てタックス・オン・タックス、こう言っておるわ

けであります、まさにダブルパンチですね。八

月に右手で張られてまた今度の税制改正で左手で

張られる。消費税そのものにこういう矛盾がある

のであります、最大の矛盾はこれではないか、

つまり単純併課であります。

こういう矛盾した税制、私に言わせれば、理屈

も理論も、全く何の論拠もない。本当にこの税制

というものは天下の悪税である、こう私をして言

わしめなければなりません。この点について大蔵

大臣兼総理の確たる考え方を求めます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆるタックス・オン

・タックスの問題でございますが、ここで私なり

に実はタックス・オン・タックスの整理をしてみ

ようと思っております。

タックス・オン・タックスというのはどこから

起きた言葉かと申しますと、私が大蔵大臣をして

おりました当時、アメリカとのたばこの関税の問

題のときでございました。たばこは従価税の関税

がかかりながら、九〇%でございましたが、それ

が当時で言えば専売納付金というので国内でまた

かかる、したがってタックス・オン・タックスで

あるからけしからぬ、こういうところから本当は

出てきたわけでございます。しかし、本来タックス

・オン・タックスというのは、消費税というも

のが導入されております国は、どこの国も輸入品

には関税のかかったものもございまして、その上

にさらに消費税がかかっていくというのは本当は

あることでございます。

したがって、タックス・オン・タックスという

言葉を整理しますと、本当に同じ性質の税がタッ

クスの上にタックスがかかるということで、昭和

二十三年の取引高税でございしますが、あらゆる取

引の中で一%ずつかけたわけですから、だからタッ

クス・オン・タックスというのは、同じ性格のもの

の中で乗っかっていくものがタックス・オン・タ

ックスで、一番我々がそれを避けようとしてロー

ロッパの前段階排除方式、今度もそうございま

すけれども、本当のタックス・オン・タックスと

いう議論は私はそのときの議論ではなかったか

と。しかし、感覚的にはよくわかります。単純併

課ですから、タックスにタックスが乗っているこ

とは間違いないわけですから、消費税があるとす

ればタックス・オン・タックスというものはあり

得る。

そこで、先生が今御指摘なさいましたような吸

収、廃止の方向、調整併課の方向があるにもか
わらず、特定財源であるという特殊なことからし
て単純併課になっておるといことが問題で、タ
ックス・オン・タックスが問題ではなく、単純併
課というものが問題だといふうちにちよつと整理
をいたしてみたいわけでございます。

したがって、この問題の御指摘がありましたか
ら、事務的に通産、大蔵、今の段階は私と田村さ
んが話をすることでございますが、今いわれる
年度税制の中と、それから歳出の中と、どつちで
やっていくかという点を鋭意詰めておるとい
うのが現段階でございますから、今の御指摘にた
えた作業を継続中である、このように理解いた
されれば幸いでございます。

○対馬孝且君 今、総理からタックス・オン・タ
ックスの解説がございましたが、解説の問題でな
くて、これは今回の消費税そのものが問題であ
る、これは私は反対です。その中において矛盾
ではないか、今挙げた例は、これ否定しないでし
よう、総理、そのとおりだと言ふんですから、
単純併課ということをもろに私は問題にしま
しておるものであります、そこで今結論は、この方
法論として年度税、あるいは歳出というようなこ
とが一部新聞にも出ています、今総理と通産大
臣が協議中というのでありますが、問題は、この
影響というのは大変大きいんです、総理。

もうちよつと申し上げなければならぬと思ふん
です。私は通産当局にこれを調べさせたんです
例えは北海道、東北、北陸、北信越、これは冬場
は全部灯油をたいています。それで、通産大臣の
おひざ元で調べをしまして、これは公務員の寒
冷地標準でいって九本、北海道、東北全体を含
めると、消費者協会調べによりますと、ドラム缶
二百リッター十二本というのが標準世帯なん
です。総理いいですか。そうすると、これを計算し
て見ますと、六十二年、六十三年十月一年間の消
費者協会小売物価指数でまいりますと、リッター
三十七円六十銭なんです。それを標準世帯十二
本でいきますと二千四百リッターですから、これ

を掛けますとどうなりますかと、今度の単
純併課でいきますと、二千七百七円になるん
です。これは約三千円の負担増になるんです。これ
が犠牲でなくて何が犠牲かと私は言うんだ。
こういう問題を含めて考えても、率直に申し上げ
ますけれども、今協議をするということであり
ますが、協議をするすれば、私は技術改正をす
べきである。あえてはつきり申し上げるけれど
も、協議をするという姿勢は、何らかの対応をす
るという意味に私は理解をしておるんであります
が、具体的に法律改正を含めて対応するという考
え方なのかどうか、これはつきりお伺いをいたし
ます。

○国務大臣(竹下登君) あるいは専門家のお助け
をかりなやならぬと思ひますが、法律改正とい
うものはいわゆる六十四年度税制における法律改
正になるんじゃないかなと。その税制における法律改
正でいく場合は六十四年度、年度改正における法律
改正になるだろうというふうに考えます。
それから、特定財源のいわゆる一千億円分と考
えた場合、法律が要するようないずれにしても
も年度改正等には要すると思ひますが、具体的にこ
うした法律ですというのを申し上げるだけの能
力が今欠けておりますので、事務当局から経過的
なものを簡単につけ加えさせていただきます。

○政府委員(水野勝君) ただいま総理から御答弁
申し上げましたように、現在関係者で鋭意詰めて
おるところでございます。その結果によりまして
法律の改正を要するもの、あるいは予算において
措置すべきもの、いろいろあるかと思ひます。
法律の改正を要するべきものについては、当然法
律の改正を行ひましてここで御審議を願う、そう
いうことにならうかと思ひますが、いずれにしま
しても、先ほど総理から申し上げましたように、
六十四年度税制改正、六十四年度予算編成、この
中の作業として詰めておりますので、法律の改正
をお願いをするというところの場合におきまして
は、六十四年度税制改正の中で法案審議をお願い
をすることにならうかと思ひわけでございます。

○対馬孝且君 ところが私は理解できないんだ、率
直に申し上げて。これはあなた、石油業界約十兆
円の売上高に三・二兆円、皆さんがこれやっ
てきているんですよ、ガソリン税、軽油引取税、
石油ガス税、航空機燃料税、石油税、原油関税
三兆二千四百七億円と、こういうことをやってい
るわけでしょう。

それで、今あなたの答弁は、答弁じゃないや
ないか。だから、六十四年度でやるんでなくて、
今現在この物品税の問題の中でこの問題を解決を
する、これが初めて問題の解決じゃないですか。
そういうことですよ。その点では、六十四年度と
いうことは、やらないということと同じではあり
ませんか。

○政府委員(水野勝君) 消費税を含みます間接税
の改正は、六十四年四月一日からの適用をお願い
をしておるところでございます。
御指摘の物品税の廃止あるいは御指摘の料理飲
食等消費税の改正、すべて四月一日からでござい
ますので、それに合わせて一環としてやるとい
う、実態としてはその一環でさせていただくわけ
でございます。ただ、法律改正としては六十四年
四月でございますので、六十四年度税制改正で間
に合うことは大丈夫でございます。

○対馬孝且君 ちよつとお伺いしますが、どうい
う具体的な改正になるんだというところが問題にな
るんですよ。だから、ここに六つの石油諸課税が
ある。ここから、ガソリン税からちよつと何億持
つてくる、また石油ガス税から三億持つてくる。
つまりトランプの割合をせめたいなことをやっ
て、そんな改正というのは改正でないんだ、こ
れ。こういうのは合わせわざ方式と、こう言うん
だよ。ごまかし方式というんだよ。これは合わせ
わざ方式というんだ。トランプの割合をせめじやな
いんだ。これは正式なルートじゃない。
というの、私が言っているのは、そういうや
り方をするというなら常にあなた方が言う技術改
正というのはどこへ行つたんだ、これははつきり
言つて。技術改正というのは何だ。だから聞いて

いるんであつて、そういう問題についてどうい
う改正をするんだと、具体的に、はつきり答弁して
くださいよ。

○政府委員(水野勝君) その点はまさに総理から
申し述べましたように、今現在鋭意中身を詰めて
おるところでございますので、近い機会に早くま
とめまして、必要なものは法的手続をとるとい
ふにしたいと思つております。

○対馬孝且君 先ほど総理から一千億という数字
が出ましたね、総理の言葉から。これはちよつと
後でまた申し上げますけれども、確認する意味で
申し上げますのであります、つまり一千億とい
うのは、三兆二千億ね、つまり十兆円の六兆八千億
は税抜きになっていきます、三兆二千億に先ほど言
つた八月からガソリン税かかっている、石油税か
かっている、だから三兆二千億につまり三％はか
けない、税外扱いとする、こうなりますと九百六
十億になるんですよ。マスコミで世に言われる一千億、一
千億というのはこのことを言っているわけですよ。
だから、総理の先ほどの答弁、まず確認しま
すけれども、一千億は何らかの措置を考えると、
こういう理解をしていいですか。

○国務大臣(竹下登君) 一千億というものが私の
念頭にあることは今おっしゃつたとおりでござい
ます。具体的に言いますと、専門家の対馬委員に
申し上げますと、税の場合は租税特別措置になる
とか、あるいは予算措置になるとかというところ
を今一生懸命で議論しておりますが、税理論の一
つの体系だけは立てなきゃいかぬ。タックス・オ
ン・タックスという問題、私の解釈のようにして
もらうにしまして、単純併課であることは事実
でございますから、そういうところから一千億問題
というのを念頭にあることは事実でございます
が、それそのものを、一千億をどういうふうにし
て措置しますという答えをするほどちよつと勉強
しておりませんので、主税あるいは主計の方から
ちよつと補足させます。

○政府委員(水野勝君) 総理から申し述べており

ますように、タックス・オン・タックスそれ自体が問題というよりは、この石油関係諸税については全く単純併課をお願いしたという点が問題であるというふうに意識されているところでございませうが、その対象となる金額として約一千億あるというところは、それは各関係者の念頭にあるところでございませう。

○対馬孝且君 念頭にあることは皆わかってるんだ。今まで当委員会を通して、具体的に大蔵大臣兼総理である竹下総理大臣から一千億という数字が出たのは初めてなんです。だから私は確認しているのであって、一千億でいいと言っているんじゃないんだ。一千億という数字は何なのかと。例えば私が言ったように、八月に三兆二千億かかった、税金にまた税金をかける、これはけしからぬと私は言っているわけですから、それを3%仮に何らかの標準課税を減免するとか、あるいは削除するとかカットするということになれば、トータルで一千億になりますねという認識を私は言っているわけだ。だから一千億というのは、そういう意味ですかというのを私は確認しているわけです。それを念頭にあるとかなんとか言う、そんなことは当たり前の話じゃないか。

○国務大臣(竹下登喜) 若干アバウトでございしたが、対馬委員の認識と一千億については一致しておるわけでございます。

○対馬孝且君 その点はわかりました。そこで問題は、今もちょっとやりとりを主税局長とやりましたけれども、これは現在提案されている法律改正で出てこなければ、これは本場の意味の税制改正にはならないと思うんです。私。そこが今検討中検討中になっているわけだ。先ほどの総理の答弁の中にちろっと出ていますが、いわゆる六十四年度の立法措置の中で、歳出と税措置と二つ今言いましたね。歳出か税措置か、こういうことだ、はつきり言って。これではやっぱり本場の改正にはならぬと私は思うんです。やっぱりやるなら、抜本改正抜本改正というのを総理は言っているんですから、四十年目の税制改正だ

と、皆さんそういう理解をしてくださいと終始一貫言っているわけだ。そうであるならば、本法の改正をしないで、改正したということにならないでしょう、はつきり言って。こういう問題についての考え方をもう一回伺います。

○政府委員(水野勝君) この六月の段階で御指摘の抜本改正の枠組みを定めました際には、石油関係諸税については単純併課ということで一応方向を打ち出したわけでございます。

ただ、この単純併課のままでいいのかどうか、この点については問題が残っているという関係者の意識でございまして、この点については六十四年度改正なり予算編成の中で必要な調整をするという意識ですと関係者で作業をしまいたったわけでございます。

その改正の具体的な時点としては、先ほど申し上げたように六十四年度改正なり予算編成の中でございませうけれども、その手直しの効果としては、これは抜本改正と同時に発揮されるように、その点は大丈夫だと先ほど申し上げたところでございませう。

○対馬孝且君 ほかの問題がありますから、時間がありますので。今の主税局長の答弁では抜本改正じゃないです。やっぱり六十四年度の予算その他の措置で何らかの措置をすれば、結果はなるでしょう。それは一千億になるでしょう。問題は、私ども社会党が主張しておりますのは、基本的に本則できちんと改正するならば改正すべきである、このことを明確に申し上げておきます。このことはいいと言っているんじゃないんです。消費税は基本的に反対ですから、その中においても最たる矛盾は石油税ではないか、こう私は指摘しているのではありません、今の答弁では納得できません。改めて、消費税は我々は反対でありますので、この基本を踏まえて、やるのであれば本法で、本則で改正をすべきである、当然消費税導入は反対であります、このことを申し上げておきます。これは答弁要りません。

そこで、問題がありますから次の問題に入りませう。通産大臣は二期にわたりまして石炭政策をやったまいりました。八次政策で随分大臣も貯炭対策あるいは残った山の縮小交付金対策、需要対策をやってきました。これは総理も長い間石炭については大蔵大臣、官房長官時代からわかつていまして、昭和三十七年に初めて第一次石炭エネルギー政策、エネルギー革命と称して答申が相なったわけでありませう。言うならば、これはエネルギー革命という大きな波によって石炭にしろ寄せしたんです。当時は五千五百万トンです。五千五百万トン体制が今日二千万トン体制になって、第八次は一千万トンです。しかも、海外炭は一億一千八百万トン入っているんだ。どこの諸外国にもない。十分の一です、今の一千万トンというの

は。そのときの歴史を私ははつきり申し上げなげなう。第一次エネルギー石炭政策を答申したときの有沢会長のこれは提言でありませうが、答申に書いていますけれども、エネルギー革命によって石炭が犠牲になる、その犠牲を補う政策が必要だと。そこで原重油関税というのから、最初は10%程度から出発をして6%あるいは最後はキロワット当たり四百五十円、あるいは五百三十円、六百三十円、七百三十円と上がっていった、また六百三十円に戻った。こういう歴史があるんですよ。

こういう歴史があつて、今回の石炭特別会計なるものが何で石油関税の影響によって石炭特別会計に手をつけようとか、切り込むとか、さわるとか、縮小しようとか、廃止しようとか、かりそめにもそういう話が出てくるということとは、歴史を知っていないんじゃないか。しかも、答申を無視するものであるということを私は言わなげなうならぬわけでありませう。

その点について、現状は、去年だつて三井砂川炭鉱、真谷知炭鉱閉山。さっき言ったように、當時は百三十六の炭鉱があつた。今は六つ。炭鉱労働者は三十二万。今は残念ながら一万一千二百で

あります。何でこうなったか。経済最優先、私に言わせれば経済合理性。経済合理性で山をつぶして、地域を破壊して、政治不在ではありませうか。

あえて私は総理にお伺いしますが、あなたの言う「ふるさと創生論」、それを唱えるのであれば、地域振興ということが重要であります。地域対策。こういう意味からいっても、石炭政策の特別会計というのは独立を厳守すべきものである。ひとつ総理の考え方を伺いたい。

それから、私が申し上げました石炭の歴史、それから現状の認識について、私のこの認識、判断が誤りなのか、また、かくあるべき石炭政策と石炭特別会計のあり方について、田村通産大臣から最初にお伺いしたい。

○国務大臣(田村元吉) まず、総理にお尋ねではありませうけれども、私が扱っております問題でありますから一言触れたいと思ひます。

今、石炭政策について、特別会計は絶対に残すべきであるという強い御要請でありました。私は今日まで繰り返し答弁してまいりましたが、特にここで対馬委員に申し上げたいのは、石炭三原則は断じて守り抜きます。石炭勘定の維持、安定的財源の確保、石炭政策に必要な歳出の確保、これは断じて守り抜くつもりでございます。その財源措置が法律であるとか、あるいは予算措置であるとかという先ほど御議論がありました、それは必要なものは、法律が必要であれば法律、予算措置が必要であれば予算措置、それはそのときに応じて対応すべきことでございませうけれども、私の頭の中には、そういうこともさることながら、とにかく石炭三原則を守り抜きたいというのがもう頭いっぱいでありまして、御支援をお願いするのであります。

それから、石炭の歴史、いわゆる八次策までの歴史、今後の取り組み方等の御意見でございませう。

昭和三十三年にスタートいたしました第一次石炭政策以来今日までの歴史は、対馬委員の政治

生活の歴史と言ってもいい、私はそう思うんです。昭和三十七年に私は労働政務次官をいたしました。それから四十七年に労働大臣をした。そしてまたこのたびはずっと通産大臣。今日まで取り組まされた仕事の大きな問題は、通産大臣二回とすれば、四回の大任、政務次官時代を通じて石炭対策と言ってもよかったですかと思ひます。労働省時代も離職者対策で対馬委員とはいろいろと建設的な相談を合した。時にはおしかりも受けたわけでありました。

そういうことでありまして、今なお私は石炭問題に対する情熱は変わっておりませんが、国内炭というものは、国内資源の有効活用、それから海外炭に比べて相対的に供給の安全性が非常に高い、それから海外炭開発協力のための技術力の涵養などの観点から大きな意味を持ってあります。そして、総合エネルギー政策を推進する上で、エネルギー供給の安定性を高める役割を果たすものと位置づけられております。また国内炭は、我が国基幹産業の成長と国民生活の向上を支えて戦後経済の急速な発展に著しく貢献したのも事実であります。

こういうことを考えますと、六十二年度から始めました、ちょうど私が手がけました八次策、これを今日進めておりますが、今後とも我が国エネルギー政策上、安全保障確保の観点から相応の役割を担うべきものというふうに確信いたしております。

○国務大臣(竹下登君) 私歴史的に見ますと、それは対馬委員の石炭との歴史、それとはかなり乖離がございます。私の出身地が石炭に無縁の地方であったということもございましょうが、一番最初石炭問題で記憶しておりますのは、昭和三十一年でございましたか、当時石田労働大臣の、法律は守らなければならぬ、されど血を流してはならないということから、労働問題のサイドから石炭というものに関心を持ったことがきっかけでございます。それから次が昭和三十八年、通産産業政務次官を拝命いたしました、わずかの間であ

りました、そのときはその期間中石炭の勉強だけさせられました。恥ずかしい話でございますが、先輩から、君は石炭と木炭の区別がつかない、どういふことを言われたらいいか、これは知識がなかったかも知れません。

したがって原則的には、今、田村通産産業大臣からお話がありましたような三原則というものを堅持しながら、時代の進展に照らし、各般の施策を行うべきものであるという考え方でござい

○対馬孝且君 今、田村通産大臣から詳細に、石炭政策の特別会計という性格、また今日の八次政策に至りました歴史等の認識は一致をする、こういう答弁でございました。特に大事なことは、田村通産大臣が最後に言った石炭財政三原則ですね、どう言っても、これがないと、大臣御承知のとおり、来年だってこれはどうなるかという問題。通産省の六十四年度石炭特別会計によりまして、閉山見込み数が百四十万トン計上されているわけですが、これはあつてはならないことなんだけども、現実には予算に上っていない。こういう問題を含めまして、しかも私が一番頭にきたのは、怒り心頭に発しているのは、そういう税制改正という一つの問題の中に、石炭特別会計をしわ寄せあるいは巻き込む、この姿勢そのものが邪道であり政治不在だ。こういうやり方をすると、これは政治じゃない、やっぱリクルートまがいのことと同じではないかという疑惑を私は持たざるを得なくなるんです。だから、石炭特別会計の歴史、そして石炭特別会計はいかなることがあつてもこれは歴史的に尊重するべきものである、それがあつて石炭政策は守られる、このことをあえて私は申し上げたわけでありました。

したがって、通産大臣から言われた石炭財政三原則の第一の石炭特別会計の維持、それから安定財源の確保、そして歳出の確保という問題についてはまさにそのとおりでございまして、それはいかなることがあつてもひとつこれからは堅持をしよう、やってもいい、このことを強く申し上げて

おきます。よろしくございませうか、通産大臣。○国務大臣(田村元君) もちろんでございますが、繰り返し申し上げますならば、石炭特会は断じて守り抜く決意でございませう。

○対馬孝且君 総理、もう一度答弁してください。○国務大臣(竹下登君) 通産産業大臣と同じ意見であります。

○対馬孝且君 それでは、次の三つ目の問題について質問いたします。

これは、今回の税制改正法の所得税法六十八条の三、「特定の協同組合等の法人税率の特例」条項に関する問題であります。これはどういうことで法律提案になったか、その考え方と背景についてまずお伺いします。

○政府委員(水野勝君) 御指摘は、所得税法等の一部を改正する法律案六十八条の三、「特定の協同組合等の法人税率の特例」の点であるかと思つております。

今回御提案しております中で、法人税率の特例といたしまして、協同組合等は現在二七%でございまして、これにつきましては物品供給事業に係る収入金額の割合が五〇%以上、組合員数が五十万人以上、それから店舗において行われます物品供給事業の収入金額、いわゆる売上金額でございまして、一千億円以上である事業年度につきましては、その所得十億円を超える部分につきましては、先ほど申し上げました二七%の法人税率を三〇%にいたしたい、こういう改正の概要でございまして、この措置は、店舗を設けて物品供給事業を行つておりますところの大規模な協同組合の事業活動と、その周辺の中小小売業者との間の事業活動の競合度合いはかなり高いと考えられますので、そうした点に配慮をいたしたという点が第一点。

それから第二点といたしましては、この法人税率につきましては、基本税率と協同組合等の軽減税率との間の格差、これはやはりもろもろの配慮はいたすとしても、その格差は極力縮小すべきで

あるというのが税制調査会の従来の考え方でございますが、そうした観点を踏まえた、こうした二つの観点からお願いとして御提案を申し上げます。

○対馬孝且君 主税局長、そういうでたらめ言っちゃいかぬよ。これ政府税調の議論の中にこれっぽちも出てないじゃないか。議論も交されてないですよ、この問題については。何でこれが出てきたんだ。そんな理屈にならないじゃないか。これは、私ははつきりこれを歴史的に申し上げなきゃならぬ。

私は生協対策委員会をやっているんだ。これは今から四年前、生協規制法の議員立法という問題が自民党内で問題になったんだ。厚生大臣やつておったお隣の斎藤委員もたしか記憶にあると思うんでありますが、これはさかのぼれば四年前から。それはどういふことかといつたら、生協規制強化のために、具体的に言ううと、員外利用一人であつてもだめだ、五百平米以上超えた場合は当該地域商業組合の同意がなきゃだめだ、こういう議員立法が突如として出てきたんだよ、自民党から。ところが、これはある時期が来て、どうも世論の形勢がよくない、これはやっぱり明らかに生協ねらい撃ちの対策であるということになって、一応おさまったわけだ。そこから出発しているんだ、これ。私も全部調べましたよ。ずっとこう見ますと、これは農業協同組合、漁業協同組合、信用保証協会、労働金庫から全部入っている。今、主税局長が言うような規制がどこにあるんですか。どこの農業組合、漁業組合にこういう規定がありますか。こういう基準がどこにあるんだ。私は調べてみたら、今の法律の六十八条三というものは、該当するのは生協だけなんだ、これは。あとの協同組合はどこを調べたのかとてかるところは一つもないんだ。あつたら答弁してください、これ。

○政府委員(水野勝君) 税制調査会としては、六十年十月の抜本答申、あるいはその前からの答申におきまして、法人税率水準につきましては、極力基本税率との格差は縮小すべきであるという

点はしばしば指示されているところでございます。

それから、次の点といたしまして、今回、先ほど申し上げました御提案の内容は、協同組合というところで仕切らしていただいているわけでございまして、先ほど申し上げた基準に該当する協同組合であれば、それは一律に適用されるものでございします。

○対馬孝且君 私、法人関係を一時間やろうと思つたけれども、もう時間ないからやめたんだ。公益法人の学校法人、福祉法人、宗教法人だつて七五%まで税金がかつてないじゃないか。こういう問題をやればたくさんあるんですよ、私は。そういうものはかけずして、このことだけはとらえてかける。税調で何の議論もされない。しかも、今答弁があつたように、そういう背景があつてなつて、該当するのは生活協同組合だけではないかと私は言うんだ。ほかの農業組合、漁業組合、いわゆる他の組合にそういうことはありますかと私は言うんだ、この基準で。そこを答弁してくれて言っているんだよ。あるかないか答弁してくれよ、あるかないか聞いているんだから。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げました基準に該当するようなのは、農業協同組合等はるかにその規模は小さいわけでございますので、現実には今回の基準に該当するものは消費生活協同組合だけであらうかと思ひます。

○対馬孝且君 今はっきりしたじゃないですか。六十八条の三というのは生活協同組合をねらい撃ちしての税制改正の提案であると、これは極めて明確じゃないですか。

総理、こういうことであつては、これは抜本改正とか、公平中立とか、総理の常に言う八つの懸念とか、簡潔にして公平中立であらねばならないなんてしゃべつておつて、こんなねらい撃ちした税制改革がこれは公平と言へますか、中立と言へますか、これ。総理どうですか、この点。確たる答弁を求めます。

○政府委員(水野勝君) この基準は極めて大きな

ものでございますので、それはほかの協同組合等にはそこは例はございせん。しかし、これだけの大きな規模のものでございまして、そこは中小小売商業とのバランスを考へることがまた公平の確保にも資する面もあるわけでございしますので、御理解を賜りたいところでございします。

○対馬孝且君 これは御理解賜つたつて賜れないんだよ。公平というから私は聞いています。

それじゃ、さらにお伺いするが、例えば農業協同組合、漁業協同組合あるいは信用保証協会、労働金庫でもいい、全部当てはめて、これは悪いと言っているんじゃないんだ、私は。生活協同組合のように員外利用の禁止、議決権の一人一票制、出資配当の制限、地域生活協同組合区域の制限、事業目的の制限、こういう制限をした組合がありますか。こういう厳しい規制をした組合がありますか。

しかも、私はちょっと参考までに申し上げますよ。これはその後、厚生省が調べたんだ。厚生省がチェックしたデータが出ていますよ。私は申し上げますよ。当時、員外利用員外利用なんて随分自民党さんが騒いだが、今これは全部データございします。これは厚生省が調べたやつ、いいですか。員外利用率は、生活協同組合の大手の場合で一・七七です。当時自民党は一三とか一五%あるからけしからぬと。農協は何%ありますか、一〇%を超えているじゃないですか。これは厚生省の調べだ。これは私は、書いた資料がある、手元にはちゃんと。大手でも一・七七。いいですか、大手というのは生活協同組合の大きいAクラスという組合です。それから、全体の生協の員外利用数、これも厚生省の調べ、ちゃんと僕は調べさせた。三・四七じゃないですか、三・四七%。何でもこういうことが、私がさつき申しましたように、具体的に員外利用の禁止、議決権の一人一票制、出資配当の制限、こういう片方では規制をしておいて、しかもその後厚生省がチェックしてみた結果、全く何のことはない、極めて今日

では員外利用はゼロに等しい程度になっている。こういう問題を考へた場合に、何でもこの法案が出てきたか納得できません。これは総理にお伺いします。

○政府委員(水野勝君) 確かに御指摘のようないろいろな規制はあるわけでございします。しかし一方、協同組合、生活協同組合も含めまして、員外利用によりますところの剰余金についての事業の利用分、配当、こういったものがありまして、場合によっては、それは損金に算入されるといったようなまた特典もあるわけでございします。そうした規制があり、特典があり、そのような結果として出てまいります所得金額として最終的には利益が出てくる。その利益としては、やはり法人税の観点からすると、本来であれば基本税率でお願いをいたしたいところでございします。そこは協同組合といたしたものの特典から、従来から格差を設けているところでございします。

その格差を設け始めて後の経緯を見ますと、だんだん拡大をしてきている面がございします。今、今回大きな所得につきましては、格差の接近と申します。縮小を御提案させていただいたところでございします。

○対馬孝且君 それは答弁になつてないんだ。それだつたら宗教法人とか学校法人、福祉法人はどうなつていんだ。何でもこの協同組合に二段階による特別税率をかけるんだと私は言うんだ。これが私はわからないんだ。協同組合でしよう、協同組合になぜ二段階設けなければならぬのだ。それが農協だ、漁業組合だ、信用保証協会だ、そういうところにはないじゃないか、あんなさう言うたつて。なぜこれだけ二段階にするのだと私は言うんだ。これは理屈も何もありません、これは理論も何も。単なる生協をぶつたためのねらい撃ちなんだ、これははっきり言つて。そういうことではけしからぬと私は言うんだ。

だから総理、これは明確に答弁してください。何も感情論で言っているのじゃないんです。これは書いてあるんだ。私これを見せますか。総理こ

れを見てください。(資料を手渡す)何も私は感情論で言っているのじゃないんですよ。厚生省が書いてあるから私は言っているんだ。

○国務大臣(竹下登君) 別に生活協同組合を目のかたきにするというふうな考へは全くございせん。

私も、六十三年の税制改革の中間答申にいたしまして、本来軽減税率というものは、原則からいへば基本税率一本にする。が、しかし、協同組合の特典性からして軽減税率があつて、それが歴史とともに開いてきたからやはり縮めなければならぬという基本的な考へ方からこれに取り組んだわけであつて、その中において田舎のちっぽけな農業協同組合と大生協との問題で、大生協というものがけしからぬからこれを目のかたきにするという考へ方でもやつたわけではなく、現実、ちっぽけな農業協同組合には、この基準に合うものはないわけでございますけれども、生協そのものを、何ばかでございますが、私も聞いたことはあります。こゝまでは救われるがこゝまではだめだとか、そんなやうなことで征伐——征伐は取り消しますが、目のかたきにするという考へは全くありません。

○対馬孝且君 総理、今あなた本音を言つたじゃないか、征伐つて。そういうところからスタートしているんだ。だから同じ協同組合がある、それは農業協同組合も、あるいは漁業協同組合も、例を言へば信用保証協会、労働金庫もありまして。それなのに、なぜ二段階でそういう制度を設けなきゃならなかつたかというところは、全く通りません、これは。理屈は合いません。理屈もへ理屈も何もありません。あなたも本音を言つたけれども、征伐税制なんだよ、これは。いずれにしても時間が来ましたからあれですけれども、これはやっぱり公平公正、この原則にも反するし、それから抜本改正抜本改正と言つたのであれば、もっとはかに、私が言う宗教法人なり学校法人なり福祉法人なりやるべきことはある。あなた、宗教法人は七五%税がかかつてないじゃないですか、率直に

申し上げて、こういう根本問題を抜本抜本と言いつつながらやらずに、ただ目先の憎いやつだけを退治するというのは、これは不公平税制の最たるものです。

したがって、私は冒頭申し上げましたように、総理、ひとつ深くこの消費税は撤回をして、謙虚に国民の声を耳を傾けて、国家百年の大計を誤つてはならない、このことを強く申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○委員長(堀本又三君) 次に、和田教美君の質問を行います。和田君。

○和田教美君 政府はこのほど、リクルートコスモス疑惑に関連して、公務員の綱紀肅正第五項目というのを閣議で決定しました。しかし、マスコミの論評や多くの国民の受けとめ方は、この程度の閣議決定でそれだけの実効が上がるのかと極めて冷やかな受けとめ方をいたしております。

そこで、まず総理にお聞きしたいんですけれども、この綱紀肅正策は管理監督の地位にある高級公務員などを主たる対象にしているようですけれども、この高級公務員には閣僚や政務次官など特別職公務員が含まれるのかどうか、それは含まれないのか。別の、つまり政治改革という枠の中で解決しようという考えなのか、それが第一点。

それからもう一つ、官房長官の指示通知というのが出ておりますけれども、最初、この中で、地位を利用した未公開株の譲り受け禁止が盛り込まれるというふうに伝えられておったんですけれども、実際に通知の内容を見ますと、禁止という文字はございません。そして「特に留意されたい」というふうな注意喚起にとどまっているというところでございますが、なぜこんなに内容が後退したのか、その二点についてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 第一点の和田委員の御質問でございますが、これは閣僚、政務次官を含む行政府の職員はすべて閣議決定に沿って自粛自戒することが必要だという意味でございます。た

だ、閣僚、政務次官というものは国会議員でもありますし、いま一つ、いわゆる国会議員としての倫理綱領、行為規範、こういうものが別に申しますか、根底にも一つあるという考え方でございます。

それから二段目の質問についての、ちょっと経過は私定かでございますので、官房長官はおりませんが、事務局から重ねてお答えをさせていただきます。

○政府委員(勝又博明君) 先生御質問の件でございますが、閣議決定の第二項におきまして「職務上利害関係のある業者等との接触に当たっては、国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むこと」と言っておるわけでございますが、この趣旨を具體的にあらわしましたのが官房長官通知でございます。その中で、関係業者等に係る未公開株式の譲り受けには特に留意してほしいということでございます。要するに、閣議決定に戻りますれば「厳に慎むこと」ということに相なるわけでございます。この趣旨は、官房長官も記者会見で述べておられますように、限りなく禁止に近いという趣旨と御理解願えればと思います。

○和田教美君 限りなく禁止に……。禁止ではないんです。

○政府委員(勝又博明君) 禁止そのものではございません。限りなく禁止に近い措置というふうに御理解願えれば幸いです。

○和田教美君 非常に不徹底だということがそれでわかりました。

次に、NTTの副社長さんいらっしゃっておりますが、参考人にお聞きしたいんですけれども、最近新聞で、全国二万人に上るNTTの管理職が毎年ボーナスの一部を五千万円から二千万円ぐらい拠出して、主として自民党国会議員のパーティー券の購入だとか、選挙での当選祝い金などに充てていたと報道されております。これはいわゆる政界対策費というふうなことで伝えられておるわけですが、NTTは、民営化されたといっても

政府出資の特殊法人であって、職員の身分は準公務員であります。それが、公務員の場合には一党に対するそういう政治活動というふうなものは禁止されているわけですね。しかも特殊法人であるから、NTT自体は政治献金は禁止されておるわけですが、それにかわるいわば抜け道としてこういうものをつくっているんじゃないかというふうな思いを、法律的に全く問題がないかどうかという問題と、一体そういうことをNTTとして公認しているのか、あるいは今後これを何らか改めるといふふうな考え方がないのか、実態についてまずお聞きしたいと思います。

○参考人(村上治君) ただいまお尋ねの件は、管理者の有志がボランティア活動として行っておりまして聞いております。

先生御指摘のように、ボランティア活動といったしまして資金をカンパいたしまして、世の中のおつき合いの一つとして、政治方面とも最小限のおつき合いをせざるを得まいというふうな考え方から、再三申し上げますように、有志のボランティア活動として出てきたものと聞いております。なお、会社といたしましては、これは有志のボランティア活動でございますので、かかわりのないこととさせていただきます。

○和田教美君 総理はそういうことを知っておられたかどうか。それから、法律的には仮に問題ないとしても、そういうことが今の状況の中で果たして適当かどうか、どういうふうにお考えかという点。

それから郵政大臣にも、この実態を調べられて、郵政大臣としてどういうふうにお考えになつておるか。

それから自治大臣に、これは政治資金規正法上は全く問題がないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中山正輝君) 今、村上副社長から御答弁申し上げましたように、個人として、有志として管理者の中からボランティア活動としての募金をしているということのようでございます。

で、NTT組織でやっているものではないかということで、NTTから政治団体に対する寄附は禁止をされておりますが、この件に關しましては問題がないのではないかと、かように解釈しております。

○国務大臣(堀山静六君) お尋ねの件につきましては、具体的な事実を承知はいたしておりませんが、たゞいま委員御指摘のとおり、NTTについては国からの出資を受けている会社でありますので、政治資金規正法第二十二條の三の「寄附の質的制限」の規定により、国会議員またはその政治団体に対して政治活動に關する寄附をすることはできません。NTTの役員または役職員の団体の政治活動に關する寄附については、政治資金規正法上特別の規制はなく、同法による一般的な寄附制限の規制を受けるだけでございます。

○和田教美君 もっとこの問題、論じたいんですけれども、次の問題に移ります。

これまで衆参両院でリクルート疑惑に關する証人喚問が行われてまいりました。私も証人喚問のメンバーの一人になったわけですが、内容を見てみますと、どうも偽証の疑いのあるケースがかなりあるんじゃないかというところで、我々も今専門家などの意見も聞いて調べております。もしそういうことがわかれば当委員会の理事会にもひとつ諮りたいというふうに考えておるわけですが、そういう関連で幾つかの問題をお聞きしたいと思ふんです。

リクルートコスモス社の高島、重田両常務と館岡取締役の三人が第三者割当て先のワールドサービスから合計十萬株の還流株を取得してありますけれども、この株数が有価証券報告書には正確に記載されていない。そしてこの十萬株がさらに再々譲渡の形で政治家などに流れたのではないかという疑惑が出ております。そこでこれに關連して大蔵省の証券局長は当委員会、特別利害関係人への譲渡として証券業協会の内規に触れる可能性もある、そういうふうに答弁されて、第三者割当て先から特別利害関係人の株還流禁止期間内

にリクルートグループの幹部社員十数人に株が渡つて、還流されていたというのを確認されておるわけですが、その幹部十数人からさらに再譲渡、再譲渡というふうな形で政治家などに株が流れているかどうか、その後調査をされておるか、結果を御報告願いたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 証券業協会からの中間報告によりますと、第三者割当で先五社から役員十数名に対して株が還流したといいますが譲渡された事実があるかどうかでございまして、この点につきましては現在事実関係詳細を調査中でございます。

と同時に、今御指摘のように、この戻ってきた株というものが役員の持ち株を記載いたしました有価証券報告書に記載されていないといった事実がございまして、あわせて、こういった問題に関連いたしまして、大蔵省といたしましても直接現在事実関係を調査中でございます。多くの方にございましては、現在でもなお持つておられるというふうなことを言っておられますけれども、ただ、本人名義ではなくて、いろいろ他人の名義になっていてというふうな実情もあるようでございまして、こちら辺につきましては現在いろいろ調査を進めておりますけれども、しかしながら、関係資料等が捜査当局に押収されたということもありまして、実はなかなか全体についてまだ把握するに至っていないことは事実でございまして、それに関連いたしまして、現在までのところ、店頭登録前にこれら役職員の方々から他の第三者に再譲渡されているといったような事実は現在までのところ発見いたしておりません。

○和田教義君 江副リクルート前会長が、当委員会での証人喚問で、第三者割当で先の中から一たんリクルート側が買い戻して、そして改めて要するに売るといふような形をとったことではないと。そういう意味では一貫して還流株という考え方を否定しているわけではございません。しかし、贈賄罪で起訴された松原弘前社長室長のケースでは、第三者割当で先であるエターナルフォーチ

ュンから三万五千株の還流株を取得して、そしてこの中の一万株が加藤元防衛庁長官の実兄夫妻の名義になっていたというふうなことも伝えられております。

そして、今指摘したように、第三者割当で先から再譲渡を受けたコスモス社役員が政治家などに再譲渡したのではないかとこの疑惑については、今、証券局長はそういうことではないと言われたいと思いますが、報道などによるとそういう疑惑は依然としてあるわけではございません。しかも、例えば、一たん買い戻してそして再譲渡したということについて、ファイナンスが全部その資金の決済などもやめたというふうな報道もありまして、しかも今言ったような再譲渡のケースというふうなものは、約二十人、約三十万株と大がかりなものだといふことも言われておる。

特別利害関係人である役員らが証券業協会の内規違反であることを知りながら全く個人個人の意思でそういう還流株を引き受けるというふうなことはちょっと考えにくいわけではございまして、いわば会社ぐるみ、江副さんの指揮でそういうことをやったというふうな考え方が至当ではないかと思うわけですが、もしそうだとすれば江副氏の証言は、つまり還流を一貫して否定したこの証言は極めて偽証の疑いが強いと私は思うんですけれども、大蔵省及び法務省当局はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(角谷正彦君) 六十一年九月に行われました第三者割当で先五社からの七十六万株の還流につきまして、これにつきましては江副証人の方も、自分たちの、何といひますか、あつせんといひますか、そういうことにつきましてはこれは否定されていらないというふうに承知しているわけではございません。

ただ、江副さんのおっしゃっておられるのは、自分がその第三者割当で先から直接買い戻してそれを再譲渡したというのじゃなくて、どうも割り当て先と再譲渡を受けた人の間で直接契約が結ばれておるので、自分はそれをあつせんあるいは

勧誘しただけだということをおっしゃっているんだらうと思うわけではございますが、こちら辺の事実関係につきましてはなお協会等におきまして、江副さんなどの特別利害関係人がどういう形で関与しているか、それがまた協会のルールに触れるものであるかどうか、こういったことを現在事実関係を含めて調査しているところでございまして、いづれにしても、率直に言ひましてかなり紛らわしいといひますか、いかがわしいといひますか、そういう行為であったことは事実であつたと思ひますけれども、協会のルールにどういふ形で触れるか触れないかといった点についての事実関係の調査といったことにつきましては、私どもまだ十分な事実を把握するに至っていないという

のが現状でございまして、

○政府委員(根来泰周君) いわゆる議院証言法上の偽証罪につきましては、まず委員会なり議院なりで御決定いただくということが前提になつておると思ひます。したがひまして、そういう法制上の問題からいいますと、私どもが今の時点で軽に物事を申し上げる段階ではないというのが一つと、それから、いろいろ委員会なり議院なりでその偽証の問題を御検討されるに当たりまして私どもが説明を求められることもあらうかと思ひます。

そういう意味で、お手伝いをするという意味で意見を申し上げることがあらうかと思ひますけれども、それは検察庁において事件の全容を解明した後にいろいろお手伝いできることはすることも可能であらうと思ひますが、現時点では、従来から申し上げておりますように、現在検討中でございましてまだその段階でございせんので、この二つの点から答弁を差し控えたいと考えております。

○和田教義君 それではもう一つ刑事局長にお答え願ひたいんですけれども、これまで検察が国会の告発を待たずに、いわゆる議院証言法上の偽証の疑いで被疑者を逮捕したということがあります。

それで、そういうことと関連して、いわゆる議院証言法上の偽証罪の捜査と国会、委員会の告発との関係について、もう少し説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 第一点の前例でございませうけれども、これはロッキード事件の際に、告発を待たずに、議院証言法で逮捕した事案が二件ございまして、一つは、既に起訴されました大久保という被疑者の場合でございまして、これは五十二年の六月二十二日に検察庁が逮捕いたしました。そのときに検事正から予算委員会に御通知申し上げまして、たしか六月二十五日に委員会から告発がありまして、それで捜査を継続したという事例がございまして、もう一つは、伊藤という被疑者でございまして、やはり同じように告発を待たずに逮捕いたしました起訴した事例がございまして、それから第二点目の告発と捜査の関係でございませうけれども、先ほど申しましたように係制上はやはり議院なりあるいは委員会なりの御検討を待つて、告発を待つて捜査をいたすのが前提だろうと思ひます。しかしながら、これは原則でございまして、ロッキードのときは、当時の稲葉法務大臣も国会で御説明しておりますように、逃亡あるいは証拠隠滅を招来すると今後の捜査に重大な支障が生ずるおそれがあったために、やむを得ず逮捕して、その後告発を待ったということでもございまして、端的に言えば告発を待つて捜査をするのが原則でございまして、そのほかは例外というふうな理解をいただいて結構だと思ひます。

○和田教義君 次に、長谷川リクルート国際バン会長が同じように当委員会に証言に立ちました。NTTがリクルートに転売したスーパーコンピュータXMP二一六、いわゆる一号機です。これの価格について長谷川さんに聞いたんですけれども、長谷川さんは、リクルート社の契約書を見ても、長谷川さんも約二十億円で買ったかと思うと、しかしクレイ社から幾らで買ったかわからない。

また、その上手教料を幾ら乗けてリクルートに売ったか、そういうようなことも私の任でなかったからわからないと、こういうふうに答へられました。しかし長谷川氏は、このスーパーコンピュータをリクルート社に売るときは一方の契約担当者、契約書にサインをしておる。そして、その相手は江副氏であるという事は証言でも認められておたわけです。そういう立場の人が、クレイ社からの購入価格が幾らであるということもわからない。それからそれに乗けた手数料が、マーティンが幾らであるかということもわからないというふうなことで、どうして契約がサインできますか。全く不可解な答弁だと思ふので、これは限りなく偽証に近いと私は思ふので、これも限りの参考人の方はどうお考えですか。

○参考人(村上治君) 先生御指摘のように、リクルート社から御依頼のありましたコンピュータシステムの設計建設費に係ります契約につきましては、当時データ通信事業本部長でございました長谷川氏が行いました。クレイ社から購入いたしました機器の価格に、調達に要した費用あるいは設計建設に要する費用等を加えて適正な価格でリクルート社からお支払いをいただいたわけでございます。

長谷川氏の当日の証言は、機器の購入価格を問われまして後に、引き続きリクルート社への売買価格について御質問があったために、機器の調達部門は国際調達室であるというふうなことから、確かにそれはそうなっておるわけですが、そういうことから先日のような証言になったのではないかと、かように存じております。

○和田教美君 今の答弁、全くわかりません。調達室長が調達、つまりクレイ社との契約書の担当者であることは私も承知しております。しかし、それにどれだけ上乗せしてリクルートに幾らで売ったかというふうなことは、当然長谷川証人は知ってゐるはずですね。これがわからないというのは、その手数料がわからないというのは全く理解できない。その点を説明してください。

○参考人(村上治君) ただいま前段で御説明いたしましたように、そういうことで契約をいたしておりますので、先生御指摘のようにそういう費用等については十分承知しているはずだというふうな考へております。

ただ、私が後段で申し上げましたのは、そういう機器の調達部門は国際調達室であるというふうなことを勘違いして、私はその任でないというふうなことを言ったのではないかと。こういふ大変緊張する場でもございまして、勘違いをいたしましたのではないかと、かように存じております。

○和田教美君 勘違い論でやらねちやもう言いようがないですね。

それでは、この問題に関連して通産省にお聞きしたいんですけれども、通産省の工業技術院もリクルート社の一号機と同じXMP二一六を買っております。二年後ぐらいに買っているわけですが、全体価格は大体四十数億円。リクルートがNTTから譲渡されたのは二十億ちょっとというところから、えらくこの価格に差があるわけですね。

それでその点が疑問なんです、この工業技術院が買った四十数億円というのについては、本体価格は幾らか、また周辺設備費用は幾らか、リクルートの分にはない半導体記憶装置というのがついておられますけれどもこれは幾らか、さらにクレイ社から買ったアプリケーションソフト、これはどの程度で幾らか、そういうものを合せて総体価格は幾らで調達したか、具体的にひとつ御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 実は、この種の設備といひますのは大臣決裁まで上がってこないものでございまして、きょう具体的な御質問があるいはおありかと思ひましたので、工業技術院長を呼んでございまして、工技院長から詳しく説明をいたさせたいと思ひます。

○政府委員(飯塚幸三君) お答え申し上げます。私も導入いたしましたコンピュータシステムのの中にスーパーコンピュータが入っている

わけでございます。それで、ただいま御指摘のように、システム全体としては四十六億一千万でございまして、クレイ社のスーパーコンピュータの本体機器部分は二十二億三千万でございまして、この前も御答弁申し上げましたように、この中には半導体記憶装置三億六千万を含んでおるわけでございます。そのほかに、私どものコンピュータシステムとしては、スーパーコンピュータ以外に周辺装置、これは私どもの研究用に使うためにスーパーコンピュータを能率よく働かせるための装置でございまして、十四億六千万を含んでおります。それからそのほかにアプリケーションソフトウェア、これは全部で四十五本でございまして、その価格は九億三千万でございまして、以上合算しまして四十六億一千万でございまして。

○和田教美君 それでは、NTTの参考人の方にお聞きしたいんですけれども、NTTの方はリクルートに譲渡した価格を、明確なことを一回も言ったことがないんですね。しかし、今のお話でも工業技術院の機種との関係でまだまだ疑問点があるわけですね。どうして二十億円以上の差が出たのか。今の御説明ですと、アプリケーションソフト、これが約十億ぐらい工業技術院にはついていておるわけですね。そうすると、今の計算からいくとアプリケーションソフトというふうなものは、とにかくリクルートの分については全く買わなかったのか。買ったということになれば、長谷川さんが言う二十億強ぐらいではとても売れないと思ふんですね。

それともう一つは、どうも聞いてみますと、クレイ社はかなり値引きをしたんではないかと言われておりますね、リクルートに回す分については、NTT関係では前後三機を輸入するということであつたので、NTTが調達する分は余り値引きをせずに、リクルート分については特に配慮して値引きをしたというふうなことがないかどうか。幾らで調達したか、それでリクルートに売った中身はどういうことであつたか、そういう点を

この際はつきりしていただきたいと思ひます。

○参考人(村上治君) リクルート社へお納めいたしましたコンピュータシステムの関係につきましては、スーパーコンピュータの本体あるいは外部記憶装置、基本ソフトウェアでございまして、それが主なものでございます。先生御指摘のアプリケーションソフトや、あるいはフロントエンドプロセッサ等は含まれてございません。また、本体なりあるいは外部記憶装置等につきましては、種類であるとか、あるいは構成台数によりまして価格というのは相当大きく左右されるものと考えております。

なお、私も、リクルート社向けの二台、あるいは研究所といたしまして二台購入しておりますけれども、いずれも適正な価格で購入いたしておるというふうな考へております。なお、こういったものにつきましては会計検査院の御調査も受けておりますので、特段そういう不適正であるというふうな御指摘はいたしておりませんので、さように考へております。

○和田教美君 値段を言わなきゃ適正とは言えない。

○参考人(村上治君) なお、購入価格につきましては、個別の契約内容でございまして、取引先の今後の営業活動に不利益をもたらすおそれもございまして、他の取引と同様に当事者以外には明らかにいたしておりませんので、この点お答えは御容赦いただきたいと存じます。

○和田教美君 郵政大臣にお尋ねしたいんですが、通産省は工業技術院の分を全部中身も言つた。そして田村通産大臣は前から別に秘密にする点は何もないと言つておるわけですね。特殊法人であるNTTが価格については一切言わないというの、これはどういうことですか。そういうことで郵政省は満足しているわけですか。

○国務大臣(中山正輝君) 自由化したしました企業の契約の内容にしましては、私もNTTからこの内容については、価格については公表ができないということを言われておりますので、私

どもこの契約、いろいろこれからのこともございますので公表をしないというNTTの報告を受けて、そのとおり私も考えております。

○和田教美君 この点総理、どうですかね、今の問題は、特殊法人ですから政府もいろいろ要求することができると思ふんですけれども、もうここまで来たら、疑惑の一つの焦点ですからはっきりした方がいいと思ひますが。

○國務大臣(竹下登君) 私の経験からいいますと、私が大蔵大臣でございまして一人株主であつたことがございます。今も株主であるわけでございますが、国庫大臣が株主になっておりますから、しかし、自由化したからという前提からいいますと、法律的根拠を正確に勉強してみなければいけません。郵政大臣のお答えが正しいのか、こんな感じで聞いておりました。

○和田教美君 この点は非常に不満ですけれども、次に、根拠刑事局長が公明党の塩田委員に対する答弁の中で、一般論で言つと、金を貸した事実があつてもよく調べるとそれが贈与に当たる場合もあると、株式の譲渡といつても客観的事実、当事者の意思を総合するとそれが贈与に当たる場合もあるかと思ふというふうな答弁をされておる。それから、総理も十六日の衆議院リクルート問題調査特別委員会の答弁で、結果として未公開株の売買は現金の贈与と同じ感じがするというふうなことを認められたということが伝えられております。

政府部内もようやく、このリクルートコスモス株のばらまきというのは実質的には現金贈与と同じだといふ認識をだんだん持つてこられたんだと思ふんですけれども、その点、総理にもう一度、そういうふうにお考えなのか確認をしたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 相対取引であらうと、あるいは市場を経由しようと、株式の譲渡、譲り受け、譲り渡し、これはまさに経済行為であります。そのとき申し上げたのは、そのとき質問者の方が、結果として一方が、譲り渡しの方が

そういう意図があつたら結果として現金贈与と同じことになるのではないかと、こんな質問でございました。たしか、で、結果として私も、今のお話を聞いておきますと、そういう感じを持ちました。法的な断定とかということじゃございせんが、素直に、素朴にそういう感じをお答えの中で申し上げたわけでございます。

○和田教美君 今の答弁のとおり、実質的に現金贈与と同じである、そういうケースが多いということ政府も認められたわけですか。

そうすると、国税庁当局に聞きたいんですけれども、国税関係のいわゆる課税問題が起つてこないかどうかということでございます。

土地の譲渡の場合は、個人から個人に不当に安く売つたと認定されると、その部分は贈与とみなされて贈与税が課税されますけれども、株の場合には、確実に値上がりする株を資金まで面倒を見て、そして不当に安く譲渡したとしても単なる商取引といふことで、全くそういう課税関係は起らないのかどうか。通常、個人から個人の場合には、不当に安い分については贈与税が課せられる。また、企業から個人の場合には一時所得で所得税が課せられることになっております。さらに、株式を譲渡した企業には有価証券譲渡益が発生するわけですが、低額譲渡したことを理由に、その分を利益計上されて法人税の課税が行われることとなります。これについては、株のこのような譲渡は主に特殊な関係で行われて、明らかに相手方に利益を与えるという意図に基づいて行われる場合が多いからだというふうに言われておる。

そこで、具体的ににお尋ねしたいんですけれども、五十九年十二月のケースあるいは公開直前の六十年九月に政治家などに再譲渡したケースなどについて、国税庁当局は新しい課税問題が起る可能性があるかと判定しているかどうか。最近の新聞報道によると、国税庁も特に六十年九月の、いわゆる還流株が無利子の融資つきで政官界などにばらまかれたということについて、一時所得としての課税が可能かどうかの検討を始めたといふふうな報道もあるんですが、国税庁当局の答弁はいつも一般論一般論と言ふのですが、もう一般論では通用いたしません。ここで具体的にこのケースについてひとつお答えを願ひたい。

○政府委員(伊藤博行君) リクルートコスモス株に関連しましての一般的な法律関係は、先ほど先生の方からおつしやつたとおり、キャピタルゲインに対する法制的部分と、それから場合によつて一時所得あるいは贈与税云々という関係につきましても、法律上の一般的な関係は先生おつしやつたとおりかと思ひます。私どもも、このコスモス株関連の問題につきましても、国会での御議論あるいは各種報道等も含めまして関心を持って見ております。

今後の問題につきましても、従来から申し上げておりますように、課税問題があれば当然必要に応じて調査をするという一般的な原則を、本件についてもそういつたスタンスで対応していきたいといふふうに考えております。

○和田教美君 既に調査を始めたか、検討を始めたかどうか、その点を確認したい。

○政府委員(伊藤博行君) 税金の問題といふものは、刑法とかそういう問題とちよつと違ひまして、いろんな資料収集の結果が、結果として申告されているものと対比で問題があるかどうかという格好になるものですから、どの時点をもって調査、どの時点をもって収集というのか、その辺の限界が非常に区別をつけるのが難しゅうございします。

一般的に申し上げて、常時我々はいろんな資料に関心を持って見ているということでもって御理解を賜ればというふうに思ひます。

○和田教美君 それじゃ、具体的に伺いますけれども、五十九年十二月に七十六人に譲渡されたケース、それから六十年四月に第三者割当てをした会社から、さらにいわゆるトンネル会社五社を通じて還流再譲渡されたケース、この二つについて、一つ、申告があつた場合、二つ、申告はあつたが不正の申告である場合、三、申告のない場合、この三つのケースが考えられるわけですが、それそれぞれの時刻は何年ですか。

○政府委員(伊藤博行君) 税務署長が申告所得税、法人税あるいは贈与税等につきまして納付すべき税額を増額させる更正あるいは決定を行うことのできる期間、これは除斥期間と申しておりますけれども、先生、三つの例に分けて御質問でございますが、単純過少申告の場合の更正は法定申告期限から原則として三年を経過する日まで、それから単純無申告の場合、この場合には更正ではなくて決定という言葉を使つておりますけれども、法定申告期限から五年を経過する日まででございます。それから、偽りその他不正の行為によつて税額の全部または一部を免れていた場合の更正または決定は、法定申告期限から七年を経過する日まで行ふことができるというふうに通則法で定めております。

○和田教美君 そうすると五十九年十二月のケースは、正しい申告があつたものについてはことしの三月で時効になつてゐる、しかし、それ以外はまだ時効まである程度ゆとりがあるということでは、国税庁はゆつくり構えてゐるということじゃないですか。その点はどうか。

○政府委員(伊藤博行君) 先ほど申し上げましたように、私どもは常にいろんな機会を通じて資料収集に努めておるということで、別にゆつくりとか急いでとかいう意味ではなくて、一生懸命やっております。

○和田教美君 刑事局長にお尋ねしたいんですけれども、刑事局長は塩田委員に対する答弁の中で、場合によつては贈収賄罪のわいする構成要件に該当したり、贈与税の課税の問題が新たに発生する可能性があるといふことを示唆されたが我々は受け取つておるんですけれども、そのように受けとめていいですか。その点お答え願ひたい。

○政府委員(根来泰周君) 従来から御理解いたしておられますように、この具体的な問題についてそれがどうだといふふうなことを申し上げることはないわけでございますが、そのときも特にお断

りいたしましたけれども、一般論といたしまして
実体と形式が異なる場合があるわけございま
す。

したがしまして、我々もいたしまして、形式
がどうであつても実体はどうかという観点から十
分検討すべき問題でございまして、仰せのよう
に、形式と実体がそごしている場合も多々あるわ
けでございまして。そういう意味で株式の譲渡の場
合でも、その譲渡差益が現金の贈与という場合も
あるし、貸借といったそれは贈与という場合
もあるということを申し上げたわけでございます。

○和田教美君 さつき言いましたワールドサービ
スからの再譲渡ですけれども、新聞報道などを整
理いたしますと、リクルートが売買あつせんをし
たというのではなくて、リクルートがトンネル会
社に一時売却しておいた二十万株を一括して買い
戻して、これを二十四人に分割して再譲渡したと
いうことになるわけですね。これはリクルートが
勝手にワールドサービスと二十四人の譲り受け人
との売買約定書をつくったということだと思ふん
です。

こういうことは、刑法上私文書偽造ということ
にならないかどうか、お答えを願いたい。

○政府委員(根来泰周君) これも問をもちて問
いに答えるような話で恐縮でございましてけれど
も、刑法の百五十九条には、「行使ノ目的ヲ以テ
他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ
事實証明ニ関スル文書」等を偽造したときには「懲
役ニ処ス」と、こういうふうになつておるわけ
でございます。

これも、あくまでも事実関係でございましてけ
れども、文書偽造というのは非常に難しい問題がこ
ざいまして、例えば名義人から事前に了解を得て
いる場合とか、あるいは新聞の投書だとかさうい
うもののように、仮名を用いて文書を作成したよ
うな場合でも、必ずしもその人格がその文書を作
成した者と誤信させるおそれなく、人格の同
一性について欺瞞があつたと言えない場合等はこ

れは文書偽造に当たらないというような解説もご
ざいまして、これはやはり事実関係をよく調べ
ないと、仰せのように私文書偽造に当たるとどう
か断定できないところだと考えております。

○和田教美君 次に、労働大臣にお尋ねしたいん
ですけれども、リクルートコスモス株三千株を譲
渡されていた加藤前労働事務次官、これとリクル
ートのいわゆる癒着という問題について、これが
疑惑の焦点の一つになつておるわけですから、こ
れも、五十八年、五十九年と就職情報誌トラブルが
多発して、当初労働省は、出版社を届け出制とし
たり、報告、立ち入り検査、その他法律による規
制を強化するということを検討していたという報
道がありますね。しかし、業界の反対運動などが
あつて、規制強化の方針で進められていたこの職
業安定法改正が一転して自主規制となつたと、こ
ういうことですが、この経過が極めて不明瞭、不
透明なんですね。

というのは、職業安定法の改正が六十年六月
で、そこで自主規制ということがはつきり確定を
したわけですから、東京都の労働経済局の調
べによりますと、自主規制のもとで求人広告を
める苦情や相談がかへつて殺到しているという事
実が明らかになりました。六十年一年度は五十九
件、六十二年度は百二十三件、こういうことから
見ても、強引にとにかく加藤さんがそちらの方向
に持つていったことについてはいよいよ疑惑が深
まると思ふんですが、その点はどうかお考えで
すか。

○政府委員(岡部晃三君) ただいまのお尋ねで
ございまして、求人情報誌に対する対応というのは
昭和五十八年夏ごろから事務レベルでの検討が行
われたわけでございます。この検討の内容と申し
ますのは二本立てでございまして、業界による自
主的な改善努力によつて適正化を図るということ
と、あわせて何らかの法規制を検討するとい
うことであつたわけでございます。

その法的規制の面でございまして、当
時他の案件、具体的には労働者派遣法案の調整が

極めて難航いたしました。この求人情報誌につ
いての法的規制の問題につきましては、事務段階で
は極めて着詰めが足りなかつたというふうなこ
と、それからまた、ちょうど臨調答申の時期で
ございまして、許認可の新設は厳に抑制するとい
う方針が出たところでございまして。

それからまた、業界自身自主的規制をやるう
という機運が、ばらばらであつた業界がようやく
とまりを見せできた時分でございます。したが
いまして、新聞自身、新聞は求人求職の欄を持
つております。そこで誤つた広告が出ないように
というのは、新聞業界みずから自主規制を行つて
いる結果、成果が上がつておるものでございま
す。この例を参考として自主的規制を行わせること
あるいはまた職業安定法も改正をいたしまして、
募集主の倫理規範的なものを設けさせるといふ
うなことで方針が出まして、その結果、措置がと
られたわけでございます。

お尋ねの、トラブルの件数がふえているのでは
ないかというふうなことでございまして、けれど
も、東京都政局に寄せられた数字を御引用で
ございまして、全国求人情報誌協会に寄せられた苦
情、相談の件数につきましては、大体千件程度で
推移をいたしております。

一方、その間広告の数自身は毎年二割増しのペ
ースで増加をいたしております。

なお、この点につきましては適切な処理に努め
たいと考えております。

○和田教美君 五十九年四月十七日の衆議院社会
労働委員会、その速記録がここにございまして、
けれども、そこで職業安定局長であつた加藤氏が、就
職情報誌トラブル問題について、「今、こういう
情報誌に對しまして広告掲載基準というものをし
つかり自主的につくつて、そしてそれを自分自身
で守つていただくような指導をしておるわけでご
ざいます」というふうな答弁をいたしておりま
す。

ところが、これは毎日新聞の十二月五日付の記
事ですけれども、この加藤さんの業界自主規制論

というのは、まだ労働省内の結論を得ていない、
つまり法的規制をやるというふうな考え方もま
だ十分あつたという段階での突出発言、誘導発
言であつたというふうなことが書かれておりまし
て、そういうことを労働省の幹部が証言している
という記事でございまして。そしてまた、職業安
定局長がこういう誘導発言をしたために局内で
も、これはもう法律規制はとて無理だなどとい
ふうなことで、漸次自主規制の方向に転換をして
いった、そういうふうな傾いていったというふう
な報道もあります。

ところが、加藤さんが十一月二十一日の衆議院
リクルート問題調査特別委員会の証人喚問で、五
十九年段階では私は、雇用保険法、労働者派遣法
といった問題法案にかかりつ切りで、職安法の検
討は担当課長に一任して、実務的には検討結果を
後で局議にかけてもらつて了承したと、まるでこ
の法案には関係がないようなことを証言している
わけです。

〔委員長退席、理事斎藤十朗君着席〕
しかし、今の話によると、加藤さんは最初から
自主規制の方向で強引に突出発言までして持つ
ていった、こういうこと。そこにリクルートとの癒
着の疑惑というふうなことがますます深まつてく
るといふふうに私は思ふんですが、その点は
労働省としてどういふふうに判断をしておられ
ますか。

○政府委員(岡部晃三君) お尋ねの点でござい
ますが、先ほども若干申し上げましたけれども、五
十九年四月の衆議院社労委における答弁、この時
点を考えてみますと、ちょうどその前の月の
三月に雇用情報センターというものが業界の出
捐によりまして成立を見たときでございまして。要
するに、非常にばらばらでございまして業界がよ
うやくまとまりを見せたというその時点ござい
まして、最初から二本立ての線ではトラブル防止を
模索しておつた時期でございまして。まずこの自主
的規制については、この際これをやつてしまおう
というふうな時点でもございまして。加藤さんの

社労委における答弁というのはいささしくそういう自主規制をまずひとつ上げようというときの時点でございまして、そのことが念頭に強くあつて言ったのではなからうかと思ひます。その当時、法的規制につきましても何らかの方法はないかということを探索しておるのは、これは先生御指摘のとおりでございます。

そこで、その担当課長に一任しておつたという加藤さんの証言の問題でございますが、私も当時の関係者を再三にわたり聴取をいたしました。まさしく当時は、雇用保険法の改正及び労働者派遣法の制定という二大案件を抱えまして、四苦八苦をしておつた時代でもございます。したがいまして、この職業安定法の改正につきましては担当課が専ら中心となつて作業をしていたということ、私も聴取した限りにおきまして誤りのないことであらうと存じている次第でございます。

○和田教養君 それでは次に、証券局長にお尋ねしたいんですけれども、証券取引審議会がリクルート疑惑を契機として世の注目を集めている株式公開制度のあり方、これについて不正取引特別部会で検討を急いできた。その結果、大体会部の最終報告がまとまつて、二十一日の証取審議会でも答申が正式に決まるという運びになつたという報道がございします。答申の内容については既に新聞にその一部がいろいろ伝えられておりますけれども、正確にはどういう方向でまとまつてきたのか。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

もし、まだ報告前だから、正式決定前だからそれが言えないとすれば、そういう報告の線を踏まえて、大蔵省として今後再発防止策について基本的などういう考え方で臨むつもりなのか、もう大蔵省の考え方も煮詰まつてきていると思うので、この際まとめてひとつ御報告を願ひたい。

これで、私の午前中の質問は終わりたいと思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 今御指摘のように、リクルート問題等株式の公開制度をめぐるいろいろな

問題につきまして、これを是正するために証券取引審議会不正取引特別部会を九月九日から再開いたしましたいろいろな議論を行つてるところでございします。できれば今週中にでも審議会の結論を出していただきたいということで、今検討しております。

ただ、文章等につきましては、現在いろいろなお修文その他をやつておりますので、明らかにできませんので検討の方向だけ申し上げさせていただきます。

まず、不正取引特別部会におきましては、株式公開制度の見直しに当たりましての基本的考え方、あるいは公開前の特別利害関係人等への株式移動、あるいは公開前の第三者割当てとか公開株の価格決定方法、そういったいろいろな問題につきまして御審議をいただいたところでございします。

基本的な考え方といたしましては、公開を控へましての株式の取引と公開後の取引との間でバランスをとる、どのようにしてとつたらいいか、それによつて一般投資家の不公平感というものをどう解消したいかという点、そういったことから、これは単なる市場参加者の姿勢の問題として解決することではなくて、やはり制度の問題としてこれを解決していく必要があるのではないか、こういった基本的な方向について検討が行われたわけでございます。

それから、公開前の特別利害関係人等の株式移動に対する規制にしましては、店頭登録につきましての禁止期間とか、あるいは株式の移動の状況の公開時におけるディスクロージャーといった方向について検討が行われております。

それから、公開前の第三者割当て増資に対する規制にしましては、店頭登録についての規制期間とか、あるいは第三者割当て先に対する一定期間の保有の義務づけとか、割当て先の公開時におけるやはりディスクロージャー、そういった問題について検討を行つていくわけでございします。

公開株の価格決定方法につきましては、公開株式と初値との乖離が問題となつていくわけでございします。その原因は一体どこにあるのか、やはり改善策といたしましては、一般投資家の需給を反映した形で公開価格決定を行う必要があるのではないか、こういった点について、その入札といったような問題を含めまして検討が行われていくわけでございします。なお、これに関連いたしまして、店頭登録に關しますところの証券業協会の審査機能を強化すべきである、こういった方向についても議論が行われていくわけでございします。

いすれにいたしましても、大蔵省といたしましては、近くといひますか、今週中にでもその審議結果をお取りまとめいたしまして、御報告をいたしたくというふうな予定になつておりますので、これを踏まえましてその具体化のための措置を早急に講じてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○和田教養君 さつき質問はこれで終えると言ひましたけれども、まだ十二時までもと時間があるからもう一つやれというところで、消費税法案について入ります。

私は、欠陥法案と思うんですけれども、なぜその成立を急ぐのかという点について、総理のひとつ見解をお伺ひしたいんです。

参議院の審議が進むにつれて、ますます消費税の持つ根本的な欠陥が露呈されてきたというふうな私には思ひます。小倉税調会長自身が墮落型の間接税というふうな言つたんですけれども、新聞論調なんかを見ましても、この法案についてはあいま、粗雑、いかげんと一刀兩断で切りつけられておるような状態でございます。にもかかわらず、政府は法案自体の修正は一切やらない、というふうなことで来年の四月実施を強行する、というふうなことでございします。我々は、この消費税法案はもう論議の対象にすらなり得ない内容の欠陥法案であるというところから、これを全面撤回してほしいというふうな要求をしていくわけでございしますけれども、なぜ総理はそんなに頑張るのか、改めてその

点をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、この問題についていろいろな議論がございしますのは、一つは幸いに国民が勤勉で、今、自然増収というふうなものも出る段階ではないか、だから急ぐべきではないではないか、こんな考え方もあります。しかし、この問題は私どもは土地の高騰とかそういった一時的要因が多い、こういったようなことも申し上げておるわけでございします。

そしてまた、今度は税法を構築いたしましたら、何としても簡易課税方式とか、あるいは免税点問題とかいうようなところは、今、先生おっしゃったあいま、粗雑といひますか、そういった小倉会長のお言葉にもありましたような指摘を受けておることも事実でございます。特にこの問題の指摘は、本院へ参りましてからたくさん時間、受けておるわけでございします。これらにつきましては、私もいたしましては我が国になじみの少ない税金でございますから、若干の精緻さを欠くというのには御理解をいただきたい、こういう線でお願ひをしておるところであります。

さらにさかのぼつて申しますと、やっぱり税法は十八世紀の税法、十九世紀の税法あるいは二十世紀の税法というふうな流れを経てまいつておりますが、大体一つのシャープ以来の傾向からいいますならば、私はまさにシャープ以来の税制というもののいろいろなゆがみ、ひずみが生じてまいりまして、それがなかなかすぐ稼得を中心とする課税、特に源泉徴収等の対象になられる勤労所得者の皆さんというところにも大変な重税感というものがやつてきた。これを十年間いろいろな議論をしながら、そして経済界も比較的安定している今こそこの新税の導入があるわけでございしますから、環境の整つた時期と考えておる。そこに和田委員のおっしゃいますところの、公明党はもともと基本法で手順法をお出しになつておりますが、それの手順の結局長い短いの問題と、過去の議論を手順の中に入れるかどうか、このところの差であつて、本質的には大体物の理解の上に立つて御議論

をいただいておりますものというふうに私は認識を
していただいております。

○和田教養君 午前中の質疑はこれで終わります。
——まだいいですか。

○委員長(堀本又三君) 理事会で十二時までとい
うことで決まっておりますので、もしかりまし
たら、してください。

○和田教養君 それじゃもう一つ。

今の環境が熟してきたということについて、僕
は環境は全然熟していないと思うんですね。与野
党の対立が激しくて、野党は全部反対しているわ
けです。国民にも強い反対運動がある。そして総
理は、爾々と対話し論議できる環境が整ったとい
うような趣旨のことも今まで答えられておる。し
かし、そういう状況にも全くないと思うんです
ね。

それから、さっきちょっとお触れになりました
けれども、自然増収の追い風ですね、これがある
ということは財政的には何も急ぐ要素は全くな
くなってきていることですが、その点につい
てもう一度御見解を願いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 十二時を見詰めながらお
答えをさせていただきます。

今の前段の答弁の中でも申し上げましたよう
に、私は、確かにニュアンスの相違はございま
しょうとも、野党の皆さん方が反対なすって我が
党が賛成をしておる、こういう状態にあることは
知いたしております。

したがって、こうして議論を重ねながら反対と
賛成の間の修正部分等についての御議論もいた
だき、本来国会は、原案反対、修正部分賛成とい
うことについては、これは議決の仕方に長い間議
論のあったところでありまして、そうした形で送
られておる法律でございますだけに、そしてまた、
こうして和田さんと議論しておるわけございま
すから、爾々たる環境は整っておるんじゃないか
なというふうに思っております。

それから追い風論。これは確かに私も承知
しております。そういうときにこそ、財源論とし

て議論するのではなく公平論として議論できる絶
好の機会ではないかなと。ここに見解の相違と言
つてしまえばそれまででございますけれども、実
際貴党の基本法というのは、読んでみますと手順
法として私もそれは認めます。が、重税感部分、
不公平感部分ということについては大体基本認識
は一致しておるんじゃないかな、もうそういうふ
うに受けとめさせていただいておる。

十二時になりましたので、以上でお答えを終わ
ります。

○委員長(堀本又三君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時に委員会を再開することとし
て、これにて休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(堀本又三君) 税制問題等に関する調査
特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、各案について質疑を行いま
す。和田君。

○和田教養君 午前中に引き続きまして、消費税
法案についての質問を続行いたします。

午前中の総理の答弁で、少なくとも財源問題に
ついては消費税を早く導入する必然性はないとい
うことをお認めになりました。

そこで、私は論点を少し進めて、私の試算によ
ると、消費税は撤回をして、そしてそれ以外のつ
まり所得税、法人税、その他の、今衆議院修正を
受けて回つてきている関係法案は全部通す。そう
しても今のこのどんだん伸びておる自然増収で賄
うことができるんじゃないかという問題をひとつ
提起したいと思ひます。

それで、これは非常にラフな計算ですけれど
も、私はこういうふうに見ておるわけです。最近
の新聞報道によりますと、今年度の税収は極めて
好調で、当初予算の税収見積もり四十五兆九百億
円を三兆円前後上回る見通しになったというふう
に言っております。しかしこれは今年度分の所得

税減税と、それからことし一月にさかのぼって実
施予定の相続税減税、こういうものを合わせた減
税約二兆円をのみ込んだ上での計算であつて、
六十三年度の当初予算比の自然増収は実力では五
兆円あるいはそれ以上になるといふことだと思
うんですね。このような税収好調が六十四年度も続
くとすれば、六十四年度の税収増加額は、私の推
計では五兆円程度になると思ひます。

そこで、消費税の導入を取りやめて、現行間接
税はそのまま据え置く、そういうふう
に仮定をいたしまして、その他は、衆院修正どお
り税制改革を実施したとしても、増収、減収分を
差し引き計算して約三兆八千億円の減税財源があ
れば足りるという計算になります。

ですから、現在の税収動向が続く限りは、衆院
修正程度の所得税、法人税などの減税は消費税抜
きで十分可能だといふふうに思ふんですけれど
も、総理、大蔵省の見解をお聞きしたいわけでご
ざいます。

○政府委員(水野勝君) 六十三年度の税収は、現
時点におきましては比較的好調でございます。こ
とに仰せのとおりかと思ふわけでございます。ま
た、そうした見込み等も踏まえたところであらう
かと思ひますけれども、六十三年、既に減税が
御指摘のように所得税で行われておりますし、
また、御提案されている税制改革案では相続税を一
月にさかのぼって適用するということもいたして
おるわけでございます。しかしながら、今回はま
さに最初からの御議論もございますように、今回
は税収を確保するということを念頭に置いての抜
本改革というのではございませんで、税体系、所
得、消費、資産の均衡のとれた御負担をいただく
ような改革をお願いをするということでございま
す。

そういうことの中で、消費につきましても適切
な御負担をいただけるということを前提にした場
合に、所得税なり法人住民税なりの減税も恒久的
な減税として可能になる。そうした間接税なり資

産課税の面での全体的な見直しの中で、まさにそ
れを前提としての減税でございます。減税だけと
いうことでございまして、やはり税収的な面はも
ちろんございませぬけれども、基本は均衡のとれ
た税体系といふことでございまして。

それから、確かに六十一、六十二、六十三年
度と税収は好調でございますが、こうした税収はあ
くまでなおかなり国債を発行し、また残高が百
五十兆、百六十兆円という国債を発行している中
での増収でございますので、税収がある、だから
即減税ということには結びつかないのではない
か。やはり所得、消費、資産、その均衡のとれた
税体系を御審議をお願いする、その中で初めて減
税の問題も議論できる問題ではないかと思ふわけ
でございます。

○国務大臣(竹下登君) 今、主税局長が申し上げ
たことと差があるわけじゃないんですが、やっ
ぱり所得、消費、資産といふもののいわゆるバラ
ンスのとれたという、それがまず基本にあります
ので、これは一年待ってもその財源の問題は別に
心配することないじゃないかと、こういう理論、
そういたしましたようにとは言えない。

それから、私は長年いわゆる財政再建路線の大
蔵大臣をやっておりましたから、自然増収があれ
ば財政再建路線の方へ、すなわち今は納税者でな
い子や孫へのツケを回すことに充てようというの
が基本的な考え方になりがちな性格になっており
ます。

○和田教養君 中曽根前総理の税制改革案はいわ
ゆるレベニュー・ニュートラル、増減税差し引き
ゼロということでございます。ところが、これ
に對して竹下内閣が提出しました税案、修正前
の税制改革案ですけれども、これは二兆四千億
円の純減税といふふうになっていました。この政府
案を法人課税の減税と個人課税の減税という観点
から見ますと、法人課税は、法人税減税一兆八千
億円と法人課税の適正化による増税六千億円で、
差し引き一兆二千億円の減税ということになって
おります。そうすると、全体で二兆四千億円の純

減税のうちで、その半額、つまり一兆二千億円が法人課税の減税に回っているわけです。本来法人税の基本税率の引き下げは法人税自体の課税ベースの拡大によって行いべきであるというふうに私は思う。

また、一九八六年の米国の税制改革では、千二百億ドルの所得税減税の財源をすべて法人税の増税で賄っており。ところが、今回の改正案は、政府案は法人税の課税ベースの拡大が非常に不徹底のために、結果的に消費税という個人課税によってその財源を賄うことになってしまっている、こう思います。これは家計への負担増によって法人税減税を行うというものであって、税のあり方として筋が通らないかというふうに思うんですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(水野勝君) 法人税につきましては、昭和五十年代に入りましてからは所得税減税ということはだんだん行われなくなりましたが、一方、財政需要にこたえるということから五十六年、五十九年と二回にわたって税率引き上げが行われました。その税率引き上げを行う場合には、まず税率引き上げを行う前に企業関係の租税特別措置なり引当金、準備金等を見直して極力課税ベースの拡大を図る必要がある。それでどうしてなかなか対処できないときには税率の引き上げをというところで、その税率引き上げを二回お願いをしました。そういうことでございますから、昭和五十年代に入りましてからは、租税特別措置につきましても極力縮減をお願いをする、新設は御遠慮いただくということでやってまいりましたところでございます。

したがって、昭和四十年代あたりでございますと、租税特別措置による減収額というのは八%、九%、法人税収の九%程度ぐらいにまでふえておったところでございますけれども、現在は法人税収に占めます割合は三%程度でございます。したがって、これは法人税率というベースに直してみますと、一%程度のものであろうかと思っております。

また、そのように五十年代に入りまして租税特別措置を極力見直しをさせていただいてきたところでございますので、残っておりますのは科学技術の振興でございますとか、住宅対策でございますとか、公害対策でございますとか、かなりもう絞られてきておりますので、こうしたものをさらに基本的に廃止するなり見直しをして税率引き下げに回すというところはかなり限界があるかと思っております。

確かにアメリカの場合は、レーガン改革におきましては、五年間ではございますけれども、千二百億ドルぐらいの増収を講じたところでございまして、これはまさにレーガン税制の、今回のレーガン税制はそうでございますけれども、その何年か前をさかのぼりますと、思い切っても企業の優遇措置を講じた、それがかなりな規模のものでございまして、その代表は投資税額控除でございます。それから大規模な租税特別措置を講じていろいろ政策を進めてきた。それがかえってゆがみを生じてきているという指摘もあって、これを税率引き下げとともに廃止した。まさにそれだけ大きな特別措置が思い切って大胆に講じられていたそのまた反映であろうかと思っております。

○和田教養君 総理は、かねがね消費税の導入について逆進的な税体系になるなどの八つの懸念を提示されております。そして、しかしこれらの懸念は税制以外の予算措置などによって中和することが可能だということを委員会でもしばしばおっしゃっております。

しかし、先週の本委員会における公聴会で、税の専門家の意見の多くは、このような八つの懸念の多くは消費税という制度そのものから生まれるものであって、これを工夫によってある程度薄めることはできても、欠陥そのものを完全になくすることは不可能だ、中和することは不可能だという意見でございました。例えば逆進性の問題一つ取り上げても、政府は低所得層に対して生活保護基準の引き上げとか、あるいは老齢福祉年金を多

少増額するとか、あるいは一時金を出すとか、いろいろ苦勞されておるようでございますし、それはそれで結構なんですけれども、しかし公聴会ではある御婦人の税理士の人が母子世帯の問題を取り上げられまして、これらの母子世帯の大半は生活保護を受けることを潔しとせず自己の勤勞によって生活しているから、生活保護という社会保障ではカバーできないというふうなことを主張されたわけです。

私は、本質的には税制のゆがみ、欠陥というのは税制で直すべきだというふうに考えるんですが、その点についての総理の御見解をお聞きしたいわけです。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいますとおり、間接税の本来持つ逆進性、これは私も否定しておられません。可能な限りこれらが税制の中で是正されるべきだと、この考えも正しいと思います。したがって、課税最低限の引き上げ、各種控除、なかんずく中堅層に対する控除、中堅層に効く控除と、こういうふうなことで一つは中和していくのが本筋だと思っております。

それで、税外の財政支出の中で中和しようというものが、今御指摘なさったとおり、今度は生活保護水準の引き上げ、それでやっぱり生活保護水準と課税最低限の間の方に對するものも措置というものを今いみじくもおっしゃった一時金、まだ決まったわけじゃないかもしれませんが、そういうことで手を当てていこうということで、今まさに詰めの最中であるとも申しましたように、そういう考え方でございます。

ね、大体この記録によると「四人家族で千五百ドル」と書いてありますが、それを所得税額から控除すると、そういうふうな制度をカナダはとっているというところでございまして、さらにアメリカでもフリードマンだとか、そういう学者がこれに類似するような考え方、いわゆる逆所得税といいますが、負の所得税、マイナス所得税というふうな考え方を主張しております。

そこで、総理の言われる懸念を中和する方法として、日本の場合もこういう低所得者層に対して、そういう制度というふうなものを導入するお考えがないのかどうか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(水野勝君) 税と社会保障を一体として負の所得税ということでは対処しようという学説なり考え方があることは承知をいたしてございまして。我が国においても時々議論はされることはございます。

ただ、この負の所得税制度でございまして、これを社会保障制度の柱にするわけでございまして、現在の我が国の社会保障制度は、お年寄りとか身体障害者、今お話しした母子家庭、そうした方々の態様、個別の事情に応じまして適切な給付を行うようにしているという体系でございまして、これを負の所得税体系に統一いたしますと、もうその方の所得水準だけによってすべてを律しようということではございまして、現在の我が国の社会保障制度体系といったものを基本的に見直すことにならうかと思っておりますので、なかなか大問題ではないかと思っております。

まさに総理から申し述べておりますように、我が国におきましては、所得税の課税されている世帯におきましては所得税の面で所要の措置を講ずる、それ以下の低所得者については歳出を含めた体系できめ細かく配慮をする、これが従来から我が国がとってきたところでございまして、これがまた実情に応じた対処方法ではないかと思っております。

ておるところでございます。ただ、これもカナダの場合でございますと、百六十万円程度の所得の世帯についての措置でございます。我が国におきましては、かなり課税最低限も高くなっておりますので、この水準の程度の所得者につきましても措置でございますと、これはもう歳出面と申しまゝ、社会保障面で対処されるべき問題に、我が国におきましてはそういうものに当たるのではないかなと思っております。

○和田教美君 総理の言う八つの懸念の中に、税率の安易な引き上げが行われて歯どめがからないう懸念があるということもおっしゃっております。ところが、総理はこの点について、国会の議決が大きいハードルになってこれが歯どめになるんだということを繰り返しておっしゃっております。しかし、私はヨーロッパ諸国の例から見ても、この説をうのみにすることはできないわけなんです。なぜかといえば、付加価値税が実施されているOECD加盟十八カ国です。この例を見ても、国会の承認というハードルが立派にあるわけですが、当初低率で導入したどの国も数年のうちには二けたの税率にアップして、今一けたの税率というところはないですね。そういう現実から見ても、国会がハードルというのには必ずしも歯どめにならないんじゃないか。特に、この消費税に非常に関心される自民党が絶対多数というふうな状況の中では、余計どうも危いんじゃないかというふうに考えるわけです。

とにかく、そういう点でもう一つの問題は、税率三分は安い安いということをおっしゃるけれども、しかし必ずしも低いと言えないんじゃないか。というのは、日本の今度の消費税は、課税ベースという課税対象が広い例はありませんね。そうすると、課税ベースが広いと税率が低くても要するに税収は相当な税収になるわけでございます。そういうものも勘案をしてこの税率の問題というのは論じなければいけないと思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) まず、国会が歯どめでございまして、何言っても、当たり前前のことじゃないか、租税法主義がありやそのとおりじゃないか、こういう議論があり得ることを私も十分承知しております。しかしながら、こうして国会で議論しております、下げる問題なら別として、税率を上げる問題がそんなにすんなり通るわけでもないという感じを強くします、この十年間の反省の上に立つて。

それから、与党内で三割ということを決めるために物すごい議論があつて決定したものであります。そのことを知っておりますから、言葉の上では、私が申しますのは、上げるような環境にあらうはずがありませんと、こんなことを申し上げておるわけでございます。

ただ、私も申し、今も御指摘がありましたように、ヨーロッパの場合は仕組みが違います。いわゆる基準税率があつて、税率にゼロ税率があつたりといういろいろな段階がございまして、総じて三割というのはそれから見れば低い税率であることは事実でございます。しかし、ヨーロッパは上げてきたではないかと言われまして、それは歴史的には絶えず結局勤労所得減税というものをやりながら上げたという、むやみに上げたわけじゃないですね。しかし、ヨーロッパの方々も、それでいつの間にか国民負担率全体あるいは租税負担率全体で見るとこんなに高くなつておつた、したがって、早目に社会保障の中にお世話になつた方がよいというふうなことから、ヨーロッパ病なりいわゆる勤労意欲の停滞をもたらしたわけだと思つて、そのことも大いに反省になることだと思つてございまして。

ただ、私が最小限最後にいつもお許しいただいておるのは、税制というのは、最終的にはそのときに生きとし生ける国民が受益と負担ということとで判断するものだから、未来永劫にこれを縛ることだけは、やっぱり歴史の一コマの中に存在した私たちがそれを未来永劫までこのことをしてはならぬ。少なくとも私の内閣においては、というふう

なところその境界を求めながらお答えをしておるところでございます。

それから、先ほどのことでちょっと落としましたが、母子家庭の云々がございましたが、私も念頭にありますのは、母子家庭のうち児童扶養手当を受けていらつしやる百八万世帯というふうなものも念頭に置いて今最後の詰めをやらしていただいております。

○和田教美君 政府は、消費税法が成立すれば来年四月一日から実施する、延期はしないということをおっしゃいます。しかし、四月から実施ということになるとあと三ヶ月、しかも正月休みをとると三ヶ月もないわけですね。そんなことで新税の準備とか税務職員の学習、教育、納税者への周知徹底というふうなことは到底無理だと私は思ふんです。例えば納税義務者である事業者にしても、新たにレジの取っかえとか、あるいはコンピュータあるいはコンピュターソフトも手直しするとか、いろんな新しい要するに機材の購入もしなければいけない。そういうことは、全国一斉に注文されてくるというふうなことになる。これはお手上げ状態になつて、三月末までにそういう準備は到底整わないというふうな可能性がたつてあり得るんじゃないかというふうに私は思ふんです。

そこで、通産大臣にお聞きしたいんですけれども、そういう準備はできるのか。やってみてできなかったというんではこれは大混乱になると思うので、私は恐らく相当な混乱が起るだろうというふうに思ふんですが、その点が一つ。

それから、これは大蔵省にお聞きしたいんですけれども、例の弾力的運用ですね、衆議院で修正としてつきました、半年間は弾力的運用というものです。この内容について大蔵省はさっぱり具体的に回答にならない。なるほど与党と野党の間で取り結んだんだからおまへで勝手に考えろというふうな態度のように見えてしょうがないんですが、少なくとも修正として衆議院を通つてきているのであれば、行政当局として、もうこの辺

でどういうふうなことだということを具体的に責任のある答弁をすべきだと思ふんですが、その二点についてひとつ伺ひたいします。

○国務大臣(田村元君) 実は、私も今の問題で一体これ大丈夫なのかと思つて事務方に十分の検討を命じました。その報告を聴取いたしました。まあ専門にしております通産官僚の説明によりまして、売上税をめぐる議論や我が国の生産、流通の実態を十分に踏まえて、帳簿方式、簡易課税方式等の採用、また非課税取引の削減などを通じて消費税の仕組みの簡素化が図られておるのであつて、各種プログラム、ソフトの改編も比較的小規模で済むなど、事業者の納税事務負担は相当程度軽減されるものと考えておるところでございます。またレジスターの買いかえを行う場合に、電子レジスターの買いかえを必要と見込み、生産規模などを考え合わせますと、少なくとも初めての納税時点までの買いかえには問題は生じないと思われという報告をいたしました。しかしながら、産業界におきましては消費税の四月一日導入に対応できるのかという懸念があることも確かでございます。今後、消費税法の修正によりまして明示されました消費税の今おっしゃいました弾力的運用が検討されております中で、このような産業界の懸念に対しまして十分配慮がなされるよう目下大蔵省とも連絡をとりつつございまして、その対応に遺憾なきを期したい。今、大蔵、通産が非常に集中的にこの問題等について意見交換を交わしておるところでございます。

○政府委員(水野勝君) 衆議院におきましてこのような条文をいただいたところでございまして、もう事務的にこれは最大限に尊重し、その趣旨が実のあるように生かされるよう目下検討中でございます。ただいま通産大臣からも御説明がございました。まさに私も関係者と現在大いに詰めているところでございまして、決して国会で入ったものだからというふうなことはございませぬ。そういう御指摘なりをいただく前に、むしろ

私どもとしても委員から御指摘のように円滑にとかく実施ができるということが私どもとしての最大の務めでございますので、そこへこのような条文をいたしたいというところは、まさに重く受けとめて鋭意詰めているところでございます。

○和田教養君 大型間接税を導入している諸国の例を見ましても、日本の消費税のように課税範囲、課税ベースが極端に広い国はほとんどございせん。売上税法で失敗したというので非課税品目を極端に絞った結果、基本的な生活必需品である食料あるいは水道の水にまで税金がかかる。この間の公述人も、水道は命の水ということで盛んにその点を主張されておりましたけれども、そういうことから見ても、この税制はおよそ人間味のない税制ではないかということがよく言われるわけでございます。ヨーロッパを見ましても、食品や水道、衣料などは非課税ないしゼロ税率あるいは軽減税率で配慮いたしております。大蔵省は日本に似た例としてニュージーランドを挙げておりましたけれども、これが唯一の類似国ではないかというふうに思ふんです。

それからまた、日本の場合には一律三％の単一税率。これも標準税率のほかに軽減税率あるいは割り増し税率で複税率制をとっているフランス、西ドイツなどと比べて非常に違っている点でございします。

また、これは既に何回も論議になっておりますように、E.C.型付加価値税のように伝票方式、インボイス方式をとらずに、所得の捕捉が非常にいいかげんな帳簿方式をただ納税義務者の反対を和らげるというふうなことだけで導入をしている。こういうことなんです、一体この帳簿方式をとっている国が世界じゅうでほかにあるのかどうか、それをひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) ヨーロッパの国々にはこの種の税はかなり古くから実施されているところがございます。そうした時代的な背景を考えますと、もろもろの消費の態様に応じて複税率等を

考えるということもあつたかと思ひわけでございますが、比較的と申しますか、最近のように消費が全体として高度化の中で、その内容が多様化するともに平準化しております。このような現在の社会におきましては、所得とともに消費につきましても広く薄く課税をお願いするというこのような税の考え方からいたしますと、薄い税率でしかしめるだけ例外のないようにお願いをするというのが、現時点での経済社会情勢により即応した消費税とも言えるのではないかと思ひわけでございます。

それから第一点の帳簿方式といったものにつきましましては、古くからございましてヨーロッパには余り例はございせんが、フィンランドにおきましてこのような税は帳簿方式であるというふうに承っております。

○和田教養君 今度の法案は消費者を無視した消費税というふうに言われておる。一番の問題点というのは、消費税は最終的には消費者が負担する税であるにもかかわらず、実際に払った税金が国庫に果たして完全に納められているのかどうか、それがわからない。また、税額が物の価格の中に潜り込んでいる場合には自分の負担する税額さへはつきり知ることができない。こういうのが消費者の不満ということではないかと思ひます、そういう不透明性というのは、私はやっぱりもつともな批判だと思ひます。そして、そういう不透明性が生ずる原因として、この消費税の仕組み自体、つまり簡易課税制度とか三千万円以下という他の国に比べて高い免税点、さらに帳簿方式などがあるというところは、既にこの委員会の論議でも何回も指摘されているところでございします。

そこで、私の考え方ですけれども、せめて消費者が自分の負担する税額をはつきり知ることができるといふこと、本体価格とは別に消費税分を幾らであるかというのを必ず別枠表示するといふふうな統一したかどうか。税額表示を一律に義務づければ、事業者がそれを懐に入れるのもためらうといふふうなこともありまうから、効果はあると思ひ

うんですけれども、その点についての御見解を承りたい。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のようなお考え方、御議論はあり得るところであらうと思ひます。そういう趣旨も踏まえまして、この税制改革法案の中では事業者は、必要と認めるときは、相手方、事業者なり消費者なりにその消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとす、という規定を置いていこうとございします。

ただ、いろいろな業種、いろいろな業態によりまして常にその税額を区分表示するように義務づけるということとは、これまたなかなかコストを招く場合あるいはその業種、業態の取引として適当でない場合というものもあるわけでございますので、したがうしまして、ここには「必要と認めるときは」ということで限定をしていこうとございします。

今後のこの新税下におきましますところの取引の中で、おのずとそういう方向はこの条文の方向で定着することも予想されるところでございします。これを税制として強制をするということはいかかというところでございします。現在の物品税法の中にも、必ずこれは区分して表示することとするという規定はあるのでございしますけれども、なかなか実施というか、余りその例はないわけでございます。まして、そのところはやはり取引の実態にある程度はお任せするのが適当ではないかと思ひわけでございます。

○和田教養君 政府は、消費税の導入に伴う物価の上昇率を一・一％というふうに言っております。しかし、民間の調査機関の予測上昇率は大方この予測を上回っております。しかも、政府の予測は物価全体を平均したものだといふふうに私は思ひますが、国民の日常生活に直接影響する消費者物価を中心に考えてみますと、とても一・一％程度にはとどまらないと思ひます。

例えば、日本経済新聞が七月十三日付で掲載した消費者物価上昇率の記事ですけれども、それによりましますと、全体の消費者物価上昇率は一・九五

％だけども、そのうち食料についてみれば二・三四％、住居は二・八三％、被服・履物二・四二％、教育費二・八二％と日常生活に直結したものは上昇率が高いわけですね。

また、物価上昇は一回限りだということも政府はよくおっしゃるんだけれども、例えば韓国では、事前に十分準備したと言っているのに実際に大型間接税を導入してみると売り惜しみ、便乗値上げなどもあつてかなりの物価上昇があつたといふふう聞いておりますし、ヨーロッパでも大体一年ぐらゐ便乗値上げが続いたといふふうな話も聞きました。この点についてひとつ経済企画庁の見解をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(中尾栄一君) 委員御案内のとおり、私もその日経の記事は読ましていただいたことがございしました。経済は御案内のとおり生き物でございますから、景気が非常に順調に今日のよう

に上昇期にございしますようなときには私どももそれなりの反応もできますし、また冷え込んでおりますときにはこれまたそのような予測が立ちにくい点もございします。

例えば、先ほどからヨーロッパの問題等が大変に出ておりますので、ヨーロッパの例を引くまでもなく、イギリスは一九七三年かと思ひましたが導入されたわけでございますけれども、そのときには大体〇・七％ぐらゐの上昇率の読みを踏んでおつたわけでございますし、またドイツあたりでは御案内のとおり一九六七年ころに取り上げたわけでございますが、このころには御承知のように〇・五％から一・五％ぐらゐの弾力的な読みをやつたわけでございます。ただ、私どももいたしましては、あくまでも、先ほど御議論になりましたけれども、まず第一に、消費税そのものの税額分が価格というものに完全に転嫁されるというところが一つの条件でございします。第二に、税負担以外の要因による何といたしますか、価格の変化というものは考慮しない。この前提のもとに物品税の廃止というマイナス点なども考えましてこれは計算したわけでございます。その点をひとつ御承

算したわけでございます。その点をひとつ御承

知おき願いたい、こう思うわけでございます。
ただ、国民生活に好ましくないと行われております影響を最も与え得る価格の便乗値上げでございますが、この点の発生などの事態が起こることとが一番懸念されますので、この点は既存のモニターといえますか、あるいは地方公共団体等を通じて価格動向の調査、あるいはまた監視体制を強化していくことは極めて大事な要諦である、このように考えておりますので、よろしく御了承を願います。

○和田敬美君 次に、転嫁・表示カルテルについてお尋ねいたします。

総理は、懸念の一つとして税の転嫁が確実に行われぬという点についておっしゃった。そのために、独禁法の適用除外として転嫁の方法、表示に関するカルテルを一定の条件のもとで認めるということになっているわけですが、そしてその運用に当たってのガイドラインを公取委で今つくっているということでございます。

そこでお聞きしたいのは、例えばカルテル構成員として三分の二以上は中小企業者を入れることを法的に義務づけておられるわけでも、しかしともとも中小企業者の転嫁を容易にするという本来の目的から離れて、実際はほとんどの大企業がカルテルに参加するということとを認めることになるのではないか。そうして、結果的には三分の一以内の大企業が事実上価格決定のイニシアチブをとって、そして転嫁力のある大企業はますます有利になる、過剰転嫁、つまり便乗値上げが起きるというふうなことが起こらないかどうか、その点を公取委員会と通産省にお聞きしたいわけですが、それともう一つ、公取委員会はもうガイドラインにするかというのをまだ発表されていないのですが、もうそろそろやらないととも間に合わないのではないかと思っております。それども、その点についてもひとつお答え願いたい。

○政府委員(梅澤節男君) 今回のカルテルの制度でございますけれども、転嫁カルテルにつきましましては、今委員がおっしゃいましたように、構成員

が中小企業が三分の二以上を占めている場合に同行行為が認められるということでございます。これは裏を返しますと、おっしゃいましたように、いわゆる大企業が三分の一以下含まれている場合も適法なカルテルであれば認められるということでございます。

この制度の趣旨は、私も理解いたしますところでは、本来、価格形成力の弱い中小企業者の転嫁を容易ならしめるためにというのが転嫁カルテルの趣旨でございます。そういたしますと、業種によりましては、中小企業のほかにいわゆる大企業が混在しているといった場合に、中小企業だけに限定したカルテルでございますか、かえって転嫁の実効性を期したい、そういう観点から認められたものでございます。

大企業が入っているのはけしからぬじゃないかという御議論でございますけれども、その前提といたしまして、このカルテルが価格カルテルであるとすれば、それは大企業が有利なような価格カルテル方式に誘導するということは理論的には考えられるわけでございますけれども、これはあくまで本体価格のカルテルは認めていないわけでございます。消費税相当分に対するいわば本体価格に上乗せする部分についての共同行為でございますから、その意味では大企業が支配力を持つて中小企業の利益を圧迫するという形にはならない。

ただ、委員がおっしゃいましたように、たゞいま私も申し上げましたように、それが本来適法な価格カルテルというふうになりますと、ひいては便乗値上げ等を通じて消費者の利益を害するということにもなります。こういった行為は今の政策カルテルでも適法カルテルとして構成されております。そういうことがないように公正取引委員会としては事前、事後を通じて監視並びに指導をしていかなければならない立場であると理解をいたしております。

なお、ガイドラインにつきましては、法律が仮に成立いたしました場合になるべく早く公表するというところで、ただいま国会で出ました議論等も

整理をしながら関係省庁と事務局で鋭意詰めております。中身は、今回の共同行為に対する手引きのほかに、本来景品表示法等で禁止されております表示の具体的なケースにつきましてどういふものが問題になるのか、あるいは下請事業者等が親事業者から不当に仕入れを受けまいように、親事業者のどういった取引行為が問題になるのかといった点も含めましてたゞいま作業をいたしております。なるべく早く公表をいたしたいと考えております。

○和田敬美君 消費税は免税点を課税売上高三千万円に設定をしておりますが、この水準以下の事業者数は全事業者の六八％でございます。免税事業者であっても仕入れには消費税相当額が含まれているわけですから、仕入れに際して支払った税額分を取り戻すためにその分は商品価格に転嫁しなければならぬと思っております。しかし、九々三三％の転嫁を認めるのも合理的ではありません。政府は免税事業者にも三％を認めると言うんですが、その理由はどのようなことなのか。

しかし同時に、この問題については別の側面のあることも見逃がせないと思っております。売り上げの八割が仕入れだというふうにみれば、転嫁すべき額は売り上げの二・四％となるわけですが、もちろん免税事業者は余り大きい規模でないわけですから、かえって値上げによる転嫁が課税事業者より困難になるというケースも十分想定できるわけでございます。例えばEC諸国の付加価値税の免税点は数十万円ないし数百万円程度ということで、一般に事業と呼べる程度の売り上げを有する者はすべて課税する仕組みをとっております。

そこで、課税売上高を三千万円と高目に設定したことで、かえってより多くの業者に価格転嫁の困難性を強いるというふうな結果にならないかどうか、その点についての御見解をお聞かせたい。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、売上税のときは一億円でございますましたのを三千万にいたしてございます。この三千万円の水準でもヨーロッパ諸国に比べればかなり高いところにあるわけ

でございます。しかし、御指摘の数字がございまして免税事業者でございまして、八割の仕入れがあれば二・四％は上がるはずでございます。そしてまた、こうした税が初めての我が国の社会でございまして、そうした事業者が最小限度二・四％は転嫁をしていただく。しかし、そうした方が他の課税事業者と同じように三％の転嫁をされるとしても、その部分の差は〇・六％でございます。全体の中で見れば、経済取引の中でそれほど大きなものを占めるわけでもない。

転嫁のために非常に御苦心をされる、コストもかかるということからいたしますと、仮に他の事業者と同じように三％を価格上昇されたとしても、その部分につきましてはあえて国に納めていただくことはいいではないか、それは便乗値上げで不当であるというところまで申し上げることはないのではないかと。その点につきましては二・四％から三％の範囲内では事業者の御自身の価格政策なりにお任せをしております。でございます。そうした点は議論がございまして、三千万円という数字につきましては高いという議論もあり、低いという議論もあるわけでございます。売上税の経緯からしますと、やはり一億円というのはやや高い水準にあり過ぎたかと思うわけでございます。

また、第二の御指摘の点につきましては、このような結果として三％までは上げられる、しかしぎりぎり二・四％を上げていただければ仕入れに付いての税額は転嫁され、回収されているわけでございます。したがって、そこはその方々からすれば、三九々かかっている事業者に比べれば、割合にその分御判断の余地がある。そういう意味からいたしますと、三千万円以下の方々にとつて、転嫁が免税事業者だからと言われて二・四％をも上げることが、世の中から拒否されるということがなければ、そこはむしろ転嫁はされやすい環境にあるとも言えるわけでございます。免税事業者でございまして、その仕入れ税額

についてはそうしたものがあつたことも含めて、今後税の執行に当たってはPR、指導、そういった点につきまして、両方の方向でございませうけれども、よく配慮をしまいたいと思つておられます。

○和田教義君 簡易課税制度あるいは限界控除制度、こういうものについては非常に重要な問題で、既に当委員会でもかなり論議がされておりますが、私も聞きたかつたんですが、時間がなくなりました。

そこで一つだけ、簡易課税制度と限界控除制度が併用された場合にどうなるかという問題をお聞きしたい。

簡易課税制度と限界控除制度を併用することによって、本来納めるべき税額は大幅に節税できると言われている。しかも、これは単純な節税ではなくて、消費税の名のもとに、消費者から事業者への所得移転が行われるというものであります。このことは、最終的に税を負担する消費者から見れば、どうも納得できないという問題ですけれども、しかし一見、得をしたように見える事業者にとつても、これは実は大きな問題ではないかというふうに思ふのです。

つまり、付加価値額を確保した上で消費税を節税するためには、多くの企業は自前の仕入れを行うことをやめて、委託加工に切りかえる可能性がないかどうかということです。もし仮にこのような傾向が高まるということになると、中小零細企業は大手の取引企業の傘下に入つて、ますます系列下に組み込まれてしまう。これが中小企業の経営基盤の弱体化に結びつくことになると思ふのですが、その心配はございせんか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) いろいろな計算事例に基づきまして、世の中に御議論がされていることは承知をいたしておるわけでございます。その中で、そうした下請加工、材料支給に転換する場合でございますとか、統合でございまして、分割でございまして、いろいろな御議論がございま

す。

ただ、御指摘のような場合でございまして、材料支給に転換するとすれば、その材料の問題自体については瑕疵担保責任の問題も起こつてまいります。いろいろまたこれに伴う問題もあるわけでございまして、この簡易課税という税の仕組みからだけで、大きく取引形態が変化するというところは、我が国の取引形態に大きな影響が出てくるほどの大きな可能性があると考へていないところでございまして。

○和田教義君 あと一分ありますから、もう一

税制調査会の納税者番号制に関する小委員会の報告が出ました。内容についてはいろいろ論議する時間ございせんけれども、ただ、一つ聞きたのは、これを受けて一体いつ、とにかく始めるのか。四年後というふうなことを主税局長はおっしゃつておつたけれども、四年後に検討を開始するということなのか、四年後には実施するということなのか、あるいは四年後には利子課税だとか、あるいはキャピタルゲイン課税というふうなものも総合課税化するためにこの制度はもつと前に実施するということなのか、その辺を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 四年後と申しますのは、去年の利子課税の見直しのときに、五年後に見直しを行うことという修正をいたしました。また、ことしの改正におきましては、衆議院段階で利子課税にあわせてキャピタルゲイン課税の見直しを行うものとするという修正をいたしてございまして、四年後には、いずれにいたしましてこの利子課税、キャピタルゲイン課税の見直しを行うことが必要となるわけでございまして。

一方、納税者番号制度につきましては、十三日の総会に小委員会から報告がございました。この小委員会の報告を受けて、税制調査会としていづれ早い機会にすく六十四年度税制改正の問題を御検討いただくわけでございまして、税制調査会として御議論がされて、その中で扱いが決め

られることにならうかと思ひます。そのときには、ただいまの御指摘の四年後という点も頭に置いてその扱いをお決めになるものと思つております。

○委員長(堀本又三君) 次に、山本正和君の質疑を行います。山本君。

○山本正和君 私は、たゞさんの内容がございまして、本日は一人で五時間でも十時間でも質疑をしたいのでございまして、恐らく委員長御指摘の御判断で慎重審議を尽くされたいと思ひます。それから、後に残す分も含めて、きょうはまずさしあつたりの問題から質問をしていきたいと思ひます。

今までの審議の中で、総理の、また大蔵大臣としても御発言がございまして、随分もう長い間この問題は議論してきたんだ、十年間やつてきたんだ、そして政府税調でも自民党の税調でもしっかりと議論してきたんだと、しかも情勢は経済的にも極めて落ちついておつて、一番いいチャンスである、こういうことをたびたびおっしゃるわけですが、私は、それを聞いておまして、総理の政治姿勢、竹下総理のお顔を拝見しておりますと、大変民主的で優しく、国民の皆さんにいつもほほ笑むような感じがするんですけれども、実は中身は違ふという感じがしてならないわけです。

というのは、政府税調で随分時間をかけて出された答申をもとにして与党の中で随分かんかんがくが議論をされた、これは国民が皆承知していることです。しかし、その議論の内容というのが、テレビや新聞を通じて国民の前に明らかにされたかといへば全然されてないわけでありまして、要するに、衆議院で本法案が提案されて、そして、本日に数日しか消費税法案そのものについては議論されていない。そして参議院でも、私は質問をするのはきょう初めてでありまして、この前はほとんどリクルートで質問したわけですから、きょう初めて質問をするわけですね。

ですから、国民の前に開かれた審議というのはこんな少ない。与党の中ではしっかり議論され

たかもしれない。しかし、与党の中でも議論が完全であつたかということについては、与党の皆さんの中から出てくる声でも、もっと議論したかつた、直したかつたというお声もあるわけですね。ところが、わずかにこれだけの審議の中で、これで国民にこたえ得るものというふうにお考へなのかどうなのか、まずこの点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは、山本委員御指摘なさいましたが、確かに十年議論はやつてまいりました。しかし、私も反省しております。私がその間にその衝に当たつておつたから、私自身がそれを思い込み過ぎていたんじゃないか、こういう感じは私自身が日常反省の中に基礎にしておかなきゃならぬと思つております。

しかし、幸いにして各地へ参りまして、国会で議論された問題点等が質問の形になつて出てまいりました。国民の皆さん方には審議しつつ理解が進み、理解が求められつつきょうまた審議をいたしたく、こういう形で行き渡りつつあるのではなからうかというふうに私は思つております。

○山本正和君 実は、私は高等学校の化学の教員が本職です。総理は英語の教員を中学校でしておられた。何で化学の教員がこんな税金の問題を勉強するのといふ随分頭を痛めて勉強したんですけれども、なかなか大蔵省にお願いしても資料は出てこなかつた。きょう初めてきちんとしたところという立派な冊子をいただきました。私も質問に当たつていろいろ資料を集めるのも大変なんです。しかし、私が国会議員になつて三年たとうとするわけですから、責任でもって勉強しなきゃいけない。勉強します。

しかし、恐らく商売をおやりになつていらっしゃる方はあるいは消費者の中で税金に関心を持つていらっしゃる方に本心に勉強したいと思つていらっしゃる方ですね。その資料といふものは、それじゃ政府がどれだけ提示したかといふたら、要するに与党から出されたパンフレットあるいはさまざまな非常に簡単な、しかも中身をかなりぼかした抽象的なものは随分出ていますけれども、こういうふうにな

つと具体的に我々の税金がどうなっているんだという立場からの資料は出ていないわけだ。国民の皆さんが本当に消費税の問題あるいは今我が国の税制についてどこに問題があるか、どうやったらよりよい我が国の税制ができるかということについての議論が浸透しているというふうに総理はお考えでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) これは山本先生、それこそ化学の先生でございませうから、私も今どきとしましたのは、私がよく中和をするという言葉を使いますが、あの中和というのを化学的に説明しろと言われたら大変だなどとは思ったわけにございませう。事ほどさように、私自身と先生との化学の差があるように、国民の皆さん方の税に対する理解度の差は確かにございませう。各種政策の中で税ぐらゐ段差のある、あるいはこれは国会議員の中でも段差がありませうし、国民の皆さん方に段差がある問題はないと思ひます。したがって、これはある意味において理解を求めつつ審議し、今度は実施しつつ理解を求めていくという性格のものが税にはどうしても残るという印象は私自身持つております。

○山本正和君 いや、国民が現在十分な審議をし得る状況にあるとお考えかどうか。ですから、今の話は理解しつつ審議するという手法が大事だと、こうおっしゃっているんですけれども、現在国民がどういうふうにお考えになつておられるか。有権者、主権者はこの税制改革についてどの程度まで浸透しているというふうにお考えでございませうか。そこそこについての見解を承りたいわけだ。

○国務大臣(竹下登君) 一億二千万は知り知ることとはなかなか難しい問題でございませうけれども、私は税制改革が必要だと思つておる国民の皆さん方は、なかなか税を納めていらつしやる方は大体そこまでは行つてゐる。さて今度は、消費費一般にかかる税制の是か否かということになりますと、まず基本的な問題での疑念というのがあるかと思ひます。その疑念をこうして国民の皆

様方にわかるように、国民の皆様方を代表される国会の中で議論をしておるんだなど。そこでいつも感じますのは、それこそ古い学者でございませうけれども、カナルさんが言つたように、新税はすべて悪税なり、こういう感じが税というものにはあるなというところは私も否定できない。それがしかし習熟することによって、新税また良税となる、というこの学説も心から期待をいたしておるところでございませう。

○山本正和君 この議論をしておつたら時間がかつてしまひますからいたしませんが、恐らく総理も心の中では、まだまだ国民の間に消費税というもののについては十分に行き渡つていないし、審議も極めて不十分であるというところは御承知だと私は思ひます。やらざるを得ぬから、どうしてもひとつ何としても今国会で、こうおっしゃつておられるように思ひてなれませう。

これはまた後ほど申し上げることにいたしまして、まず今度の税制改革六法案を私も提案された段階からずつと見てまいりました。大変読みにくい法案でございませうし、それから実体がなかなかつかめない法案である。

私は、今までいろんな人と話しておるときに、この前与党の斎藤先生からお話でございませうが、税金というのは、原則はわかりやすくなければいけません、こういうことをおっしゃつておられた。私もいつもそんなことを話してきておつたつもりでございませう。それで、国会議員としていろいろと有権者の方から、なかなかわかりにくい、実はおれの納める税金はこうだというふうな話を聞いて、読んでもみまされどもなかなか難しいんです。難しいけれども、よく読めばそこにきちんとした体系なり筋の通つたものが中に流れておると私は思ひます。

ところが、今度の税制法を初めとする六法案は、どう見ても読みにくい。それで、その中に税金というもののつての法律上の基本的な考え方というのはいさちつと決まつてゐる。しかも、これは明治憲法以来ずっと租税の法律については決ま

つてゐる原則があるんです。そういう原則からいつてもどうかしらと大変不思議に思ふところもあるわけでありませう。ところが、そこへもつてきて今度は衆議院の方で修正をされました。これは、少なくとも院の決議というものは大変重たいものでございませうから、決議をもつて修正をされた。その修正法案を見てみまされ、これまたさらにわかりにくくなつてきたわけだ。

そんなことで、きょう衆議院の方の提案者の先生においでいただきまして、衆議院の修正部分について見解を承りたいと思ひます。ひとつまず、きょうは野田先生おいででございませうが、御厄介おかけします。

「弾力的運営」という言葉がございませう。この「弾力的運営」ということの意味をまず先生からお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(野田毅君) ただいま御指摘のありました「弾力的運営」であります。これは少なくともこの消費税という税の仕組みが我が国の税として初めて導入をされようとするわけでありまして大変なじみが薄い。そこで、衆議院における審議の状況あるいは公党間の政策協議等を通じて、やはりこれが円滑な導入が行われるためには、少なくともそのために混乱が生じないような配慮をしていかなければいけません。そこで、来年の九月三十日までの間においては、国税当局がその執行に当たつて十分その執行のあり方として、広報あるいは指導あるいは相談、そういった事柄に重点を置いて税の執行のあり方を弾力的に行つてもらいたい、こういうふうな修正をいたしたわけでありませう。

○山本正和君 横から不規則発言がありまして、大臣答弁の練習だ、こういう御発言がございませう。私も、ひとつもし大臣におなりになつたら立派なわかりやすい答弁をしていただきたいと思ひますわけだ。

ただ、今のお話は租税法の問題でございませうから、租税法における弾力的運営という意味は一体どういう意味なんだと。ですから、要するにこれ

はきちつと法律の中でいつから実施するというのには決まつております。その決まつておることについて、しかもこれは新聞紙上で報道されまして、ここへ持つてきておられますけれども、与党の責任者の安倍幹事長は、これは事実上半年間引き延ばしたと同じ効果を生むようにすることなんだ、こう安倍幹事長はおっしゃつておられるわけだ。ね。恐らくこれは公党間のいろんな議論の中から生まれて、そしてそれを代表して野田先生も提案者の一人として提案されたわけですから、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○衆議院議員(野田毅君) これは民社党との公党間の幹部同士であつたわけですが、私どもの安倍幹事長が申し上げておられますのは、昭和六十四年九月三十日までの弾力的運営とは、制度導入の初めふなれによる混乱を防止し、円滑に新制度に移行し得るよう配慮するための趣旨のものであります。具体的内容については、合意の趣旨に沿つた実のあるものをお示しし得るよう、参議院での御審議も踏まえつつ、大蔵省、国税庁において積極的に検討を進めさせることとしたい。

これが安倍幹事長の趣旨でございまして、先ほど申し上げたところを簡潔に幹事長が申し上げておる、こういうことだと思つております。

○山本正和君 そうすると、もう一遍念を押してお伺ひしますが、具体的運営というもののについては、今から参議院等の審議も踏まえて十分に議論をして決めていくつてくれ、こういう中身である、これでよろしうございませうか。

○衆議院議員(野田毅君) この点は政府・与党一体でございませうし、実際には執行に関する話でございませうから、特に政党だけでどうのということではできません。

そこで、これは既に総理あるいは大蔵大臣の方からこの問題に関連する御質問がございまして折に、政府においてもこのことを念頭に置いて十分実のある中身となるような検討を現在鋭意進めていただいておる、こういうふうな承つておる次第でございませう。

○山本正和君 ひとつ答弁を明快にお願いしたいのでございますが、要するに、現在弾力的運営の中身は決まっていなくても、これから参議院等の議論も含めて決めてください、こういう趣旨でございますね。

○衆議院議員(野田毅君) 参議院の審議を十分踏まえた上で、政府においてこれの具体的な弾力的運営についての基準をつくってもらわなければいけない、このように考えております。

○山本正和君 ということは、要するに税制法においては十七条二項の趣旨は明定されていない、こういうことだというふうに、これは恐らくきょうこの特別委員会に御出席の議員の皆さん、また総理もお聞きになったことだ、こういうふうに思います。

そこで、ちょっと内閣法制局長官にお伺いいたします。

租税というものについて幾つかの原則がある。私も長い間税金をサラリーマンとして納めてまいりましたし、株の配当収入からの税金も納めました、これは父親からの遺産でございますけれども、いろいろ税金を納めてまいりました。しかし、そんなことで一体税金というものは、これは日本国民である以上納めなきゃいけない義務がある。そして、これは強制的に納付を求めることのできる強制権を持ったもの、これが税というものだと思ふんですね。したがって、税については極めてはっきりした原則がある。これは憲法でも定めてありますが、憲法の解釈に基づいて言われていることの中に租税法主義という言葉がございます。その租税法主義が言っている中に租税法というものは明確でなくちゃいけない、きちっとしたものがなくちゃいけない、こういうふうに言われているとお聞きしているんですけれども、それについての法制局長官の御見解を承りたい。

○政府委員(味村治君) 租税法主義は、租税が公権力によって強制的に国民から徴収されるというものでございまして、その賦課徴収につきまして、必ず国民の代表たる国会の議決する法律の

定めによらなければならないとする原則でありまして、これによりまして単に租税の種類及び根拠を法律で定めるだけではなくて、納税義務者、課税物件、課税標準及び税率といったような課税要件につきまして法律で定めることを要するという事になっておるわけでございます。

したがって、先生の御指摘のようにそのような法律、もちろんすべて法律で定めなければならぬというところではございませんで、一定の場合には政令に委任するといったようなことも行われるわけでございますが、そういった限りにおきまして、国民がどのような租税を納めなければならぬかということを明確にする必要があるかと存じます。

○山本正和君 法制局長官のおっしゃったとおりだと私も思います。

そこで、これは先日の税制六法案に関する公述人の意見聴取。そのときに自民党の御推薦で出されました金子先生、この人は税制の大家でございますが、その人の書かれた論文も読んでみたんですが、はつきりと書いてあるわけですね。租税法主義ということから出てくる中身として、いわゆる租税法というものは、今法制局長官が言われましたけれども、四つの原則がなくなっちゃいけない。課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性原則、合法性原則というのは執行する場合のさまざまな定めについての合法性の問題、納税者の問題も含めた手続的保障原則であります。こういう四つの原則がなくなっちゃならないと書いてあるわけですね、租税法というものは。

となりますと、もともと提案されたこの消費税法案の中には、何といましようか、全然税金を納めなくてもいい事業者あるいは減免する事業者、しかも消費者が税金を納めるわけですね、その消費者が税金を納めた場合にどういう手続をとって国にそれが納付されるのかというところ、こういうものがさっぱりわからない極めて不明確な法案なんです。問題があるんです。その問題のある上にさらに六カ月間、今から検討していらんなこ

とを考えてやっていまいしょうというものが出てくるんですね。これについてひとつ大蔵大臣、どうお考えでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 先生の御意見は私に理解できます。

国税当局が執行に当たって広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行う旨の規定が置かれたわけでございます。これは新税でございます。したがって、なじみの薄い我が国でございます。だから広報、相談及び指導というのは、執行に当たって当然のことながらこれを弾力的な運営を行ってこれに対応しろ、こういう強い御意思であるというふうに考えておるところでございます。

しかし、参議院というものはそもそも一つの権能として衆議院の足らざるを補うという権能もございまして。したがって、こうして参議院での御議論等を聞きながら、私どもにもいろいろなことが率直に浮かんできております。それらの問題につきまして、この趣旨に沿うように対応することができるといふふうに考えておるところでございます。

○山本正和君 いや、総理、どうやらたゞでできるとかできぬとかいう話ではないんです。租税法というものはどうなればならないかというのが憲法上明確になっている。しかも、憲法上明確になったことに基づいて、これの解釈も学問的には確立しておる。さらに裁判所の判例もございまして。そういう中で今度の税制六法案というものが、果たして憲法上示すところの租税法たり得るか、たゞり得ないかの問題を私は言っているんです。それについてひとつ総理の明確な御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 憲法に規定されておりますところの納税の義務それからまた租税法主義というところからいたしまして、租税法として学説にもたえ得る仕組みができておる、今般提出した法律案についてはそのようなものであるという確信を持っております。

○山本正和君 判例ではつきりと、要するに租税

法の中に明確なさまざまな要件がない場合にはこれは無効であると出ているんですよ、裁判所でね。ですから、法の理屈からいってたらこの法案が出た瞬間に、具体的な事実が四月一日以降出た瞬間に訴訟を起こすことができるんですよ、税金を納めないと云ってね。そういう初めから疑問のあるような法案になっているというこの問題、私は大変重要な問題だと思ふんです。しかし、まだ修正部分がつくまではひょっとしたら議論ができるんじゃないかと思つたんですね。修正部分がついたらこれは論外ですよ、こんなものは。弾力的運営というのは、今、野田先生がおっしゃったように、今からの審議に任せてやっていくんだと。ですからここで、参議院で法案修正すれば別ですよ。運営というまで通つたといひましたし。

そうすると、法律にはそれを定めないままに法律が通つたことになる。一体そんな租税法というのは憲法上許されるのか。憲法はそういう租税法を想定していないんですよ。それについて、これは総理、総理じゃなしに大蔵大臣にここで今質問しているんですが、総理は最後に質問いたしますから、今、大蔵大臣としての御答弁でいただけますか、私はそういう意味で大変これは大きな問題だといふふうに思ふんです。

法制局長官にもう一遍お尋ねいたしますけれども、租税法というものの出し得る原則、もう一遍ひとつお答え願ひたい。

○政府委員(味村治君) 租税法につきましては原則としては先ほど申し上げたとおりでございます。私どもは、内閣法制局といたしまして今回提案いたしました租税関係六法案が憲法に違反することはないという確信を得て、その上で御提案を申し上げます。

○山本正和君 修正案の話です。

○政府委員(味村治君) 修正案につきましては、実は先日安恒委員の御質問に對しまして、これは衆議院でお決めたことになったことでございますので、法制局としてお答え申し上げるのには必ずしも適當ではないということで申し上げたわけでござ

います、衆議院としてもそれは十分御審議の上、このような修正案をつくられたものと考えておる次第でございます。

○志吉裕君 関連。

○委員長(堀本又三君) 関連質疑を許します。志吉君。

○志吉裕君 野田先生、きょうはありがとうございます。

一院で行った修正ですから、我々もできるだけ二院として尊重したいと考えるんですが、ただ御存じのように、課税物件を初め課税要件などの選択は立法者の自由裁量でばかりできるものじゃないですね。おのずから税法の本質からの制約がございます。我々はそういうものを踏まえて実は一院の修正を審議いたしておるわけであります。御存じのように、改革法案はここの審議でも、いわば理念法です、宣言法ですというふうな租税当局も答えているわけですね。したがって、それ自体は個別の税法、実体法に対して直接的な拘束力を持つていない。これは主税局長のお話もそういう意味だった。すなわち個別の税法に対して別の定めをしたものでもない。

ということになりますと、今度の、言いかえれば消費税法は、国税通則法、国税徴収法、犯税法の適用は除かれておるようですね、この法案は。とすれば、そういう幾つかの、これにかかわる法律の効力には何らの影響を持っていないんです、これね。何らの影響を持っていないわけだ。としますと、弾力的運営事項、運用事項で言っても割に抽象的なものでありまして、個別の税法の、いついつまで税金納めるとか、これこれ計算した額は幾らでなきゃならぬとか、それを持つてこいとかいういろいろな細かい規定がありますね。

それで、ごまかしたときにはこうだよというふうないろんな仕組みもあるわけですね。そういうものに何ら効力を及ぼしてない法律なんですから、これができていても余り意味がない。それで、弾力的事項なるものに基づいて、例えば国税当局が、しゃあねえやこれは国会で修正し

たんで、与党の幹事長と一部の野党の書記長が何か有権解釈をしておるようだが、それを尊重してほどほどに税金が脱税されていても見逃そうかと、例えばですよ。こういうことになれば、国税当局の不作為ですね、これは。不作為、紛れもない事実だ。その不作為をとがめる方法は、告発するとたくさんある。ここまでお考えになったんですか。

○衆議院議員(野田毅君) 私どもは、国税当局のいろんな事務に関する仕事にはいろんな姿があると思っておりますが、そういった中で、何分にも初めての税でありますからなかなかスタート当初においては容易でないかと。したがって、いかにこの消費税という税の仕組みが円滑に実施がなされるかという、これが一番大事である。

そこで、四月一日に実施がなされた途端にもうちゃんとこれが執行されておるものであるという、しかも納税者もそれらの点について、あるいは事務的その他の面においても十分な対応がもう既にできておるんだと、完全無欠、完璧な形でできるんだということを想定するにはややうらいのではないか。そこで、税務行政の執行の中で少なくともギリギリ調査を重点にしたようなやり方をするよりも、むしろ広報、指導、相談、こういった姿に重点を置いた運営をやってもらいたい、こう考えておるわけでありませう。

○志吉裕君 まあお互いさま政治家ですから、政治の世界とか永田町のつき合ひにはグレイゾーンというのがあっていいんですよ、グレイゾーン。総理もそうだけれども、時々何を言っているんだかわからないけれども、意味不明というのがあるんですが、法律の世界ではそれはだめですよ。永田町から出て沖縄から北海道まで全部適用になるんです、これは。だから、永田町の話は法律の世界に持ち込んじゃだめですよ。意味としてわからぬわけじゃないですね。意味としてわからぬわけじゃないですが、法律には、先ほど山本委員からお話がありましたように、やはり租税法律主義の一つの要件に明確主義という

ものがあるわけだ。課税要件があると同時に非課税要件、減額要件というふうなものも明示をしなければならぬ。半年間待てと言ふんなら待てというふうに法律を直せばいいじゃないですか。まけると言ふんなら減額要件を書けばいいじゃないですか。あるいは免除するんなら非課税要件を書けばいいじゃないですか。法律の手法としてそういうものがあるのに、私はせっかくながやがて大臣にもなるうかという人がこういう政治だか法律だかわけのわからぬことをやられてもらっちゃ大迷惑だということを書いておるわけですね。この点はどうも法律の体としてはなじまない。せっかくながやがて権威にかけた修正でありませうが、我々としては容認しがたいということだけ申し上げておきます。

○山本正和君 それで、ひとつここで今度は大蔵大臣に、やはり実際に税を執行する、あるいはこの改革法案も含めて六法案が仮に通過した場合に、これは法律に基づいてきちんとしてまざる業務を執行されなければいけない立場ですから、大蔵省としては一体この弾力的運営というものを具体的にどうしようとするのか。今までの答弁では何かこうだあだだというふうなことを言っておきながら、何事も出ないわけですね。少なくともこれを租税法としての資格のあるものとするならば、せめてこの段階で、大蔵省としてはかくかくしかじかでございませうという明確なるものを出してもらわねことにはこれは審議できないわけですね。

要するに、私どもは租税法を審議しているんです。租税法の運営について云々というふうなことを審議するのは、これ国会じゃありません。法律で決められたことに基づいて、恐らく主税局長は政令、省令の部分がありまして、こうおっしゃるだろと思うんだけれども、政令、省令というのは、つくれるものとつくれないものがあること、はあなた御承知の事なんです。だから、これは政令、省令でつくれるものとつくれないものがある。つくれないものに相当する舞台です、こ

の舞台は。それについて一体どう考えているのか、はつきりひとつ言ってください。

○政府委員(水野勝君) 法律関係におきましては、これはもう消費税法におきまして課税要件はすべて法律で明確に規定されているところでございます。衆議院におきましては、国税当局としては広報、相談、指導を中心として弾力的に運営を行うことというのが趣旨でございます。したがって、あくまで明確に、いただきますところの消費税法の法律の範囲の中で、国税当局がこの趣旨に即して対処するものでございます。その対処するものでございまして、これだけのものをいたしたからには、やはり運営でもって対処する中身についても納税者には明確にお示しすることは必要であらうかと思うわけでございます。

その中身につきましては、先ほど野田議員から申し上げましたように、衆議院での御審議も踏まえてまゝに現在検討中でございます。

○山本正和君 いや、後のことを言うからや言いか言わないのかということなんです。法案どおりやるのなら、四月一日から我々は納税しなきゃいけないんですね。当然これを納めなきゃいけないんですね。納めたものは国庫に入れなくちゃいけないんですね。それは間違いないなということを聞いているんですよ。そういう話なんだ。

○政府委員(水野勝君) その点につきましては、委員の仰せのとおり、法律をいただくわけですから法律のとおり施行するわけでございませうが、この法律には先ほどお話のございましたように政令もございませう、省令もございませう。それからすべての税法は法律、政令、省令だけで動くわけではございません。通達もございませう。したがって、そういうしるし全体の体系の中におきまして、この趣旨に即して対処するわけでございませうが、この消費税法それ自体としては四月一日に法律として施行されることをお願いをしているわけでございませうから、その範囲の中での処理でございま

す。

○山本正和君 余りぐだぐだ言わぬでいいんです。難しいことを言うと、お役所というのは正確に言おうとてかえってわからなくなるので、簡単に言えば四月一日に三%の消費税を消費者は納めるんですね、そしてそれは国庫に納付されるんですね、それだけ聞かしてください。要するに、この法案が修正されようと、この修正されたのはそのことには関係ありませんと、それだけ言ってくればいいんですよ。

○政府委員(水野勝君) 四月一日に適用をお願いするわけで、四月一日から三%を消費者に御負担をいただけるように対処をしていただくというところでございます。

○山本正和君 いただけるように対処するとかせぬとかというふうなことは役所としてやるのは当然な話で、そんなことを聞いているんじゃないんですよ。大蔵省としては、この法案の解釈はこのとおりでございますよと言っているんです。四月一日に消費者は三%の消費税を払い、国庫に納めます。そして、納税義務者はこれを必ず国庫に納めます。この部分は変わりませんねと聞いているんですよ。それだけはっきりしてください。

○政府委員(水野勝君) 四月一日から適用になります四月一日からの売り上げにつきましては、その三%を納付していただきます。その法律関係は仰せのとおりでございます。

○山本正和君 それで少しはつきりました。ただ、ここで総理に今度は自民党総裁として申し上げておきますけれども、かくも重大な問題が六カ月間事実上延長と一緒であるというように、これを党の幹事長がおっしゃった。このことから生まれる国民の誤解、そしてまた私どもの友党である民社党の書記長に対して大変誤解を招くような形でもってこの問題が処理されたという政治的責任がおりになる。これだけ私ははっきり申し上げておきたい。

次に移ります。実は、今度の税法改正に当たっ

てベースになっておるのは何かというのをいろいろ勉強してまいりますと、政府の税制調査会の答申がございまして、確かに政府の税制調査会は、これは公文書とかいろいろなりクルートからもらった人もいますけれどもそれは別にいたしまして、随分真剣な論議がされておられる。これは私もいろいろと記録を見まして大変感心した部分もあるわけです。

したがって、政府の税制調査会が随分いろいろと議論をしてでき上がったものと今度の法案との関連、これはどうもわからないところがたくさんあるわけです。特に難しいのが法人税関係。法人税関係については政府の税制調査会というものは、かなりシビアにさまざまな今日の抱えている問題、税制を指摘をされているんです。ところが、その法人税制の指摘のうち、一体どこどこを取り上げたのか、幾つ提案があったか幾つ取り上げたか、まずこれをひとつ大蔵省に聞きます。

○政府委員(水野勝君) 法人税につきましては、その税率水準の問題それから課税ベースの問題、これが大きなポイントであろうかと思えます。そのほか赤字法人課税、公益法人課税等々につきましてもいろいろ御議論はございました。

○山本正和君 どうも主税局長はそういう答弁をするのが習性となったかどうかわかりませんが、けれども、私がお尋ねしているのは、政府税調から、こういうものについては見直すべきである、あるいはこれはこうしたらどうかというふうな趣旨の議論と、それから報告がされているわけですね。そのうち一体どれだけを直して、直さなかったのはどれかというのを聞こうとしたんですけれども、時間がなくなりますからいいです、こちらがわかっていますから。

まず、賞与引当金については、これは全廃すべきである、やがて廃止の方向に持っていくべきである、こういう提言があったんです。この賞与引当金の問題について全然議論しなかったのは一体なぜですか。

○政府委員(水野勝君) 賞与引当金につきましては

は「課税ベースの拡大を図る見地から、段階的に廃止してもよいのではないかと考えられる」という御指摘がございました。その点に関連しては、しかし一方「その廃止は、業種、業態によっては一時的にしろ大きな負担増をきたす面もあることなどから、慎重に対処すべきではないか」との意見もあった」ということで、いわば両方の考え方が記述されているところでございます。

しかしながら、この前の抜本答申におきましては、この前半に申し上げた議論で集約をされておりましたので、昨年度の御提案におきましては、これを段階的に廃止するというのを御提案はしておりました。

今回も基本的な方向としてはそういう議論が強調されたわけですが、それにつきましても、慎重論もまたございましたので、今回抜本改革六法案として具体的に御提案をしております中はこの点のものは含まれていないわけでございます。

○山本正和君 政府税調が、本答申あるいは中間答申等で随分議論をされてやられた経過が、これはもちろん党税調でさまざまな議論があったとは想像できます。しかし、少なくとも行政府の責任省庁として、たとえどうあろうとこれは筋が通ります、筋が通りますということにはあつたはずなんです。しかし、先ほど対馬委員からの指摘もありましたように、全然答申にも触れていないような大規模生協に対する突然の増税がぽこんと出てきているんです。そうして、政府税調が一生涯懸命になって苦勞して議論された賞与引当金の問題なんかは、もう黙ってしまっている。

まだいろいろあります。租税特別措置法というものは、この昭和の我々が戦争に負けた直後にできて、随分長い間たっているんです。租税特別措置法の中で、今日まだなお、随分昔からつくられて放しになって、一向にこれが正されないものがたくさんある。これは主税局長、御存じですね。

○政府委員(水野勝君) 租税特別措置の中には、いろいろ御要望があつて創設をいたしましたけれ

ども、まだ実際に適用される環境と申しますか、具体的事情が熟成しておりませんために、制度がつくられたまま利用されていないというものがあつたことは御指摘のとおりでございます。

○山本正和君 ちょっと今、初め二つほど問題を順番にやっていますが、その一番初めの議論の部分で、大変大事な部分を、これは大蔵大臣にお尋ねしなければいけないと思うので、順序を逆にしてみましたから、元に戻ります。

大蔵大臣が、というよりも総理の、当時から盛んにおっしゃってくださった言葉、御説明の中に、法人税がとにかく高過ぎるから、これを下げなければ日本の企業が国際競争力の中でどうしてもやっていけないって外国へ出ていく、そういうことがあるので法人税率を引き下げたんだ、こういうお話をあちらこちらでされておったし、たしか本委員会でもそういう旨の御発言があつたと記憶しているわけですが、その御認識は間違いないと思いませんか。

○国務大臣(竹下登君) 実効税率の問題で種々議論を重ねましたが、最終的には今御指摘いただいた認識そのものに間違いはないと思っております。

○山本正和君 大蔵省が、一九八七年です从去年です。去年のちよと今時分です、「財政金融総計月報」というのを出版しております。そこで、四十年代後半から最近に至るまで、外国へいろいろと我が国の企業が進出している、あるいは投資をしている、その理由が書いてあるんですね。理由がちゃんと分析してある。これは大蔵大臣の所管する大蔵省の文章です。そこには税率が高いからという言葉は一つも載ってないんです。外国へ行く原因ですね、何が書いてあるかといつたら、これは四十年代と六十年代と違いますが、四十年代には国際的な資源需給の関係とか、あるいは日本における賃金や原材料のコストの上昇とかいろいろなことが書いてあります。しかし、最近の我が国の対外進出、その増加要因として挙げられているのは、一つは「企業活動および金融の国

際化を背景として、中南米、欧州、北米向けを中心に、金融・保険業向け投資が大幅に増加したことが「貿易摩擦、円高等を背景として、北米、アジア、欧州等向けの電機、機械、輸送機等の製造業向け投資がかなり増加した」として「円高、米国の税制改正等を背景として、北米向けを中心に不動産業向け投資が大幅に増加した」ということで、我が国の企業が外国へ出ていったというふうなことは何もないんです。進出はしてないんです。しかし、その進出の原因は税金じゃないんです。ただ、これ名前を挙げてもいいですけれども、大手商社のようにあれだけの立派なビルを東京のど真ん中に持って、大変な資産を持つている商社が法人税を一銭も払ってないという企業が今日もある。これは御承知だと思いませんか。そういう大企業の法人税率を何と三七・五%まで四・五%ですか、下げた。中小企業の方はたった二%しか下げてないんですよ、中小企業の方は。大企業が税金を納めてない。税金を納めてないというのはもうからないから納めてないんじゃないんですよ。上がった利益をどんどん海外投資しているんですよ。投資するならいいけれども、そのお金をバックにちっとも使っていないんですよ。

私は、去年でしたかおとしでしたか、パリへ参りまして、OECDの若い職員、大蔵省や通産省の優秀な職員という話しておったときにびっくりしたんですよ。十八世紀、十九世紀のヨーロッパの歴史を調べたら、あの英帝国の時代、あるいは光榮あるフランスの時代に企業がみんな外国で稼いでそれを自分の国へ持ってきて、社会資本として投下して立派な公園や学校や博物館や美術館をつくっているんですよ。そうしたら税金をまけてくれるんですよ。それぐらい税金を厳しく取ったんですよ、海外で活動しても。ところが、我が国の政府のやっていることは一体何だろうか。大企業に対してはほとんど保障して、一銭も法人税払わぬでもいい。もうかって仕方がない。そのもうかった企業は海外投資しているんですよ。またタックスヘイブンやっているんですよ。そんなことはとくに大蔵大臣は私は御承知だと思いませんか。そういう問題についてどうお考えでございますか。

○國務大臣(竹下登君) 専門家の助けをかりることになるかもしれませんが、まず大企業と中小企業の税率格差というのは、従来から税制調査会で、本当は高度経済成長期にずっと広まったものを可能な限り縮めていく方向でこれは努力すべきであるという、毎年のようにちやうだいしてあります税調答申に基づいてそういう方向で経過してきたところでございます。

それから十八世紀、十九世紀の御議論ございましたが、いわゆる逃避じやなく、投資しましたその国における税制の仕組みというのが今ほど国際化してはなかったことは事実だといふふうな一つは御理解をいたしたいと思えます。ただ、今おっしゃいましたように、本来レーガン税制の改正のときに租税特別措置を廃止して、いわゆる租税特別措置、引当金ももたよりでございしますが、そうしたものを含めて、それらを廃止することによってこの法人税というのを構築していくかと、我が方は確かにそうしたものを総合してみても、実効税率の中でやっぱり比較して今日の結論を出していったということでありまして。

それから、私も年が一緒ごろでございしますから、逃げるというのは本当は反対でございします。これは、投資はそれなりにその国の雇用も増すでございまして、円高という環境ももちろんそれに利したわけでございまして、結構でございしますけれども、逃避は反対でございします。したがって、今おっしゃいました中でも、恐らく国際課税制度というふうなものとの調和もきちんとなきやならぬということも承知をいたしております。

それからタックスヘイブンというのを、これは私の恥話をしようですが、最初は税金天国といふふうにはヘブンかと思いましたが、これは随分前の話でございしますが、大蔵大臣になってから

そんなことを言つてはいけませんけれども、まさに税の逃避地ということで、タックスヘイブンは、eとaが入つておるだけ違いますけれども、タックスヘイブンというものを過度に活用してそれこそ逃避するという考え方は、厳正なやり方は指導が必要であるという考え方にはおいては変わりございしません。

○山本正和君 総理も非常に精神的にはそういうことは大事だと、こういうことで一致する部分があるんですけれども、ただ具体的な施策になると、こういうことをやれというふうな御指示をなさつていただけたらいいか、その辺が私は実は大変心配するわけなんです。

例えば外国税額控除制度、これ現在ありますね。こんなもの一体今時必要なんだろうか。NICSと言われるぐらい、今台湾でも韓国でもどんどん伸びてきている。そういう中で一体こういうものを今まで置いているんだらうかと、こんな話があります。それからもう一つ言え、恐らく国税庁は御承知だろうと思うんですけども、タックスヘイブンの実態はちよつと調べたら幾らでも出てくる。ちよつとこれは困るなというのはいくらでも出てくると思うんですよ。ですから、そういうふうなことに本当にお取り組みになる予定があるのかどうか。要するに、政府税調で議論された——先ほどの主税局長のお話では、これは廃止すべき方向だけれども、一部にこういう考え方があつた、こういうことについてやめたんだと、こういう話です。ところが、検討しなきゃいけないという表現に全部するわけですね。そういう中で、流れとして、この税調答申をずっと読んでいって、賞与引当金なんというものはこれはもう一番強く廃止の文面が出ていっているんですよ。他の部分についてはいろんな表現があります。しかし、他の引当金と比べてどこが一番厳しく出ているかといえ、これはもう賞与引当金のはっきり出ているんですよ。ほかのものと比べて、比較して読んだらわかる。それが読んでも、普通の中学生の子供ならわかる。それは全然

はつておられるんですね。そういうふうなこの問題ですね。

そこで、私はちよつと国税庁は恐らく御承知だろうと思うからお尋ねしたいんですけれども、日本の大手企業ですね、赤字法人の大手企業、いわゆる有名な名前のやつをひとつ五つ六つぐらいで結構ですからちよつと教えていただけますか。

○政府委員(伊藤博行君) 山本先生、先刻御案内のように、個別企業名を挙げるというのはいささか問題でございまして、便宜上またま先生から資料をちょうだいしました富岡先生がお書きになつておられる文書の記事、あの中で法人税額ゼロという欄の企業がございします。あの数字が既申告ベースではございせんけれども、ああいった表に示されるようにゼロという企業があるというのは事実かと思ひます。

○山本正和君 名前を言えないと、ちよつとしゃるのがそこが私はおかしいと思うんでね。大蔵省というのは、国民の前に税制の中心、現状についていろいろと言わなきゃいけない義務が今あると思うんですよ。特にこういう税制改革の段階ではね。私の方から言つてもいいですけども、そんなことも時間もないからもうこれ——これ出すのちよつと時間がかかりますから。

それで、要するに法人税制については大変な矛盾がある。そしてその引当金というものが六つある中で、貸倒引当金にしても賞与引当金にしても、これ随分問題がある。これはもう政府税調の答申に出ているわけですから。そういう引当金というのについて、これは見直すつもりがあるのかないのか。そして、この税制の抜本改正という中にはこういう法人税制の改正というのは該当するのじゃないのか、その辺は一体大蔵省どうですか。税制の抜本改正という場合にですよ。これは日本の国ばかりじゃない。一般に国家というものをつくっているその単位で税制の抜本改正ということをする場合に、法人税制というののについて触れるのか触れないのか、それだけちよつと聞かせてください。

○政府委員(水野勝彦) 法人税につきましても、本改正の一環として取り上げたいところでございます。

税率水準につきましては、昭和五十年代にかけまして何回か引き上げを行ってまいりましたが、これはやはり国際的な観点から地方税を合わせて最高限五〇%までとするという原則を打ち出して、三七・五で御提案をしたところでござい

ます。課税ベースにつきましては、長年やってまいりました配当に対しましては、昭和五十年代にかけまして配当の益金不算入、これはいわば法人税の基本的な仕組みに関連する問題でございますが、この点につきましては所要の範囲で見直しを行うということで、これも基本的な観点からの改正でございます。

引当金につきましても、御指摘のようにいろいろ議論をいたしました、この点につきましては今回は具体的な御提案はいたしておりません。しかしこの点につきましては、先般の衆議院段階での与野党協議の場におきましても、この引当金制度がどうあるべきか、こういう点は二、三年内を目途にさらに検討するというのが与野党から回答されておるところでございます。政府サイドといたしましても、この趣旨に即して引き続き引当金につきましては検討してまいりたいと思っております。

○山本正和君 それから租税特別措置については、これは私の方から言うまでもなしに、今までいろいろな議論されている中身でありますから、これもひとつあわせてぜひ検討していただきたい、大体抜本改正ということをやろうなら、特別措置なんというものの法律の趣旨からいっても、一遍特別措置を全部消して、全部ゼロにしておいて、そして真に特別措置が現在の段階で必要なものを改めて考えるというのが私は抜本改正だろうと思うんですね。従来からあるのを、全部圧力団体からひとつこれだけは置いてくれといつて五年の年限でもって決めた特別措置を、知らぬ顔

して次から次へ延長していることが今日の法人税制の中における一番おかしな問題だと私は思っています。

ですから、総理が言われるように、今まさに二十一世紀を迎えて我々が税制改革をしようというなら、法人税制の改革については少なくとも、引当金問題についてはこれはまさに政治家がつくった措置についてはこれはまさに政治家がつくったものが今までたくさんあるんですよ、私どもの先輩も含めて。それを一遍ゼロにしましよ、そして改めてそれじゃどれをつくるかということを実際に合せてつくっていく、そういうものも含めて提案されるなら、今度の税制改革法案の一番基本の部分で言っていることは少しはわかるんです。それを全然してないものだから、余計国民はわけがわからなくなってくるんですね。何でもいきなり消費税、消費税、力の弱い者から召し上げるようなことをしなくちゃならないのか、それはちょっと私そういうふうに指摘しておきたいわけ

です。それから、まだ大変国民の間で、この前から新聞紙上でも取り上げておりますけれども、こんなばかんなことあるかと言っている税制の問題に公益法人の税制の問題があります。公益法人が——余りもう時間がありませんから私の方で勝手にしやべりますけれども、二十四万からある公益法人のうち何と七五%が宗教法人ですよ。宗教法人というのは確かに大変大切な役割を世の中に果たしていると思うんですね。憲法で言うまじに宗教の自由、信教の自由という立場から非常にこれは大切にしないといけない法人です。しかし、その宗教法人に名をかりて不動産屋が宗教法人になってしまっている。もういろんなことをやっている。なぜなっているかという法人税制、公益法人の中において、宗教法人も、例えば本堂にいわゆるボランティアのためにつくっている、本堂に奉仕団体であるところの法人も何もかも全部同じように税制が今扱われている。若干の違いは少しありますが、基本的な部分はほとんど一緒であ

る。そういう中で、一番みんながこんなばかんなことあるかと言っている問題の一つに、金融資産に対する非課税の問題がありますね、金融資産に対する非課税の問題。これは一体どういう根拠でもってこの金融資産の非課税というものを理由づけているんですか。大蔵省、ひとつ見解を言ってください。

○政府委員(水野勝彦) 御承知のように宗教法人は公益法人の大半を占めておりますが、その公益法人につきましては積極的に収益事業を行っておるといふ場合に課税をお願いする、そういうことで三十三項目の収益事業の範囲を決めていただいてるところでございます。その中には、例えば駐車場とか物品販売業とかというのはございますが、御指摘のように、例えばたまにお布施がある時期に、それを駐車場なり小売業なりそういうものに運用されれば課税になる。

しかし、それをそのままいろいろ金融資産として運用されている部分については、そこまではまだ積極的に収益事業と申しますか、事業を行っていないわけではないということから三十三項目の中に入れてないわけでございます。その点につきましては、確かに、単にそれを財テクに運用している場合でも、収益が上がるのであれば課税すべきであるという御議論はおっしゃるとおりあるわけでございます。

しかしながら、一方におきまして、公益事業法人につきましましては一定の基金をためてその基金の運用益でもって本来の公益事業を行うという場合があるわけでございます。宗教法人の場合におきましても一定の期間のお布施なり収入をためてそれを将来の大きな宗教活動に使うという場合もある。それはその公益事業本体に響くという点はやはり否定できない。そういうことから、金融資産につきましまして何らかの課税を行うことはいかがかという議論はかなり前から私も承知しております。内部で議論をしているわけでございますが、そうした公益事業の本体のそのものの議論に、あり方の問題にも結びつく問題でございます。

ので、なかなか明確な結論は得ないところでございます。

○山本正和君 これは大変国税庁に御苦勞願って、「マルサの女」という映画にあったように第一線の職員の方が大変な御苦勞願っているわけですが、宗教法人に対する税務調査ですね、これをやたらどういふものが出るかというのほうは国税庁御存じのとおりです。それぐらい宗教法人に名をかりた脱税行為が世の中にきっちり出ているんですね。そういう問題をみんな庶民が知っているんですね。何であんなところから税金を取らないんだ、脱税しているじゃないかと。あのお寺和尚さんは、お布施を知らん顔して猫ばばして車買った。あるいは知らない間に町中でクラブつくって、クラブのいつの間にか経営者になつていた。そんな問題が新聞紙上に盛んに出るでしょう。そういう問題を少しもいじらずにやる。なぜそういうことができるかというのは、私は税制の仕組みがまずいからだと思うんですね。

要するに、公益法人というのについても宗教法人や学校法人、財団法人、社団法人いろいろありますよね。そういうそれぞれの法人に合わせてその法人の運営の実態というものを、これを見ながら税制というものを考えていくんじゃないかな。これは世の中は不公平だらけになるんですよ。学校法人なら収益事業から五〇%寄附できるんですよ。宗教法人なら三〇%寄附できるんですよ。いろいろなありますよ。だから、そういう税制の仕組みを含めてこれはやっていかないと。ところが、ほとんど税制の仕組みという観点から大蔵省としてはなかなかやってないの、ちょっと調べてみたら、これは総理の責任だということがわかった。というの、例えば文化庁とか都道府県とかそれぞれ監督する認可団体が違うわけですよ。しかし、アメリカでは宗教法人の認可については税務署と言ったらしかられますけれども、要するに税務当局との連絡をちゃんととりながら認可というものをやっているんですよ。要するに国民がすべて

この小さな国で生きていく中で、お互いに何とか平等に国のいろいろなものをつくっていかなくない、そういう観点から税が一番根本にあるわけですよ。税務の方が何にも知らないで、どこで勝手にも認可しちゃって、そして、どこでどこと。税制法の何となく規制のときにならと、それぞれの利益団体がわきまをきって取り合ひするから、こんなものにならなくてもよくなるはずなんです。税制の根本改革というのは、総理、私はそういうことだと思ふんです。税があつて国があるんですよ。国家そのものなんですよ、税金というものは、ところが、税が今みたい圧力団体によつてああでもさされる、こうでもされるというふうな実態の中で、庶民が本当に税制改革ということを信用するかどうかという問題、私はそれを非常に心配するわけなんです。総理、その辺一体どうお考えでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) まず、最初の考え方、私どもも経験したことがございまして、法人税などをやるにはまず租税特別措置をゼロにしてから必要なものは新しく上げてくればいいじゃないか。手法としてその考え、私どもも持たないわけではございせんでした。しかし、現実問題として租税特別措置というのは、そのときどきの時代のニーズに応じてできたものであり、もとより廃止、改廃したものもございまして、したがって、これからの先ほど答へがあつておりました引当金の問題も含め、絶えず注視していかなくやならぬことであると思ひます。

それから、次のいわゆる公益法人課税の問題でございまして。これは今もお話ししましたように、最終的には総理大臣と指定していただいたものもそこにあるかと思ふんですが、主管官庁において公益法人の実態調査等を踏まえ適切な指導監督に努めるとともに、引き続き適正な税務執行に努めるといふのが私どもがいろいろ議論して書いた一つの結論でございました。確かに新聞紙上等で私どもも拝見していただいております。が、問題はどこにあるかという、やっぱり

基本的には心には税金がかからないということだと思ふのでございまして。そこから心の範囲がどこにあるか、ここに問題が生じてまいります。

それから、金融資産の運用の問題につきましても、例えば正月とかある偏ったときにたくさんのおさい銭が入る場合もございまして。これらの問題について、それを経常経費として見る場合、その間に金融資産の運用等が出てくるわけでもございまして、御指摘のありました三十三項目をも含めまして、この問題につきましても十分注意してまいりまして、税の面からも十分注意してまいりまして、しかし、実態は、大事なことは、御指摘もありましたように、公益法人の実態調査から始まる所管官庁の姿勢にこれから大いに活を入れなきゃならぬというふうに考えておるところでございまして。

○山本正和君 私は、学校法人は別でありますけれども、一般の公益法人三〇%の繰り入れということについては、これは検討するべき中身じゃないかと。要するに、それがあつて、どうしても脱税の手段としてやっぱり悪知恵の働く人はそういうことを考えるのは当たり前ですから、その辺は税務当局でも御検討願ひたいと思ふんです。

あわせて大変気になるのは、衆議院でいろいろと議論されたときに、引当金については圧縮の方向で検討したいと、こういうことをたしか大蔵省、大臣答弁だったかちよつと記憶ありませんが、言つておられた。そうしたら、この十二日の日に大蔵省の新聞発表で、引当金の圧縮は来年度はいたしませんと、こういうことをおっしゃつたに聞いておるんですけれども、これは本当ですか。

○政府委員(水野勝君) 先ほど申し上げましたように、衆議院段階で与野党協議で、与党から、二、三年内を目途に引当金制度についてどうあるべきか、さらに検討するといふ回答がなされております。この方向に従つて検討を進めるといふのが今後政府としての考え方でもございまして。ただ、これは六十四年度税制改正、まだ全く着

手してありませんので、今後どうするか、これにつきましてはまだ何ら決まっているものはないと思ひます。

○山本正和君 この記事を見ると、今の局長の言つておられるのと大分感じが違ふんですよ。『大蔵省が圧縮を予定していたのは賞与引当金のほか、貸倒引当金、退職給付引当金。これらの引当金が必要以上に利益の内部留保に使われていた、損金への繰り入れ限度が利用実態とかけ離れた増税措置をとる考えだ』と。にもかかわらず、『税制改革による平年度の増減税額の枠組みでは課税ベースの拡大で三千億円の増収を確保することにしており』これも大変厳しいと。にもかかわらず、『法人税を中心とした増収が好調で、六十三年度は二兆円の減税分を差し引いても三兆円規模の自然増収が見通し』であるとも。したがって、引当金の圧縮は見送ると、こういうふうな記事になつていふんですね。これは日経ですよ。そうすると、大蔵省というのはいくつかの方向というのを何を考えているんだらうかと。政府税調の方針も出ていふんですよ。そして、大蔵省当局が一番この法人税制のゆがみについては御承知なはずなんです。ところが、これをなすべくこのまゝおきますよと。国民はどう思ふかというんです。

引当金でどこがもうかっているかというのは、これは百億円以上の企業、十億円以上の企業、一億円以上の企業、中小企業、零細企業、全部調べると、引当金を本当に使つてそれによつて財務上もできる、いろいろと企業経営にプラスになるといふのは大企業ばかりなんです。百億円以上の企業は何となく三割か四割、引当金の留保をしていいでしょう。そういうふうな中で、引当金の圧縮を見送ると言つたらだれが喜ぶんですか。中小企業はちつともこんなもの喜ぶんです、見送つてもらつても。

こんな発想というのは、私は国会でいろいろと大蔵省が答弁したり、政府が税制改革で趣旨説明

していることと全然根本が違つていふと思ふんですよ。これ、どうですか。これ読めますか、『引当金圧縮見送り』というのは、これはしめせんね。

○政府委員(水野勝君) 企業規模別の適用状況等につきましても、御指摘の点もあることは確かでございます。ただ、御指摘の新聞の記事は、これは私どもまだ六十四年度改正につきましても具体的な議論は全くいたしてございまして、新聞としての御見識なり何なりによつて書かれたものではないか、私どもとしては関知してないところでございます。

ただ、引当金につきましても、私ども企業経理上あるいは税制上の措置の観点からいろいろ議論しますが、純粹の理論的な観点からは別として、退職給付引当金を縮減すると退職金そのものの水準が切り下げられるのではないかと、賞与引当金を縮減すると賞与自体の支給が影響するのではないかと、いろいろのいろいろな御心配やら御懸念も多々出てくるのでございまして、なかなか私どもとして、税制調査会の御指摘はあり、いろいろ検討はするところではございますが、かなり複雑な要素も含んでいふことは確かでございます。

○山本正和君 局長は、この税制の委員会の中で時々そういう御答弁をされておられるわけですが、私ども、これは実際は局長御承知だと思ふんですよ。実際に退職給付引当金はかつては積み立てていたわけですよ。しかし、今は積み立てて、毎年毎年繰り返しても構わぬということになつていふんですよ。どっちを選んでもいいようになつていふ。そうしたらどうなるかといふたら、中小企業で仮に倒産したところを見たら、退職給付引当金何もないんですよ。みんな退職金もらえずに解散してしまふ。そんな制度の実態にあることはもう御承知のはずなんです。今言われるような趣旨なら、もとへ戻して、退職引当金はちゃんと積み立てなさい、何なら政府が預かりましようというのなら私は賛成だ、これはね。そうじゃないんですよ、現実。しかも、そんな三井、三

菱、住友みたいな大企業がつかれますか。何でそれがみずから希望して、退職する職員の退職金の四割までは引当金で損金で落とすとしてもよろしいと、そんなたわけた話がありますか、これ本当の話。だれが一体三井、三菱、住友のような大企業の職員がやめますか、四割も。そのときは日本の国家も破産しているときですよ。そんなべらぼうな制度があるというときは国民皆知っているんですよ。だから丸紅を初め大手商社が三社、建設業社が五社、全部あなた納めてないじゃないですか、大手が法人税を。そういう中で、何で国民に消費税を払えというんだということになってくるんですよ。

だから総理大臣、ここでは大蔵大臣ですが、総理大臣として私は呼びますよ。大蔵省が何を言っていることと総理としては、君たちちゃんとこういうことしているのかねと指揮監督する私は責任があると思うんですよ。国民の期待に対して。そういう意味からいえば、大蔵大臣は何としても今度の税制改革法案は通してほしいと言わなければならない、総理大臣に。しかし総理大臣は、待てよ、私は行政府の長としていろいろ聞いてみると、これはまだまだ議論しなければいけない部分があるよとかねんとかいいうのを判断されるのが私は総理大臣の仕事だろうと思う。私は本当の話、大蔵大臣と総理大臣兼任というのは極めて遺憾でございませうけれども、これはもうしかし人格が違わうわけですから、人格が違いう中で御判断願いたいと思ひます。

今のうちに、いろんな税制についての矛盾があることを一番よく知っているのは大蔵省なんです。しかしそうかといって、国の財源を確保するために、税制改革の中で消費税法案を通してもらわなくては困るといふ立場をとるのも大蔵省だと思ひますよね。そういう中で、しかし総理としては、今までのこの税制改革法案のいろんな議論をお聞きになったと思ひますし、特にそれから当参議院において土曜日のお昼過ぎまでも有権者の皆さんにおいでいただいて、参考人の御意見を聞

きました。私も本当に国会議員の一人として恥ずかしい思いをした部分もあります。

もうとにかく昔の話ですけれども、我々が貧しくて、私どもが昭和二十四年に高校の教員になったときに一月の月給は二千九百円ですよ。やみ米三日分買つたらもうだめだった。その時分からいろいろ税制の審議が始まっていて、給与所得控除は何を基礎にできたかといふたら、その昭和二十年代の発想がそのまま残っているわけですよ。そういうことについて、これはこの前、公述人から話がありました。あるいは民社党推薦の中村弁護士からまたいろいろお話があった。これは総理に読んでおいていただきたいということをお願いしたんですけれども、総理大臣として今そういう国民の声に対してどういふふうにお考えでございませうか。

【国務大臣(竹下登君)】ただ、山本先生に若干頼まなきゃいかぬのは、私は確かにこのところ二年三月ぐらい大蔵大臣でございませんでしたけれども、少し大蔵大臣が長過ぎて、とかくそっちへ頭が行きがちな習慣がありますのは、これは御容赦をいただきたいと思ひます。

【委員長退席、理事斎藤十朗君着席】確かに、今おっしゃいました二千五百円、私が教師になりましたときには初任給千六百円でございました。昭和二十二年でございませう。それから私が代議士に出ました昭和三十三年が、公務員が九千二百円でございませう。そういう時代を振り返ってみますと、やっぱりいろんな法人税等の問題で、なかなか租税特別措置というのを考えられたのは、高度経済成長というものがその背景にあったのではないかといふふうに私は思っております。何があっても外貨を獲得しなきゃいかぬとか、そういう情勢下にあったことは事実でございませう。しかし、そうした法人そのものは、これは山本委員も私も法人が果たしておる役割というものは、大企業であれ中小企業であれ国家経済の大きな支え手であるといふふうに思っております。ところでございませう。

したがって、今おっしゃったものもろの問題、先生がちょうど昭和二十四年でございませうか、そのお話をなさいましたが、そのときからの、言つてみれば一九四〇年代後半の食うに精いっぱいといふところから一九五〇年代のある種の成長期、それから一九六〇年代に至る高度経済成長。しかし、その基本はやっぱり、昭和二十五年の、すなわち一九五〇年のシャープ税制というのが基本になつて、そこにいろんなゆがみ、ひずみができた。したがって、国民の皆様方にも、情緒的な意味においても、あるいは実態的な意味においても、一つ一つの不公平感もそれはございませう。しかし、それを大きく是正していくというのが今度の税制改正の基本でありますから御理解をいただきたいという姿勢で、大蔵大臣経験者総理大臣といひましてそういう感じでもってこれからはお願いをしてまいりたい、このように思っております次第でございませう。

○山本正和君 総理は、話がいつの間にか、お聞きしているうちに質問申し上げたことと違ふところへ行つてしまふので、どうもやりにくいんですがね。恐らく総理も勤務所得者、いわゆる給与所得控除を受けている者が大変な不満を持っていて、この御承知と申すんですよ。だから税制の抜本改正という中でやっぱりしなきゃいけないのは、法人税にもありますし、所得税にもありますし、私も法人の役割を無視するものじゃないんですよ。企業活動を本気になってやっておられるから今日の日本があるわけですからね。しかし、それが外国と比較してどうなんだ、他の国民の各層と比較してどうなんだという意味で問題がありはしないかといふことを言っているわけなんです。その辺はもうよく御承知と申すんですよ。そして、今もう一つ庶民が大変かしらぬと今度の税制で思っているのは、私のところの同僚議員で丸谷先生という十勝ワインの大先生が言われるのは、一体こんなもので、しょうちゅうの税金を上げておいて高級酒の税金を下げて何が消費税だ。みんなだれでもこの話をしたら一番よくわかるよと言ひます。消費税反対の話を。これがまさに今度の私は税制改革六法案というものの中身を示していると思ひますよ。しょうちゅうを上げて高級酒を下げるんだ、これが消費税法案だと、こう言つてもいいと思ひます。極端な言い方。それぐらい庶民の間には大変な不満が出ている。何でこんなことをしなきゃいけないんだ、どこからの圧力だといふふうなことにしかならないんですよ。

要するに、今の日本の国がそれぞれの利益団体によつてさまざまな政治的な力を国政に与える、その長い間の、何十年かのひずみが今日の税制にも出てきている。これをみんな思っているんですよ。私は、リクルートの江副さんなんて、本当の話かわいそうなんだと思ひますよ。あのひょっとしたら、戦国時代なら政府をとつていたかもしれない。今だからああいふ形でもってお金をばらまくことしかできなかったと私は思ひます。しかし、総理、今私が申し上げました、税制を改正しようといふことで政府が一生懸命で提案されたその中身が国民の間にはなかなかわかっていないという、その部分に絞つてきょう私はいろいろと御質問申し上げたつもりであります。そのことをひとつとくれぐれも忘れていただきたいということですね。

それから、総理自身も、これは私からも申し上げておきますけれども、青木伊平さんの問題あるいは御親族の問題、これは総理が、私はこのとおり、国民の皆さん安心してくだされ、こうでございませうと申してやっぱり明らかにされて、そして税金の問題で国民の皆さん一緒に考えましようとか、こういうことを言っていただかなければ、やっぱり国民の中での本当の税に対する真剣な議論というものは出てこないだろうということをお心配するわけですね。

【理事斎藤十朗君退席、委員長着席】ひとつそういう意味で、これからまだ二十八日まで国会の会期はあるわけで、私もまだあと二回も三回も質問したいことがたくさんありますから、

審議を十分に尽くすと、そういうことをひとつ特
にこれは委員長に要望いたしまして、私の質問時
間が参りましたので終わりたいと思います。(拍
手)

○委員長(橋本又三君) 次に、上田耕一郎君の質
疑を行います。上田君。

○上田耕一郎君 まず、消費税の問題について
二、三御質問したいと思ひます。

公約違反の消費税を合理化しようとして政府は
さまざまな議論、あえて言えば欺瞞的宣伝を並べ
ておられました。例えばその中で、所得平準化の
問題とか高齢化社会論など、衆議院でも参議院で
も我々論破してまいりました。きょうはもう一
つ、いわゆる国際化論をまず取り上げておきたい
と思ひます。

要するに、今、日本の税制は非常に国際的に立
ちおくれしているというように言い、ヨーロッパ
のE.C.型付加価値税のことばかり言う。これ
は、アメリカは州税は別として連邦税では付加価
値税をやっておりません。レーガン税制でも否定
したところなんです。いつもアメリカのことばかり言
うのに、この間接税問題になりますとアメリカの
ことは言わないというところに、宣伝が意図的
なものだということを示されておりますけれども、
もう一つ、法人税が非常に高いのでこのまま
にしておくと企業が外国に逃げてしまうという宣
伝があります。

ここに政府のパンフレットがありますけれども
も、「企業が法人税の安い国へ流出して、産業が
「空洞化」として、雇用が減ってしまうおそれもあ
ります」と言つて、西ドイツに次いで実効税率が
高いという周知のグラフがあります。日本の法人
税が本当に高いのなら、外国企業が日本へ進出す
るに当たって摩擦が生じますし抗議してくるは
ずなんですけれども、そういう抗議が今まであつ
たことがありませんか。大蔵省、お聞きします。
○政府委員(水野勝君) 昭和五十年代半ばぐらい
までは、ほとんど諸外国は皆、大体そろつてい

た、その中で我が国がまだある程度法人税率を上
げていたと云々があるというところで議論をして
まいりました。それで、昭和四十九年、五十六
年、五十九年と引き上げをお願いしてきたわけ
でございますが、一方、この間、諸外国は急速に法
人税率を下げたこととございます。アメリカは昭
和六十二年改正で四六から三四にする、イギリス
は五十九年に五〇を四五にし、六十年に四五を四
〇にし、六十一年にはさらに三五にするというこ
とで、三年間に五〇%のものを三五%に急速に下
げてまいりました。フランスも五〇
のものを六十一一年に四五にし、さらにことし六十
三年度は四二にしておる。この両三年の間に大幅
に下げたところがございます。

したがいまして、こうした格差の格差というも
のは昭和五十年代から六十年代に入るとはまだ
なかったわけでございます。ごく最近のことと
ござります。これだけの格差が生じますというこ
とを前提にすると、やはり法人税率というのは国
際並みである程度を要するとは当然必要になつ
ていこうかと思つてござります。

○上田耕一郎君 政府のデータもこのパンフレ
ットも今のお話も、実効税率の比較だけ言うわけ
です。しかし、実際の税負担というのは課税ペー
スに実効税率を掛けて法人の税負担が決まるわけ
です。

ここに私は、「国際税務」の八四年九月号に、大
蔵省主税局調査課が書いた「企業税制をめぐる最
近のいくつかの論点について」という論考を持っ
てきていますが、これにも日本の税負担比較の話
が出ています。課税ベースは我が国の方が狭い
というところで、だから日米間の格差は非常にわ
かなものだということを言っているんですね。課
税ベース、これはやっぱり日本は非常に国際的に
比べても低いと思ひますけれども、大蔵省いかが
でしょうか。
○政府委員(水野勝君) 確かに御指摘の五十九年
九月、このあれにはそのような記述がございます

が、課税ベースはまさに個々の企業によつても違
いますし、その国の経理体系、これによりまして
もまた違うものがございます。ある国におきまし
ては当然課税ベースに入るべきものがある国で
は特別措置として観念されているものもございま
すので、課税ベースにつきまして一律に狭い、広
いということはないか言ひにくい点ではないか
と思つてござります。

○上田耕一郎君 いや、とんでもない話で、今、
山本議員も引当金、準備金などの問題で、いかに
日本の大企業が優遇されているかということをも
体的に取り上げました。これはもう世界で有名な
事実で、超高度成長の時期、税制面からも日本の
政府は重化学工業、金融その他を中心に強著積、
集中を進めるために、税制面からもさまざまな制
度をつくり上げていったわけなんです。二つ方法があ
つて、一つは利潤を費用にかえてしまつて、企業
に内部留保をふやさせるやり方です。加速償却、
特別償却、引当金、準備金制度等々、物すごくた
くさんものををつくりました。二番目は投資優遇
の税制です。これも我々は衆議院でも取り上げて
まいりましたが、有名な法人の受取配当の益金不
算入制度、外国税額控除制度等々、そういうこと
で投資優遇税制を物すごくつくり上げてきた。こ
れが世界がびっくりした日本のあの超高度成長、
これを税制面から保証したものでした。だから、
日本の大企業の課税ベースは先進資本主義諸国と
比べても特別に狭いという状況になつてゐるん
です。

今、水野さんは幾つか外国のことを言いました
が、あなた方が何でもまねしようとしておられる
アメリカ、これは八六年のレーガン税制改革で法
人の税率は四六%から三四%に下げた。しかし、
今私が言った加速償却、こういうものの整理を
行つて課税ベースを大きくしたんです。
ここにデータを持ってきていますけれども、五
年間個人所得税は千二百十九億ドル減らした、
全部で。法人所得税はほぼ同額、千二百三億ドル
ふやしているんですよ。これは百二十億で計算し

ても十四兆超しますよ。十四兆を超す法人所得税
の増税、年平均二百四十億ドル。当時の法人税収
は約六百億ドルでしたから、四割増税をレーガン
税制はやってゐるんです。日本はどうかという
と、今も議論がありました各種引当金、準備金、
課税ベースにはほとんど手をつけない、それで八
七年以降法人税率を四三・三%から四二%に下げ
て、またやろうというわけなんです。

だから私は、実効税率のことばかり言ひますけ
れども、課税ベースを掛ける実効税率という実際の
大企業、法人の負担を比べますと、アメリカより
も日本の方が低くなつてゐると思つてゐるんです
けれども、いかがですか。
○政府委員(水野勝君) レーガン税制が五年間で
千二百億ドル、この増収措置は、課税ベースの
拡大を行ったということとは御指摘のとおりでござ
います。まさにこれはほとんど投資税額控除で
ござりました。これはまさにアメリカが巨額な税
収を投じて大きな租税特別措置を行い、投資促進
措置を講じておったところとござります。しか
し、それが逆にアメリカの投資につきましてもの
を廃止したということとござります。千二百億ド
ル、一年間でござりますと約二百四、五十億ド
ル、これは我が国のベースでいけば二、三兆円の
もの、これだけ廃止して課税ベースを拡大して税
率を下げる、それだけ大きな特別措置がそれまで
はあつたということではないかと思つてござ
ります。

我が国の場合につきまして、先ほどの御議論で
引当金等の御議論がござります。課税ベースを比
較するときにこれがやっぱり一番大きい、約二十
兆円近い現在積み立てがあるわけとございま
して、これが大きなポイントであることは確か
でございますが、この引当金につきましては、これは
やはり端的には租税政策上の措置と申しますより
は、企業経理と申しますか、法人の所得を合理的
に計算するための当然の要請であるということか
らいたしましてこれが制度化されてゐるわけでご

ざいます。したがって、この引当金をもって課税ベースの議論をするということは私もなかなかどうもいまいかと思うわけでございます。受取配当、配当課税、これらの点につきましては今回見直しを御提案させていただいております。外国税額控除のお話もあるわけでございますが、これだけ国際化したしますと、どこか事業活動をすればその国で法人税は課税される。それがまた、我が国は全世界所得に対して課税をいたしますのでどうしても二重課税になる。どちらの国におきましても納めることをお願いするのはやはりいまいか、その調整はやはり必要かと思っております。外税控除制度、それが合理的なものである限りにおきましては、これも課税ベースの問題として取り上げるといふことはいかかかと考えるわけでございます。

○上田耕一郎君 もうこの外国税額控除制度などは衆議院で工藤議員が相当詳細にやりまして、私一々申し上げませんけれども、実際に外国に払っている税金がなくて、単なる形式的な、それをいきなり引く等々さまざまな矛盾が既に指摘されていて、大蔵省も是正を表明せざるを得なかった問題。そこで私も、そういうことを言うのなら実際に日本の主要大企業について課税ベース掛ける実効税率で実際の税負担、このデータを出してほしいということを先日から要求し続けています。

ところが、大蔵省の回答は、企業の行動が違つて技術的に困難だと。例えばアメリカでは退職金がないので引当金の比較はできないなどなどというように資料を出してくれない。それで、私は、比較が技術的に困難だと、そういうことを言うんだが、一体企業は、実効税率の比較だけで企業が外国に行くかというのを決めるわけはないですよ。実際の税負担の比較をしてやるわけなので、こういう資料の提出が技術的に困難だというものは全くの逃げ口上だということをおっしゃりたいと思つておられます。

ですから、このパンフに「経済の活性化を図る

ために、法人税率を引き下げる」として、「法人税の安い国へ流出」してしまふというような宣伝は今後一切やめていただきたいということを要望して、次に独禁法の骨抜き問題に移りたいと思つておられます。

この独禁法の骨抜き問題というのは、転嫁問題に絡んで出てきたもので、竹下首相、今度蔵相兼任でされけれども、六つの懸念の七つ目に転嫁の問題を入れられました。私は、通常国会でも転嫁の懸念を入れるべきではないかということをおっしゃったんですけれども、そのときは入れられませんでした。後から入れられた。

それで、私ここに持ってきた本は、小倉政府税調会長の「三問 税政問答」という本、いろいろおもしろいことがあるんですけども、私一つ非常におもしろいと思つたのは、一般売上税を検討すべきだということと述べた昭和四十六年の長期答申、この引用が七十九ページから八十一ページにあるんです。これには、一々読み上げませんが、今度の消費税と同じ帳簿方式（アカウンント方式）、これについて叙述があります。答申そのものが、これについて別冊の方にあるんです。その引用が、この帳簿方式（アカウンント方式）というものはこの答申の別冊にどう書いてあるかという、これは複数税率や免税制度を設けることとは異なる、つまり単一の税率しか設けられないからという事です。それで、「この方式では課税期間終了後しか税額が確定しないので、個々の取引においては税負担が確定せず、個々の取引における税負担が必ずしも明確とはならない。したがって前段階税額控除方式と異なり、制度上当然に転嫁を前提とすることができず、消費税の建前からみて適当でないという問題がある」と。

四十六年の政府税調答申そのものが長期答申で、制度上当然に転嫁を前提とすることはできないとはつきり言っているんだから、これはどうですか。当然できないものを、公約違反の問題があるんだが、転嫁できないものを、懸念どころじゃありませんよ、できないと書いてある。大蔵大

臣、いかがですか。

○政府委員（水野勝君） 四十六年のころは、まだ全く我が国でもこうしたものを手探りで検討をしておるといふ段階でございます。そうした場合にはおきましては、当然、当時まだ昭和四十三年に初めてドイツ、フランスにおきまして現在の付加価値税制度が実施されたばかりでございますので、そうしたものに目が行くわけでございます。そうした国はそれまでに長い累積税の歴史等がありまして、そうした最後の姿になったわけでございまして、勉強するとすれば、そうしたものを当然頭に置いて勉強をし、そうした国等に調査等に行きまして勉強して教えてもらつてきておつたと、そういう段階でございます。

御指摘のあれは答申そのものでございまして、その答申をまとめるに当たりましてのいろいろその過程での議論の経過といったものをまとめたものでございまして、そうした時点におきましてはそうした議論があつたことは確かでございます。

ただ、今回の消費税でございますと、すべての場合につきましてにかく三〇%をお願いするんですと、それは全体の売り上げでも三〇%でございますし、個々のそれぞれの個別の取引でも三〇%でございますから、それはそれぞれの取引の段階におきまして三〇%を上乗せしていただくということとは決して不可能ではございませんので、現在の仕組みについて申し上げれば、その当時の、四十六年の審議経過の取りまとめは、心配のし過ぎをしていただのかという感じがするわけでございます。

○上田耕一郎君 四十六年は心配のし過ぎで今度は大蔵省のし過ぎで大変だと思つて。

特に、中小業者、小さな商店が、競争の激しいところでは大変なんですよ。例えば百円の物を九十八円という細かな値段をつけて売っているところが多いですよ、スーパーでも何でも。これは三〇%掛けると百円になる。これは一円つければ三〇%というので百円にする。競争上九十九円ということになるんですよ、たった一円ですよ。そうす

ると、小さな商店の場合には何と三分の一あるいは三分の二自分で負担しなきゃいけない。だから商店の方々は第三の所得税、第三の事業税、こういう直接税になる、転嫁ができないというので大変な心配をしているわけです。

そこで政府は、今度独禁法の除外例をつくつて世界に例のないことをやろうとしている。付加価値税を導入している国は四十二カ国あるんですけども、便乗値上げを取り締まるために独占禁止政策を強化した国はいろいろあります。けれども、独禁法の効力の一部を三年にしろ停止する、そういう国はほかにありますか。

○政府委員（梅澤節男君） 新しい間接税の導入に当たりまして、独占禁止制度について何らかの特別の政策選択を行ったのは我が国が初めてだろうと思つておられます。

○上田耕一郎君 ほかにないんです。公取が七月初めにこれに反対していたところ、「転嫁カルテル弊害の見解」というのを発表した。その最後のところに「転嫁についての適用除外カルテルを認めた例は見られない」と。日本だけなんです、こういうことをやっているのはね。

それで、公取にもう一つお伺いしたい。私も、大蔵省にこの転嫁カルテルについていろいろお聞きしました。結局何をやるかというところ、三つだということですね。附則には二つ書いてあるんだけれども、もう一つあるそうです。一つは三〇%の上乗せ、これはみんなだまされて商店街とか事業者団体で決める、上乗せをみんなやろうということ。二番目は、税額相当分、量目を減らそうと、自動販売機なんかでね、二百ccのを、じゃ百九十ccにしようとか、値段は同じにしてとか、こういうやり方。三番目は、端数処理、このやり方を合理的にしようとか。こう三つだけだということなんですけれども、しかし、実際には本体価格があつてこういうことが初めて問題になるわけなので、公取はこの見解のときには、こういう除外カルテルをやると「実際には統一的販売価

格の決定といった適用除外の範囲を超えた価格カルテルが行われるおそれがある」と、こう公取は七月初めに言っていた。

どうなんですか、この適用除外カルテルを認めて、実際上は本体価格のカルテルを認める結果になるおそれはもう今はないと思っているんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 競争政策の立場から申し上げると、本件に限りませず、なるべく政策カルテルが設けられない方がいいというのがこれまでの公正取引委員会の立場でございますし、今後ともそうであるわけでございます。

ただ、現実には各種の政策目的を持って、今の現状を申し上げますと、中小企業等を中心にしたしまして幾つかの政策カルテルがある。基本は今御指摘のありましたように、転嫁カルテルの場合に、それが本来の価格カルテルに転嫁するという

ことを競争当局としては懸念をすることということでございまして、結局のところ、御承知のとおり、現在政府から提案されております共同行為、特に転嫁カルテルにつきましては、消費者に対する便乗値上げ等に通ずるような価格カルテルは本来の違法カルテルとして構成されておるわけでござい

ます。したがって、我々は今後この法律ができ上がりました段階におきましては、この法が期待をいたしております適正な共同行為が行われるように、事前事後を通じて、厳正かつ適正な行政運用を図ってまいらなければならないと、そういうふうな考えでおるわけであります。

○上田耕一郎君 政府は、このカルテルの違反者に対してはある程度の罰則を認めると言っているんですね。罰則を認めるということは、このカルテルにやはり意味があるということですよ。意味というのは裏カルテル、つまり本体価格を下げないようにしようとか、あるいは本体価格を幾らにしようとか、そういう裏カルテルをつくるのが暗黙の前提になっているんじゃないかと思えますけれども、公取、その危険はありませんか。

○政府委員(梅澤節男君) その罰則というのは、誤解を招くという場合もございまして、罰則とい

いますと何か政府が、政府と申しますか、国家が一定のルール違反に対して制裁を加えるということになるわけでございまして、先般御議論にございましては、カルテル共同体が自主的な決定としていわば仲間うちでルール違反に対して制裁規定を設けるということでございます。そこ

はひとつ誤解のないようにお願いしたいのでござい

ますが、その場合にカルテルという共同行為が行われるためには、その実効性を期する意味で、これは従来の政策カルテルについても同じ取り扱いになっておりますけれども、共同行為を達成するための、その目的の合理的な範囲内においてそのカルテル共同体が制裁規定を設けるということ

は認められる。ただし、そのルール違反に對しまして、従来真

も三分の一がいわゆる大企業が入る。そうすると、本当に現実に起こることは中小企業、下請は実質的に転嫁できないで、市場に圧倒的なシェアと支配力を持つ大企業が、独禁法で禁止していたはずの価格カルテルを結んで便乗値上げのやり放題ということになる危険があると思えますけれども、どうやってそれを抑えるおつもりですか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいまお触れになりました先般発表されました独禁法学者のいわば御提言、御批判でございますが、これについては公正取引委員会といたしましての見解をまとめまして、既に公表をいたしております。

先ほどと同じような議論になるわけでござい

ますけれども、あの学者の指摘されておるこのカルテルの実効性についてのいわば疑問点あるいは懸念というのは、二つぐらいあると思うのでござい

ます。一つは、今お触れになりましたように、こういう共同行為をやるといふのは値上げ率のカルテルである、そういうものは機能しないんじゃないかという御指摘であります。これは、転嫁部分を突

は価格政策に反映させるといふのは、今回の共同行為の目的でありますから、いわば価格引き上げ率カルテルに非常に似たようなものであるといふのはこれは確かであります。ただ、その場合の学者の御立論は、その根拠にある価格をそろえないとそういうカルテルというのは機能しないのではないかと、したがってこういう共同行為を認める

と全体の価格カルテルになってしまうという疑問なり問題点の御提起であります。この点につきましては、私もいささか事実の問題としては見解を異にするわけでござい

まして、過去公正取引委員会が摘発をいたしましたようなカルテルの類型を見ますと、価格をそのまま据え置くとしたようなカルテルあるいは全

体の価格を統一してしまうというカルテルのほか、カルテルの参加者のそれぞれの価格はめいめい違わうわけでございまして、一定の割合で価格を引き上げようという、いわゆる値上げカル

テルというのは幾らでもあるわけでござい

ます。幾らでもあるということは、そういう値上げ率カルテルあるいは価格引き上げ率カルテルというものは機能しないというのはいやや事実の認識に問題があつて、私どもはそうではないんだらうと。

ただ大事なことは、先ほども申し上げておりますし委員もおっしゃっているわけでありますけれども、それが今回の立法措置が予定していないよ

うな本来の違法カルテルに結びつかない厳正な運用をやる。それを競争当局として今後の一つの大きな任務として取り組むということでございます。

○国務大臣(竹下登君) 私も、今お話しになりました経済学者の方のことは読ましていただきました。具体的には今、梅澤公取委員長からお答えしたとおりでございますが、私どもはきちっとしたガイドラインをつくり、そうしてしかも時限を限

って、今おっしゃった懸念は中和できるものであるというふうに考えます。

○上田耕一郎君 また懸念の中和ができましたけれども、転嫁カルテルは認めるが本体価格のカル

テルは認めないというのには、本体価格のカルテルを認めないと、形式上消費税三%上乗せするけれども

も値段はもとのままだと。そうすると、競争の中で起り得るんですよ、現実には。これはもしこ

うことになったら、本当に我々が懸念していることが実際のところになって、中小企業者、小さな客

細商工業者、下請業者は非常に大変な新たな重税に苦しむことになると思いますが、この問題はこ

ざるを得ませんでした。第一回です。二回目、社会党矢田部議員への十二月一日の答弁、これを我が党の橋本議員の追及で重大な箇所を訂正されました。さらに、総理が見た記憶があるという福田勝之氏名義の通帳の額、当初二千二百万円と言っていた。それが五千二百万円と訂正された。まだ宮澤前蔵相の七回八回には及ばないけれども、三回まで来たんです。答弁は混然としている。整理した整理したと言われるけれども混然としている。今後重要な訂正はないと断言できますか。

○国務大臣(竹下登君) 私はうそをつきません。ただ、今御指摘ありましたように、時に訂正をさせていただきます。

○上田耕一郎君 それではまず聞くことは、十三日、橋本議員の質問にこう答えられた。幹事長の私のところに持ってきたという意味ではない、だから適当な人はいないかということで、私に相談することではないから信頼関係のある方に取り次ぎをした、こう答えられた。これは、小沢さん見えられていますが、十一月九日夜の青木秘書と小沢さんの記者会見の話とも違います。あのとき、お二人は竹下幹事長あてに一万株、青木氏に二千株の譲渡話が持ち込まれて、竹下幹事長に予定された分を福田氏に回したと述べました。大体適当な方はいないか、リクルートはそんなことはしてないですよ。江副証言で、譲渡先リストを作成して私が選定して中心になってやっただけで、どなたか適当な方になって持ってきた例はないんだから。

○上田耕一郎君 これは耳があるんですから、真夜中の午前零時半ですよ。近くで、門の前ですからね、部屋が別なんじゃない。聞こえたはずですよ。どうですか、青木さんは何と言っていましたか。

○政府委員(小沢一郎君) 私ももちろん耳はありますけれども、御承知のように記者団がわつと囲んでそちらでやっておりますので、私には、そのとき人垣の中でしゃべっておりますので、聞こえなかったということを申し上げておるわけです。

○上田耕一郎君 これはやっぱり青木元秘書に直接聞かないと真実がわからない。首相の答弁が非常に重要な、だれか適当な人にと、竹下幹事長あてであった事実を覆い隠す重大な疑惑がありますので、青木さんに聞かないといかぬと思うんです。

○政府委員(小沢一郎君) そういうような経緯については私、記者に申し上げておりません。青木伊平氏が述べたことでございます。

○上田耕一郎君 小沢さん同席されておられたんだから、青木伊平氏はどう言いましたか。竹下幹事長あてに持ち込まれたものを、これじゃまずいと思って福田さんというふうに言ったのか、それともどちらかだれか適当な方にと言ったかから福田さんと言ったのか、どうですか。

○政府委員(小沢一郎君) あのとこの記者団に対する話は、うちを出てから門前で、おられました記者団に話をしたわけでございます。私はこういうふうな経緯で今晩一緒に来た、委細経過については青木伊平氏にお聞きくださいというところを言っただけでございまして、後は、隣というわけではございませんが傍らで青木伊平氏が話しておられましたので、そのことを直接その場で聞いております。

○上田耕一郎君 これは存じません。わかりません。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○政府委員(小沢一郎君) 仲がいいかどうかはそれはわかりませんが、人それぞれ見ていただいて判断してもらい以外ありませんが、いまだかつて福田正の娘をもらってから福田正社長は私の家に一度も泊まったことはありません。

○上田耕一郎君 どうも私どもの調査にも、そういう話を幾つも聞いたんですけれども、あなたに確かめなかったから、じゃこの事実を訂正しておきます。しかし、泊まってくなくても聞いていませんか。

○政府委員(小沢一郎君) 私はこの間、橋本委員の質問にも答えたと思っておりますけれども、社会党の十一月九日ですか、あのとこの発表で福田勝之なる名前を知り、その後青木伊平さんの話で経過を知ったということでございます。

○上田耕一郎君 これについても私も非常に重要な疑問を持っています。

○上田耕一郎君 これは全く無責任です。これはあなたが問題の重要性を感じてないか、感じてないふりをしようとしているかだと思ふんですね。一國の首相の周辺にかかわる一万株のリクルートコスモス株の譲渡の疑惑なんです。今までもう二十人、さまざまな形で辞任された方がいるんですよ。あなたの地位にもかかわる大問題なんです。それをこれだけ国会で我々が追及してきて一番肝心なところを、存じません、わかりませんと。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

○上田耕一郎君 非常に大事なところでわからないという答弁です。二千株は青木秘書あてと、一万株は竹下幹事長あてというのを青木さんは述べました。東京新聞もはつきり、その他もはつきりそう書いてある。

題なんですかね。国会でこの全容解明についてあなたは何度も決意を表明された。そのあなた自身にかかわる疑惑なんですかね。N.T.T.の真藤会長は、やっぱり秘書の村田さんのと、知らぬ知らぬと言っていて、結局明らかになってやめたんです。今度も青木秘書あるいは御親戚の福田正社長のことだと、人様のことで済まないんです、これは。

そこで、首相にお伺いしたい。あなたは最初は二千二百万円と言った、次に五千二百万円と言われた。見た記憶があるとおっしゃるけれども、じゃ五千二百万円の通帳、この金額は確かにそうだったんですか。

○国務大臣(竹下登君) きょうはちゃんと書いておきますから。たしか五千二百万円の入金と福田勝之氏名義の口座で見たような気がする。と答弁をしたとおりであります。十二月十五日の参議院税特委で橋本先生から、売却して二千百万円以上の利益が出ているはずなんです、そうすね、これは御存じです。その質問があり、私は、たしか売却代金の入金と勝之氏名義の口座で見たような気がしたので、そのことは知っておりましてと答弁したものであります。

○上田耕一郎君 この金額も事実と食い違っているんです。というのは、福田正社長は十日午前十一時半の記者会見で、十一月初めの株を売って売却高は五千二百万円、こう説明した。ところが福田正さんは、いきなり仕込んだ話なので事実と狂ってきちゃる。あの株が登録された日、十月三十一日、この日は安値五千二百七十円、四千六十円の三割増しの値がついたんです。この日に出来高二千九百株です。翌日が十一月一日です。高値五千四百二十円、安値五千四百円。ここに株価のリストを調べました。十一月初めと福田社長は言ったけれども、十一月一日から十二日まで安値は五千四百円です。一番の安値が五千四百円。だから、福田正社長が十一月初めに売った、売却高五千二百万円というのは事実と違ふんです。少なくとも五千四百万円では足りないんです、十一月

なら。

前大蔵大臣の宮澤さんは十月三十一日に売ったから五千二百七十万円。有取税と手数料が六十七万円引かれて五千二百三万円という答弁なんです。だから十一月初めに福田正社長が福田名義の株を一万株売ったとしたら最低五千四百万円、有取税、手数料引いても五千三百三十数万円入っているはずなんです。どうですか、角谷さん、局長、どうですか。

○政府委員(角谷正彦君) ちょっと今手元にリクルートコスモス株の価格状況を持ってきておりませんが、売買した日から四日目に送金が行われましたので私も何とも言えませんが、その売却の時期というものは、若干四日か五日のずれがあるんです。そのころ辺をどう考えるか、そこら辺は私どもちょっと判断しかねる状況でございます。

○上田耕一郎君 多くは十月三十一日、二百九万株、それから十一月四日、三十九万八千株、十一月五日、六十三万六千株、十一月六日、三十三万四千株。これは、これまでの報道では、ファーストファイナンス、リクルート側が一括して大体この十月三十一日あるいは十一月の四、五、六、こ

ころあたりで売ったという報道があります。それで、私が今指摘をずっとしたように、大体一万株だと、そうか五千二百万円から、新聞報道その他その他多くそういう例がありますからそういうふうにするんでしょうけれども、これはそういうことを知ってばつとどうでしょう。作り話だと狂っちゃうんですよ。真実の話ならいつ何を言ってもどう聞かれても訂正の必要はないんです。真実のことを言えはいんだから、ところが、作り話ですと、くるくるこれは変わらざるを得ないんです。人間のやっていることなので、幾ら首相が精緻な頭脳をお持ちでもどこかほら出るんです。福田正社長もそうです。この金額、名義もそうです。大体そういう問題が次々に起きてくる。首相は、社会党の村山議員に対する答弁で、確かに売買約定書、これは福田勝之氏名義のですよ、売

買約定書を青木君が保管しているのを見たことがございますと言った。

私は首相に対して重大な疑問を提示しているんですけれども、私どもの疑惑、疑問が真実なのか、あるいは首相のこれまでの国会での答弁が真実なのか。これはやっぱり物証があればわかるんです。アライバイも物証もない無実の主張をただこで述べられても、これはだれも信じることができない。ですから、宮澤前大蔵大臣にも三ポイントという要望がありましたけれども、あなたも福田勝之氏名義の約定書あるいは入金金の通帳、これが福田勝之氏名義とされているかどうか、あるいはあなた

の近辺の青木元秘書が、名前は福田勝之氏かもしれないけれども、使える形で首相の近辺に、首相の見ることもできるようなところにあったのではないのか。これらの問題で、それらの我々が要求している通帳をここに提出していただきたい。人様のことでなく、あなた自身のことでもあります。一般庶民の場合には、前にも言いましたけれども、何か借金したり、いろいろしたり、借金があると調べられて調べられて、税務署は、反面調査といつて銀行から人様まで全部調べるんですから。首相、大蔵大臣がこれらの疑惑に対して物証として、約定書あるいは売買通知書、売買報告書、あるいは口座、これらを提出することを強く首相に要望します。

○国務大臣(竹下登君) この関係書類などを見せたくないか、詳細に説明してくれないかと言えない間柄ではありませんが、青木秘書を通じて大筋をつかんだ私自身が納得しております以上、国会での質問に答えるために、必要だからといたってそこまでやる考えは私にはございません。これはいつも言っているとおりでございます。

ただ、国会が相談される問題であると、それは十分承知しております。

○上田耕一郎君 私、先ほど首相の説明を信じることで物証がないということを指摘しました。福田正氏の十日午前十一時半からの新潟での十

分間の説明、新聞記者に対する答え、きのうの午後二時だという答え、それから十一月初めに売ったと、五千二百万円、これらも事実と違ふことを指摘しました。こういうところから生まれる私の客観的に提起される疑問は、ちょうど宮澤前大蔵大臣のケースで、服部さんは河合さんがやると言って、河合氏なる人物を、S.E.総合設計社長の河合さんを、彼がやっただけだということ、いわばダミーとして話をつくられた。これがくるくる話が違っていくことになり、実際上はそうでないことが明らかになった。

私は、首相のケースも、リクルートから青木秘書に一万株、竹下幹事長あてにきた。青木秘書が幹事長と相談したかどうかはまだ証明できませんけれども、福田勝之氏名義で、いわば仮名取引、借名取引、竹下幹事長の名ではまずいということで行ったのではないかと。そして、それが社会党のビッグウェイルの発表で公然化したとき、福田勝之氏の名前を青木さんが使うのはおかしいです。そうすると、福田勝之氏なる名義を使つたのに、何とか説明のつく人物としてお父さんの福田正氏、いわば河合さんの役割ですね、彼にやっってもらおうという作り話がつくられたのではないのかという疑問が当然出てきます。そうではないと言ふのなら物証を全部出していただきたい。

それで、あなたは福田正氏に電話連絡をして、非常に矛盾の多い記者会見だった。我々新潟へ行つて福田組にいろいろ話してほしいと言つても、福田組は口をつぐんで何も言いません。本当のことなら何も隠す必要はないんですよ。だから確認できる説明と資料を出さなさいか。勝之名義の約定書はいつ、だれがだれと会つて書いたのか。株の代金はだれが、いつどのようにして払い込んだのか。その際、宮澤さんのケースのように、ファーストファイナンスの一時立てかえがあったのか。あるいは他の人のようにファーストファイナンスの融資を受けたのかどうか。売却報告書はだれのとこに届いたのか。福田正氏か、

福田勝之氏か、あるいは青木氏か。ところが、福田勝之氏は何も知らないと言わなければならない。彼も来ていないんです。だれのところに行つたのか、その通知書は、入金の銀行口座はだれの名義なのか。福田正氏は、随時引き出しでポケットマネーで使つていふ。じゃ自分の近辺にあるはずでしよう。それを竹下首相が新潟にも行かないで見た記憶があると。首相の近辺、身辺にあるはずですよ。何でもこんなことになるのか。

これは、私が宮澤前大蔵大臣のケースでも指摘したように、やはり首相の、当時幹事長の政治資金とかかりがかった株取引であつたと、あつたのではないかと疑問が当然出てきます。だから国民は、首相にかかわるこういうリクルートコスモス株の疑惑という重大な疑問を提示しているわけですよ。秘書が秘書がだとか、妻が妻が出たけれども、今度は弟の妻の父、つまり義父、いろいろなケースになつてくるといふ疑問が出てくるじゃないですか。

ですから、私はどうしても青木伊平元秘書、福田正福田組社長、これは実際に扱つておると言われているんだから、こういう方々の証人喚問と我が要求している資料の提出がどうしても必要だと思ふんです。首相自身はその考えないと言ふので、委員長、我々の要請している証人と、それから資料の提出をお取り計らいいただきたいと思ふいます。

○委員長(堀木又三君) 理事会で協議します。

○上田耕一郎君 さて、首相の政治資金とのかかりという点で、先日決算委員会佐藤昭夫議員が首相にお伺ひした山梨県の湖畔の別荘の問題、これにも我々はつながりがあるのではないと思ふいます。建設費だけでも一億円は超したと言われている。当初、建築工事局はあなた自身の、竹下登の名義で出された。完成後の名義は、青木伊平氏が社長という新樹企画という法人名になりました。佐藤議員に対する答弁で首相は、御心配いだいてありがとうございます、いろいろやりくり

して暮らしております、そういう問題はこの場でやめることにしてもらいたい、はぐらかしの答弁をされました。

そこで、この別荘、去年の七月に完成したんですけれども、当時の山梨日日新聞などでは、竹下首相の側は新樹企画に二千万円の敷金を払つて借りているということを明らかにしています。この敷金二千万円は、首相はいつ新樹企画に支払いましたか。

○国務大臣(竹下登君) 存じません。

○上田耕一郎君 御自分が二千万円敷金払つて、存じないと言ふ。

我々調べました。新樹企画は、この別荘賃借の保証金として二千万円を六十二年の二月二日受け入れている。竹下登氏が二月二日に新樹企画に敷金を支払つたんです。二月九日、一週間後に建設会社に対して二千万円を支払つています。思い出しましたか。

○国務大臣(竹下登君) 思い出しません。

○上田耕一郎君 竹下さん、アメリカではやっぱり首相、政治家、議員の資産その他非常に厳しくいふんですよ。日本でもこういう問題、厳しくしようというので、閣僚の資産公開その他始めていますよね。それで、そういうことを覚えてもいない、二千万円敷金払つたのを。税務署の発表によりますと、六十二年の所得は四千三百万円である。資産公開を見ますと、借入金、貸付金なしというところに首相はおやりになつています。すると、じゃこの二千万円はどこから支出をされましたか。

○国務大臣(竹下登君) 存じません。

○上田耕一郎君 こんなこともどうして存じないんですか。問題ですよ、もう全然。六十二年の十一月に約二千三百万円余の入金があったの関連の福田勝之名義でリクルートコスモス株で入つていふんですよ。翌年の二月二日に、あなたは竹下登名義の工事局を出したその別荘の名義が変わつた青木伊平社長の新樹企画に二千万円払つていふんですよ。日付も金額もなかなか

かどんびしやうというふうに感じませんか。

○国務大臣(竹下登君) 感じません。

○上田耕一郎君 何にも存じません、感じません、二千万円の支出もどこから来たかわからないで済みますか。本当にあなた、税務署がどんなに庶民の一つ一つの、前にも言いましたけれども、十万円、五十万円の、家を買つた場合五千万円、六千万円、マンションを買つた場合もどれだけ調べるか。商店が借金した場合、銀行から知人から本当にどれだけ調べるか。首相がこれだけ資産公開をして明らかにしているときに、この二千万円の資金がどこから出たか。青木さんに任しているんですか、自分が知らないというの。

○国務大臣(竹下登君) 私は上田委員を信頼いたしております。しかし、そうした問題はこの場で申し上げることはおしやうと思つております。

○上田耕一郎君 まず、借入金、貸付金なしというのですから、銀行からの金融ではないんです。それから、あなたの政治資金の報告は、あの年は指定政治団体の新産業経済研究会に四千八百三十九万二千円寄附をされた。もし残りを個人でお使

いになったら、これは申告しなきゃいかぬ。しかし、申告はありまじやうから政治資金を回したものでありまじやう。そうすると、考えられるのは預金からおろしたということ、もう一つは、当時五十回、三十万株以下ならば税金を払わないでいい、そういう株の取引の利益が充てられたということになる以外にないと思ふんですが、それでも思い出しませんか。

○国務大臣(竹下登君) 福田さんは立派な経済人でありまじやう、私もまた今おしやうなことをしよやうなどと思つたこともございせん。

○上田耕一郎君 この問題で、あなたは六十二年十一月十九日に鳴沢村役場に建築工事局を出している、竹下登名義で。佐藤昭夫議員が十二月十六日、決算委員会質問したとき、急いで許可をとる必要があつたので設計屋さんが私の名義にしたと答へられた。これももうです。というの、この地区は都市計画区域外、私は建設委員ですが、

五百平米以下の木造建築物の場合は建築確認は要らないんです。許可は要らないんです。建築基準法第十五条で、建築統計をとるための届け出だけいいんです。だから、竹下登名義で建築工事局を出したのは建設会社許可をとるために急いだからだ、この説明も全く成り立たない。答弁を訂正されますか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、鳴沢村がそういう都市計画を受けているかどうか知りませんが、急いでやる場合そういうことはあるだらうと思つただけの話でございます。

○上田耕一郎君 全く話になりませんね。急いでやる必要はないんですから何も竹下登名義を使う必要はないですよ。青木伊平社長の新樹企画が届けを出せばいいんですよ。許可は何も要らないんだから。そうすると、地元では竹下別荘だと言つていふけれども、やっぱりあなた自身の別荘なんですよ、工事局を出したんだから。それで、新樹企画ということにして月額八十万円の借財ということになった。

もう一つ問題がある。二千万円の敷金をお払いになったことは認められた、いつだか覚えてないけれども、敷金というものはこれは戻ってくるんですから、そうすると竹下首相の債権になるんです、敷金は。資産になるんです。新樹企画は負債になるんです。そうしますと、あなたの資産公開に権利金として計上しなきゃならぬ。ところが、あなたの六十二年十二月の資産公開の中にはそれがありまじやう。二千万円の脱漏はお認めになりますか。

○国務大臣(竹下登君) 存じておりません。

○委員長(堀木又三君) 時間が参りました。

○上田耕一郎君 いや、時間が参つても、さつき公明党の方は全部一分でおやりになつたんだから、差別しないで、もう一言。

○委員長(堀木又三君) 一言。

○上田耕一郎君 さて、首相はまことに無責任な態度をおとりになつた。どんな問題でも、知りません、存じません、覚えておりませんと、ロッキ

ード事件のときのだれかに似ているじゃありませんか。そして、私は三つのあなたの訂正を指摘しましたが、今度きよう私が出しただけでもさらに四つも五つも重大な疑惑が出てくる。それに対して答えられない。即刻辞任すべきだということを要求して、質問を終わります。

○委員長(橋本又三君) 次に、井上計君の質疑を行います。井上君。

○井上計君 けさほどから「弾力的運営」ということについていろいろと質疑が行われておりますが、私は最初に総理にひとつ伺いたいと思いますが、私は最初にも、弾力的という定義はどのようなお考えでありますか、まず冒頭伺いたします。

○政府委員(水野勝君) この条文は、御承知のとおり衆議院の修正でいただいた条文でございますので、積極的に私どもがこれを定義するという立場にはございませんが、政府サイドといたしましては、このような修正をいただいたことを重く受けとめて対処しているところでございます。

まさに「広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとする」という、この文字どおりにとにかく解釈し、その趣旨に即して対処したいと考えているところでございます。

○井上計君 主税局長から、他の同僚委員等に対する答弁と同じであります。実は、弾力とは何ぞやということですが、私もよくわかりませんので広辞苑を引いてみました。二つ書いてあります。まず一つは、「はすむ力。弾性体に変形に抗して、原形に復しようとする力。いま一つは、

「転じて、心や事物が圧迫などをはねかえして復旧しようとする力」と、こうあるんですね。だから、言いかえしますと、その人の主観あるいは置かれておる立場等々でどうでも、どちらにでも解釈してよろしい、こうしかとれないわけですよ。だから、去る十一月十五日の、徹夜で安倍幹事長と我が党の大内書記長との交渉の中で出てきた弾力的運用とは、それぞれの立場が違いますから、その後いろいろ形で説明がされておりますけ

れども、我々としては、実質的な六カ月の実施延期である、こういう受けとめ方をしておったとしてもこれは間違いなからう、現在でも実はこのように思っている。まずこのことを前提として申し上げて、後、ひとつ質問に入ります。

そこで、その後、修正案の中で、消費税の転嫁に関する規定の修正が行われました。消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する事業者の義務を明確化するものと、国は、事業者が取引に際し課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずる場合を踏まえ、必要な施策を講ずるものとする等、国の義務を明確化すること、この修正をされました。

ここで私は伺いたいのでありますけれども、国の義務の明確化というのは具体的に何をとお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(水野勝君) これも議院での修正でございますので、この文字どおりにお読みをするわけでございますが、この十一の条の文に則して申し上げれば、原案は「消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし」――「事業者は、努めるものとし」とあったわけでございますが、それが「円滑かつ適正に転嫁するものとする」というふうに改められたところでございまして、「努めるものとし」という言葉が落ちて、「転嫁するものとする」というふうになっておるところでございます。

また、その第二項におきまして、「国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため」という原文に對しまして、「前項の規定を踏まえ」という言葉が挿入され――「前項の規定」と申しますのは、事業者は円滑適正な転嫁をするものとするというところでございます。そうした規定を踏まえておるところでございます。それで、「前項の規定を踏まえ」という言葉が入りました。それから、「消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」というのが、「努める」という言葉が落ちて、「講ずるものとする」というふうに変更をいたしましたわけでございます。

端的に、委員御指摘の点でございますれば、事業者としての立場としては、「転嫁が行われるよう努めるものとし」というところが、「転嫁するものとする」と。このところが、転嫁につきましてものお立場が明確にされたということではないかと思っております。

○井上計君 水野局長、恐縮ですが、私は与えられていた時間が少ないので、もう法文の訂正等々はわかってはいるが、余分なことは抜きにして、お尋ねすることだけにお答えください。

今の御答弁では、実は、国の義務というものは全く明確化されていないんですね。後でまた伺います。

私は、これは総理に申し上げますけれども、これから具体的ないろいろな消費税導入に当たっての起る問題点、あるいは既に多く言われておりますところの不安あるいは不満、反対、いろいろな人たちの不安な形でも、総理のお耳に入らないようなことまで実は私たちが聞いておるわけでありまして、そこで、率直に申し上げて、そのような意見を聞いておられますか、現在、世論調査等で、消費税反対六五％あるいは七〇％等と発表されておりますが、それらの反対が絶対的に反対なのかどうか、実は疑問を持ってきたわけですね。私のいろいろな聞いた、あるいは接した範囲内で考えますと、将来的に考えて、消費税あるいは間接税の導入はやむを得ない、しかし、今すぐここで消費税を導入されることについては大変な不安がある。しかも準備に相当時間がかかる。あるいは、細かい点についてわからぬことがいっぱいある。果たして転嫁ができるであらうか。そういうふうな不安等々、あるいは不満が多くあつて、そういう人たちがみんな反対に回つておるんですね。だから、それらのものを明確にすれば、私は、言われておる反対論というのはかなり減るのではなからうかと、こう考えるんです。

私自身も、今急いで消費税を導入する必要はないと、こう思っております。しかし、言えれば議会制民主主義の建前からいって、竹下総理を初め政

府・与党が、言えば体を張って、この機会をおいて税制六法案の成立はないと、こういうふうな非常に強い決意を持っておられますから、それらを考えますときに、議会制民主主義の建前からいって残念ながらやむを得ないかなという感じはするんです。

しかし、だからといって、このままで導入された場合の混乱がどうなるであらうか。それによってどのような不満が、さらにどのような大きな政治に対する不満、不信が起きるであらうか、高まるであらうかということを考えるときに、できるだけやはり明確にして、そういう人たちの不安や不満を少なくしていく、これが私どもに与えられた使命だと考えるのでいろいろとお尋ねをしたいと思います、こう思っておりますので、政府委員にもお願いいたしますけれども、できるだけ明快に、余り言葉を飾つて言ひやういふ必要はないです、お互いにかつてのことばかりなんですから、ただ疑問点について明快にお答えをいただきたい。まず、このことをひとついまい一度要望して、次に入ります。

国の義務については、今、主税局長もはっきりとお答えになりません。じゃ国の義務とは何ぞやという疑問が残っている、ここでそのように申し上げます。

そこで、大蔵省は総体的にお考えになるんですが、一番問題になっている、今多くの人が不安を持っている転嫁が十分可能かどうか、どうお考えであるのか。これは端的にひとつお答えをいただきたいと、こう思います。

○政府委員(水野勝君) 今回は、三％で薄く一律にお願いをするわけでございます。経済環境としてはいろいろな環境がございますけれども、現在の経済環境の中での一応の取引秩序といったものが成立している。その経済関係の中で三％という、業種業態いろいろの方がございまして三％でも、とにかくはかの業者と横並び、すべて三％でひとつお願いをしたいというところでございまして、それだけ転嫁という点につきましても、個別にお願いをいたします場合に比べれば容易ではな

しかし、転嫁につきましてはいろいろ御苦心もあらうかと思ひますので、先ほど御指摘の転嫁のための政府の義務としては、いろんな局面から最大限の努力をして御支援をするつもりでございます。

○井上諸君　大蔵省としては当然そういうお考え、また御答弁もわかります。ただ、具体的に言いますと、どう考えても転嫁——まあ不可能だとは言いません、しかし、九〇%以上困難だ。実は現実上不可能に近いというものがいっぱいあるんですね。大蔵省が「自動販売機と消費税」という、何かそんなふうなものの資料をお出しになつてい

ますけれども、ここにも今局長が答弁されたと同じようなことが書いてあるんですね。合理的な端数調整や距離の調整で対応可能か」という、自動販売機の総売り上げの約四分の一はそのような問題がある。しかし逆に今度は物品税等々の廃止で値下がりするものがあるからそれらを調整すれば可能だ、こう言われていますが、実際に自動販売機は現在百円のを百三円で売る方法なんて不可能ですよ。だから、じゃ百円をどうするのか。中身を減らして、あるいは容器を小さくして百円

にするのか、あるいはこれを若干加えて、便乗値
上げじゃありませんけれども、実質的に百十円に
するの。百十円というのも、今の経済構造の中
でそんなもの自動販売機で消費者は買いはしませ
んよ。これはやっぱり百円という一つの単位が基

準になっているわけですから、百円に合わせるためにどうするかというのは、これは大変な問題だと思ふんですよ。だからそういうふうなものを、それではやってできないことはないと言われるけれども、やるためには大変なやはり時間と努力が必要

だと。そういうふうな人たちの不安がいっぱいあるということですね。このことはもうおわかりだと思えますけれども、そういうふうなこと等、言い出せば切りがないほど転嫁に困難な問題があるということなんです。

そこで次に、公取委員長、御苦勞様です。お伺

取引に弱い立場の中小企業は、転嫁を行うためには容易なことではありません。そのためには転嫁カルテルを要するに認めるといふ方向でいろいろと御検討いただいているようです。ところが、中小企業にわかりやすいガイドラインを早

くつくつていただかないと、果たしてそれで転嫁が可能なのかどうかということについて大変不安があるわけです。もちろん法案が成立しております。せんから、公取としてはそう以前にガイドラインを発表することはできぬでしょうけれども、仮に成立したらどれぐらいの間にガイドラインを発表されるというふうなお考えであるのかどうか。

それからいま一つ重ねて申し上げておきますけれども、今まで公取にカルテル行為を行う場合に申請する書類などというのは普通ではできない、大変厄介ですね。しかも申請して何カ月もかかる。ものによっては半年以上もかかっているわけです。そのようなことでは実際に効果がないと思います。そのようにしても、負担がかからないように、できるだけ簡素に簡便にそのような申請受理というものをしたいのだと思いますけれども、この点についてひとつお考えを承りたい。

○政府委員(梅澤節男君)　まず手引の公表の時期でございますが、法案が成立いたしましたらそれこそ可急の速やかに公表すべく今事務局で鋭意作業をいたしております。

それから二番目の届け出の問題でございますけ

れども、これもなるべく事業者に負担がかからないように様式化できるものはきちんと様式化いたします。それから用紙も都道府県なり商工会議所にもお願いをいたしまして窓口において、またその記載方法等についてもわかりやすく丁寧に周知

徹底を図るべく、これも今準備をいたしております。

○井上計君　その点は特に留意をしていただいで、中小企業がカルテルを結ぶ場合、申請した場合の処理についてはぜひひとつ親切にやっていた

だきたい、こう思います。

次に、公取委員長にお伺いしますけれども、当委員会でも公取委員長は、当店の売り上げは免税点金以下の三千万円以下という店頭表示については、これは斎藤先生の御質問に対するお答えなのであります。消費税の転嫁に関しては、当店の価格は安くなっているという表示は誤解を招くので認めら

れない。こういう答弁をされております。

もう一つ、これは続いて申し上げますと、再販商品については商品が消費者の手元に来たときに税額がはつきり示されているという方法になるようきちんと指導する、このようにお話しになっておられるわけでありますけれども、そこで実際にカルテルを結ぶ場合に税込み価格でありますとい

うカルテルを結ぶ場合と、それから外枠表示でカルテルを結ぶ場合と二つあると思うんです。その場合、税込みカルテルということになってくると、税込み表示ということになってくると随分と複雑でまた矛盾が起きてくるという、私はそういう心配をするんですが、公取委員長、どうお考えでしょうか。

○政府委員（梅澤節男君） 表示の方法については、基本的に事業者の自由な判断にゆだねる。つまり、その商品の業界の特殊性とかあるいは取引

慣行というのがあるわけでございますから、今おっしゃいましたように外書きに表示する、それから内書きの表示で税額分を明示するという方法もあり得るわけでございます。

うこととお互いに表示しようということであり、
すれば、消費者にとって非常に混乱を招く、ある
いは誤認を生じさせることのない限りにおいては、
は、そういった表示もその業界で決めれば必ずし
も一概に適当でないというふうには言えないと思

います。
○井上計君 具体的な例を挙げて、私も頭の中で具体的に描きながらいろいろと考えてみたんですが、今、委員長言われるようにそう簡単なものではない。まず例を申し上げますと、一定地域の商

店街で税込み価格でカルテルを結んだとします

ね。その場合に、三千万円以上の売り上げの店と三千万円以下の売り上げの店とは同じ価格でない」と混乱が起きますよ、同じ表示でない」と。うちは三千万円以下ですから、したがってこれは税はいただきませんという表示をすることは、既に先ほどの委員長の当委員会での答弁で、そういう表示は

だめだというふうな御答弁をされていますね。そうすると、先ほどもやはり他の同僚委員からの質問で水野局長お答えがありました、三千万以下の企業がいわば税金分まで自分のところの所得になるわけです。それは金額的に大したことじゃない、こういうお話がありました。確かに、金額的には大したものじゃないと思います。しかし、そ

れが消費者から見るとやはりおもしろくない、けれどもからぬという不満の一つであるんですね。だから、その場合、いろんなカルテルの場合、カルテルを結ぶ結ばないにかかわらず、やはり税というのはむしろ外枠表示ではっきりした方がかえって公平ではなからうか、こういう感じがする。

百貨店でも、日本橋通りにずっと幾つかあります。仮にAという百貨店は外枠表示です、Bという百貨店は税込み表示ですとなった場合、消費者は全く迷うと思うんです。だから、法律からいう

と、どちらでもよろしい、カルテルもどちらでもよろしいということでありますけれども、むしろ政府の指導は、やはり特別なものを除いては、特別なものというのは何があるかちょっと今すぐ思いつきませんが、原則としては外枠表示だと、こ

のような指導をすべきだ、その方が混乱がなくて消費者の不満が少ないし不平が少ないんじゃないか、矛盾も減るんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘の点はあろうかと

思いますけれども、今回の消費税と申しますのは、とにかく原則として物につきましては3%というところで一律にお願いをしておりますので、外枠で別に税がこれだけですよという表示をしなくても、とにかく消費者がお払いになる分につきましては、

ては三％は税であることを御理解いただい

るわけでございますので、特に表示をしたからしないから消費者がその点につきまして認識が異なるというところは直接的にはないだろうと思ひます。しかし、分けて書いて御指導申し上げるというところの方が、転嫁の面あるいは消費者の理解の面から望ましいという面はあるわけでございます。したがしまして、税制改革法案におきましては「消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする」といたしておりますが、あくまでこれは「必要と認めるときは」ということで、一律にすべての場合についてこれを強制するということにはしてないわけでございます。

○井上計君 局長、失礼ですが、率直に申し上げますが、あなたのような説明の仕方をしていくからもう不平や不満がいっぱい広がってくるんですよ。消費税の反対意見の大多数は、大蔵省の言うこと、国の言うことはさっぱりわからぬ。私だって今あなたの答弁を聞いていて、全くいい方向に、いわば当初税法案の基本方針であるところの公正な、公平な、しかも消費と資産と所得と三つに税を配分した形を将来に向かって云々というふうな理念から全く外れますよ。だから、できるだけできることは実施して不満が少なくなるようにするというのがやはり最大の目的でなくちゃいかぬわけですよ。

消費税あるいは消費税でなくともどの税でも、一〇〇%すべての人がこれは公平な税で税ですというものはありやしませんよ。必ずどこかに矛盾なり欠陥があります。しかし、ある程度の矛盾があり欠陥があっても仕方がない国民の大多数が認めるような、そういう許容値はやっぱりあると思うんです。その許容値を超えたものを、それをこうこうですからそれは構いませんとか、いたし方がありませんとかどうとかという説明をしておいても、それは通じませんよ。

私は、何も詰問したり反対するために言っているんじゃないんです、さっきお断りしたように、いわば個人的には、今回この国会で成立をすれば、いささか自分でもいろんな問題あるいは抵抗

もあるなとわかってはいますけれども、成立するという前提に立つて考えた場合には、成立した後に国民が、まあ仕方がないという、納得しないまでも消費税という税を育てていこう、そうして将来的に見て、いろいろ財政的に考えて、この消費税を混入のないように国民の協力を得るためにどうするかという、そのことについて大蔵省、お考えですか。私はこんなことを言うつもりは全くありませんでしたが、局長の答弁を聞いてみると、つい言いたくなりますよ。どうですか。

今、あなたのおっしゃることは、結局通り一遍の答弁でしょう。私は、外枠表示を指導した方がいろんな意味で矛盾も少なくなりますよ、消費者もはつきりわかりますよ。それはあなたの言われるように、物を買うなりした場合には全部三%の消費税がついていくというのには国民が承知しているから構わぬとおっしゃるが、承知しておいても値切る人があるわけですよ、わからぬぞと。一万円の場合、これは税込みだとすると何%の税金が入っているかわからぬ。じゃ、一万円の中に本当に何%の税、三%と言われても、消費者はなかなかそれは理解しませんが、だから、やはり定価一万円、消費税三百円、こういう表示があれば消費者も納得できますよ。

どうもあなたの答弁、ちょっと私よくわからないのだが、どうですか、明確にすることはできませんか。外枠表示を法律で決めると言っているんじゃないんです。そういうふうな行政指導をできるだけしたらどうですかという提案だけれども、それもできませんか。

○政府委員(水野勝君) お気持ちにはわかるわけでございますが、それぞれやはり各業種の御都合があるようにございます。例えばスーパーとかこういう店におきましては、お客さんがいろんな物を一通り集めてお買いになる。そうすると、それを全部そのレジで合計したところで三%を乗せる、おおむねこの方向で今御議論は詰まりつつあるようにございますが、一方、例えば大きな百貨店でございますと、やっぱりお客さんは一つの物

を買いに来るといふこともある、そうした百貨店としてどちらがいいか、まだ百貨店の方は最終的にこうだというふうな決めかねておるようでございます。

私も、やはり事業者にとりだけの事務をお願います。転嫁の御苦勞をおかけするということでございます。事業者の面の御都合もやはり考える必要があるかと思つておるわけでございます。また、お気持ちのことはよくわかります。また、そういうことである関係者とお話はしているわけでございますが、すべての場合に全部それでやれというところまで、まだちょっと自信がないわけでございます。

○井上計君 何もすべて全部と言っているんじゃないでしよう。どうも局長、私の言うことはわかりませんか。すべて全部と言っているんじゃないでしよう。できるだけそういう方向に指導したらどうですかということですよ。

今、あなたがおっしゃる通りに、百貨店はいろんな問題、わかりません。スーパーはしかしレジで云々、要するに外枠表示じゃないですか、それでしよう。当店は合計金額に三%いただきますという表示をするんですよ。外枠表示じゃないですか。何も別に業種によつて、それは全然問題がないとは言いませんけれども、そういう問題の業種もあるかもしれないけれども、総体的に言えば外枠表示の方が消費者は理解しやすい、納得しやすい、こういうことを言っているんですよ。

だから、全部にそういうふうなことを言っているんじゃないで、できるだけそういうふうな表示をするように指導したらどうですか、こういう提案ですけれども、全くお答えにならぬのだが、どうなんですか、いま一度簡単にいいです。

○政府委員(水野勝君) 御指摘の点を念頭に置きまして関係者と話をするようにいたします。○井上計君 公取委員長、もう一つお聞きします、再販商品、これについての価格というか表示、大変これまた心配するんですね。化粧品等については、悪いですが、かなりやっぱりダンピング

が、安売りがありますから、これは消費税を込みというふうなものとかいろいろあると思ひますが、書籍の場合は明らかにこれは表示によつて三千万円以下の書店と三千万円以上の売り上げの書店とかなりこれは違ってくるわけですね。そういうことについて消費者がやはり不安を持つと思ひます。これについては再販商品の税額を明記というところでありますけれども、お考えとしては、仮に本が定価千円、消費税三十円、こういうふうな表示を指導すると、こういうことですか。

○政府委員(梅澤節男君) 再販商品につきましては、まず化粧品については、今、委員がおっしゃいましたように、内枠にするか外書きにするかは別といたしまして、別といたしましてという意味は、それはそれぞれメーカー等の判断にゆだねるわけでございますけれども、消費税額が幾らであるかということを明確に表示するように指導をいたします。

ただ、再販商品のうち法定再販商品と言われる著作物でございます、今特に例を挙げられました書籍、そのほか雑誌、新聞等があるわけでありまして、これについての考え方は、これももちろん基本的にはメーカーなり出版社の判断にゆだねられるわけでありまして、まず消費税込みの再販価格を決めますと、それは末端に参りまして、納税義務者であらうと免税義務者であらうと、一つの同じ本は全国至るところで同じ価格で売られるというところは、従来も再販価格というのはそういうものでございまして、公正取引委員会といたしまして、消費者の利益を不当に害することにはならぬだろうということで、再販価格をもし統一するというのが出版業界の意思であればそれは認めると。

ただ、例えば新聞をとりまして、一々一部ごとに値段が書いてあるわけじゃないで、大体は書店でいろいろな雑誌とか書籍、新聞をずっと並べられるわけでありまして、私どもは、これから法廷が通りましたら、出版社等と具体的に再販価格の運営

につきまして指導なり相談に乗りたいと思っておりますけれども、やはり価格改定をする際に、消費者なり読者に、消費税が含まれることによつてこれだけ価格が上がりますというのではつきりやつてもらいたい。その場合に、例えば三百円の週刊誌があつて、その内書きに何十円というところまで書く必要があるのかどうか、これはやはり実態を見て考えた方がいいと思ひます。

要するに、消費者に消費税が含まれることによつて価格改定が行われたということが公正に明示されれば私はいいと考へております。

○井上計君 はい、今の公取委員長の御説明、大変明確ですからわかりました。

ただ、そこで一つ希望しておきます。書籍だけではありませぬけれども、消費者サイドに立つて消費税を転嫁した価格の改定を常に考へられると、これは物価抑制という問題もありますから当然便乗値上げを許すべきじゃありませんけれども、余りにも消費者の立場だけをそんたくしたことで指導されると、逆にそれによつて事業者が非常に不利になるという面も起き得るわけです。その点のバランスは十分考へていただきたい。そのことを一つ特に希望しておきます。

次に、大蔵省に伺ひます。

簡易課税方式の場合に、卸と小売というふうな表現があります。ところで、産業分類からいって製造業はどちらの方に入るんですか、それから自由業はどちらに入るんですか。

○政府委員(水野勝君) 製造業、自由業、これは卸の方でない一般の税率区分と申しますか、控除率区分の方になるかと思ひます。

○井上計君 一般のといふことは小売といふことです。卸と小売という分類しかないでしよう、今のところ発表は。だから一般といふのは、製造業は卸でなければ一般といふことは小売といふことですか。

○政府委員(水野勝君) 現在、区分は原則は八〇%、その中で卸だけが九〇%といたしておるわけ、別に小売とかそういう区分はございません。

○井上計君 わかりました。そうすると九〇%と八〇%との区分ですから、製造業といふのは全部八〇%の区分に入ると、こういうことですね、自由業も。

その場合、これは具体的な細かいことになりまされども、産業分類では製造業の範疇に入つていますが、実際には中間業者、卸売一〇%程度の付加価値しかない、マージンしかない中間製造業者といふのは実は随分あるんですね。

〔委員長退席、理事平井卓志君着席〕

この点について、今後この施行令の案では五十七条で、「卸売業を主として営む事業者として政令で定める者は」云々といふことでありますから、今後政令で定める場合に、かなり具体的にこれを検討していただく必要があると思ひますが、そのことについて、そういうふうな中間の製造業者、下請もそうですね、決められた材料を決められた価格で買つて、それに工賃を加えてそして納入するといふ製造業がいっぱいあります。それから、特に繊維製品なんかは繊維の縫製、加工、もう完全な要素するに工賃の卸です。ところが製造業です、分類は。そんなのがたくさんあるんですよ。そういうものについて十分政令で定めるときに、それこそ公正なまた実態に即した決め方をしていただかないと大変なことになると、こう思ひます。

これは、今度政令で定める場合にどういふ決め方をするのか、お考へをお聞かせください。

○政府委員(水野勝君) 現在の法人税におきましても、貸倒引当金の適用でございまして、か、もろもろの特別措置の場合に、卸とその他に分けている場合がございまして。そうしたものを先例として分類をすることにならうと思ひますが、今までの分類によりますと、御指摘のような製造問屋的な行為、これはやはり製造の方に分類されるのではなからうか。

卸と申しますのは、やはり物の形状、そういういたものについて加工とかなんとかという手を加えるものでなくて、購入したものをそのままの形で

次に売る、まさに卸すといふことでございまして、従来からの法人税の取り扱いからいいますと、そうしたものは製造業かなと思つております。

○井上計君 技術的に大変困難な問題ですから、今どうか言つても仕方ありませんが、しかし、そういう配慮も今後の政令で定める場合に必要だといふことを申し上げておきます。

ところで、さつき若干申し上げた自由業といふのは最近多いんですね。しかも、言えば仕入れの全く要らない自由業が最近特にふえている。はつきり言つと、コンピュータのソフトを売るといいますかね、仕入れが全くないわけですよ。弁護士さんもそうでしょう、弁理士さんも税理士さんもそうでしょう、それから設計の請負とか、あるいはいろいろなコンサルタント、そういうふうな人たちはこれはもう八〇%、五〇%以下で、ほとんどそうでしょうから、この場合八〇%ですから二〇%に対する三〇%。五〇%以下の人はまだいいですよ。ところが五〇%以上の人は極端なことを言つと売り上げが九々付加価値になつてしまふんですね、帳簿方式でやると。

そういう場合の矛盾と言つていいのかわかりませんが、言つていいのかわかりませんが、それらについて何らかの方法は、これは税法上それは無理ではありますけれども、やはり今後考へていく必要があるんではなからうかという感じがするんですが、どうお考へでしょう。

○政府委員(水野勝君) そうした方は、個人で自由業をやつておられる方は五〇%以下といふことであらうかと思ひます。

ただ、その境目につきましては御指摘のようなそこに変化がございまして。そうした点はやや問題であるといふことは衆議院の段階でもいろいろ御指摘をいただきました。ただ、現行制度ではそれにつきまして特段のその限界部分につきまして措置をしていふといふことはございません。こうした点を踏まえて衆議院では、この制度につきましては、他の制度等も含めましてその定着状況等を

見て見直すことが必要だといふ趣旨の修正をいたしたいところでございます。

○井上計君 これは、きよう特にどうかということじゃありませんが、そういうこともあり得るということですよ。

それからついでお伺ひしますけれども、実は私、ドラゴンの郭源治の後援会の顧問といふことでずつとやつておるんですが、彼おかげで今度一億円プレーヤーになつたわけですよ。実はこれは消費税の対象になるわけですね、事業主ですから。プロ野球の選手でも三千万円以上の者がかなりおります。五億円以上の者はいないから、大体二〇%掛ける三%だと思ひます。プロゴルフ、それから競輪あるいは競艇等々の選手、みんなこれ事業主でしょう。

そういう人たちの三千万円以上の者に対する課税ですね。これは確かに井上というプロ野球の選手が球団に売つてから、当然のこと、とにかく球団が払つてくれればいいんですけれども、そうはいかぬ場合がある。だから球団が私を一億円買つたときにその三%を球団が納めてくれぬといかぬわけですが、こんなふうなことは随分方方あります。そういう指導はどう考へておられますか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘の点等も含めまして、法案がその時期になりましたら極力PR、指導をいたしたいと思つております。

○井上計君 通産省、局長はお見えになつていますね。――大臣、結構ですから。

伺ひますけれども、通産省として、このような状態の中で転嫁が可能な業種あるいは不可能な業種、いろいろと御研究であらうと思ひます。特に分類はされてないかと思ひますけれども、具体的に見て通産省は、そう簡単に転嫁ができぬと、あるいは、なに簡単だ、転嫁できるんだと、どのようにお考へかお聞かせください。

○政府委員(見玉幸治君) 消費税法の成立に備へまして、通産省では所管の業種につきまして、どういふような形で転嫁がうまく進んでいくかどうか

かというふうなことに、いろいろ調査をいたしているわけでございます。

ただいま先生も仰せになりましたように、これは大丈夫でこれはだめとか、そういったものはつきりあるわけではないわけでございますけれども、やはり全体を通観してみますと、中小企業性が高く非常に競争が激しいとか、あるいは下請性の企業でございますとか、いずれにいたしましても、かなり競争の激しいところ、あるいはNIE S等からの輸入等がございまして、そういった厳しい競争にさらされているようなところというのは難しい問題があるように承知いたしております。

○井上計君 先日、私も党としては、繊維対策の委員会では愛知県のニットの生産工場を視察に行つて、ニット業者と懇談しました。最近のNIE Sから特に韓国からの輸入激増によつてもう倒産の危機に瀕していますね。そういう業者が本当に消費税を導入できるか。消費税を言つたら必ず仕入れを断られます、だから我々は消費税はもう入つたらかぶる以外にありません、ますます赤字がふえまうと悲痛な叫びを聞いてきたわけですね。特に繊維産業にはかなりそういうふうな業種が多い。繊維産業以外にもそのような業種が多いと思ふんです、競争が非常に激しいですから。

だから、消費税を別にいただきますという要求をすれば、お得意から、じゃいいよ、おまえのところは要らぬよ、消費税を請求しないところから買うよということに必ずなる、力関係でもそれが非常に多いわけですから。

それらの点について、これは通産省も特にこれから御指導をお願いしなくちゃいけません、非常に難しい問題であります。大蔵省が考へてなっているような生易しいものでないことは十分ひとつ認識をしていただきたい、こう思います。時間の関係でこれは御答弁要りません。

それからもう一つ、今度は大蔵省に伺いますけれども、郵便切手の取り扱いですね。法案の非課税の中に国が行う郵便切手類または印紙の譲渡云

云というものは非課税になっていきますね。これは間違ひありませんね。

郵政大臣にお越しいただきました。郵政省は、新聞報道ですけれども、消費税が導入されたらばがきは四十一円、封書は六十二円というふうな案をお考へになつていらっしゃるの報道がなされていますけれども、それはどういう理由なのかお答えいただけます。

○国務大臣(中山正輝君) 郵便事業、大体一兆三千億ぐらいでございますから、三〇%というところ三九百億ぐらいになるわけでございます、もしこれは転嫁いたしませんと持ち出しになるわけでございます。せつかく赤字を解消いたしましたところでございまして、今お話しがありましたように、郵便切手としては課税はされないんですけれども、サービスのの方に課税されて、それを転嫁しますとはがきが四十一円、それから封書が六十二円というふうな形のイメージ、それはまだどのくらい増加するか、費用の負担分というのは増加分がまだ確定しておりませんのでどのくらいになるかわかりませんが、イメージとしてはそんなものになるのではないかなと。

三十一万、公務員の三分の一は郵政省におられますし、二万三千八百四十九の郵便局の現場で働いていらつしやる方の御苦労が水の泡にならないように、この際広く浅くという消費税の趣旨に沿つて転嫁させていただきたいと、かように思っております。

○井上計君 サービス等の役務に対して消費税が対象になりますから、したがって郵便料に消費税がかかるということこれは私はわかるんです。だが一般国民はわからぬですね。はがきというのは、四十円払ふことによつて、書いてポストへ入れれば先方まで届けてくれるんだという、その認識しかないわけですね。だから、全部ひくるめたものが四十円ということですね。

そこで、郵便切手は非課税なのに、郵便切手を使つたら課税されるといふことも、じゃ、郵便切手郵便以外何に使うのかということですよ。一般

国民からいへばそうなんですね。収入印紙は別ですよ。郵便切手を郵便以外に使うことはないとは言ひませんが、恐らくないですね。私は、これは消費税を導入して公共料金の引き上げをしたという批判、不満の一つの材料になると、こう思ふんです。

だから、ただ単純に、今、大臣がおっしゃいました三百何十億円の負担になるからそれをかぶつたんでは赤字になつて云々ということじゃなく、言へば一円あるいは封書の二円に相当するものを生み出すことをひとつお考へになつたらいかかであるかと思ふんですね。はがきを小さくするといふことも、そんなことは簡単なことじゃありません。

そこで、若干これは、商売ですから民衆圧迫の問題があるんだけれども、エコーはがきの売れ行きが随分いいですね。これは、余り私が言うとは業界から怒られるんだが、郵政省から仮に封筒を売り出して、料額印面つきの封筒、切手じゃない。それは六十円であるとか、そのかわり、どこか下にスポンサー名ないしは広告を入れるとか、そういうことで四十円、六十円でできるような方法をひとつ研究されたいかがかと、こう思ふんですけれども、どうでしょうか、ほかにもたくさんあると思ひますが。

○政府委員(田代功君) 大変ありがたいアイデアでございますが、三百九十億円の消費税負担分を賄うには、今の経営努力でいきますとやはり転嫁をせざるを得ないと、こういうことでございまして、ぜひ採用はさせていただきませんが、なかなか難しいというところでございまして。

○井上計君 もう最初からだめだという発想で考へてはだめなんですよ。何か方法はないか。というのは、一般の民間業者は、消費税が入つたらどうしようか、もう大変なことなんですから。だから、大蔵省もそうですが、郵政省も何か値上げをしないでもやつていける方法はないかと、あらゆる角度から考へてもらはないとね。

○国務大臣(中山正輝君) この附則の中で一年以

内に郵政審議会の議を経て一回に限り転嫁させていただきます、料金の値上げをさせていただくということになっておりますが、今の御意見を体しまして審議会その他でまた議論をしていただく材料にさせていただきたいと思ひます。

○井上計君 大蔵省の局長に伺います。

大蔵省が出しておられる「消費税って何でしょう。Q & A」こんな疑問にお答えします。」という中に、「法律の公布前に契約が締結されているなど一定の要件に該当する場合には、昭和六十四年四月一日以降の引渡しやリース料金についても課税されないなどの経過措置がとられております」ということがあります。

そこでお伺いしたいんですけれども、実施日以前に契約したものあるいは受注したもののというのは相当あるわけですね。もうことしの夏ごろ契約した機械が来年の秋とか再来年というものがたくさんあります、大型機械。それから建築もそうでしょう。そういうふうなものを実施日以前の契約というふうなことでどういうふうな処理するのか、まことに不明確なんです。それが一つ。

それからもう一つ、関連しますけれども、実施日前日、私はまだ賛成していませんが、仮に四月一日実施とした場合、三月三十一日現在の在庫、これについては証明とか取り扱いはどういうふうになりますか。それをお聞かせください。

○政府委員(水野勝君) 御指摘の点を条文に則して申し上げます、例えば工事の請負、こういう場合におきましては、この法律の公布の日でございます。成立後の公布の前日、まだこの法律が世の中に出ていない時点、それを公布日でもって整理しているわけでございますが、に締結した工事の請負に関する契約、こうした契約に基づいてこの税が実施された、今の予定は四月一日後でございますが、その四月一日後に引き渡された、こういう場合につきましてはこれは消費税を課さないとなつておるわけでございます、その公布日前にその工事の請負の契約が締結されたかどうか、こうしたことで整理をさせていただいており

ます。これは売上税のときにいろいろ議論がございまして、その時点で解決の方法にはいろいろ問題もございましたものを整理した書き方でございます。

それから、三月三十一日前の時点での在庫といったものにつきましては、それは特段のものはないでございます。あくまで四月一日以後に仕入れたものが仕入れ控除の対象になり、売り上げのあったものは新税が課されるということでござい

ます。もし、委員御指摘の、今、物品税がかかっているものにつきましては在庫という問題でございしたら、それはまた別でござい

○井上計君 ではもう一度確認します。

だから実施日以前の契約ですね、工事というお話をしましたが、これは工事あるいは物品納入契約、いろいろあるわけですよ。では、実施日以前の、実施日前日までの契約は、納入取引が、代金の決済等々が四月一日以降であってもそれは消費税がかかると、こういう理解でいいんですね。

○政府委員(水野勝君) 委員のお話の実施日というものがこの法律を施行する日という意味でございまして、そのとおりでござい

ます。それは適用日と法律では言っておるわけでございます。この法律が施行されるのは、この法律、ここで御成立したければ公布をする、その公布の日がこの法律の実施日と申しますか施行日でござい

○井上計君 では、もう一度確認します。仮に四月一日から消費税が実施されると、こういうこと

です。仮に、仮にこうします。しかし、この法律の成立はいつかは知りませんが、今国会二十八日まで、二十八日ぎりぎりに成立したとしますね。そうす

ると、二十八日に成立しても公布は何日になるか知りませんが、即日公布と仮にしましょう。そうすると、二十七日までに契約したもののについては、その納入あるいは取引代金決済が四月一日以降であっても消費税はかからぬと、これでいいんです。これは大事なことですから。

○政府委員(水野勝君) 時間関係はそのとおりでござい

ます。ただそれは、個々には工事、製造の請負またはこれに類するもので政令で定めるものを含むということ、すべてのものの受け渡し契約といったものではござい

○井上計君 時間がなくなりましたから余り多くは言

いせんが、これはしかし重大な問題ですよ。大変な問題ですよ。そんな答弁ではこれは大変な混乱が起きますよ。それはもう不公平だと、大変な問題が起きますよ。言っておきます。今あなたが言われるように、ここに書いてある工事契約云々類するものと言われるが、要するに契約は全部そ

うなんですよ。いろんな受注契約等々みんなそうなんですよ。そんなあいまいな抽象的な表現では大変な問題が起きますよ、明確にしろとらねと。これひとつ、もう時間ありませんから、お答えを聞いておつても同じようなことですから、要望しておきます。

それからもう一つは、これも簡単にお答えください。いろんな方法を考えても転嫁ができないという業種があるんですね、現実的に。さっき申し上げた繊維産業なんかそういう業種です。そのような業種、業者等については消費税を事実上値切られるわけですから、経理上の処理を値引き勘定で認めてやるというふうな、そういうことはできませんか、局長。簡単にしてください。

○政府委員(水野勝君) 消費税の課税標準が、実際に仮に今のお言葉で値切られたとすれば、その値切られた金額が消費税の課税標準になる。そういう意味では仰せのとおりでござい

値切られた金額の三%が事業者としては御納付をいただく税額になるということかと思

○井上計君 私が冒頭お聞きした転嫁することについて、国の義務というの

にとお聞きしたんだが、お答えがないわけですね。こういう場合に転嫁する、絶対転嫁できるようにするのが国の義務なんですよ。それができないんだから、したがって消費税分、値切られた分については値引き勘定で認めてやってもいいではないかと、こういう提案なんです。御研究ください。もういいです、お答えは。税法上局長の立場では同じことしか言われ

たたく。法文にはつきり書いてあるわけですよ。これをお願い

それから、時間がなくなりましたから簡単に申し上げ

先ほど上田委員は、法人税を安くする必要があるというふうな、こういう質問が大分行われていました。私は逆に、現在の日本の法人税率は非常に高いと。資料をきょうちょっと政府委員の方に

に渡ししておきました。間違っていないということですが、現在の四二%が四〇%になった場合、実効税率五一%。三七・五になっても四九・九八ですよ。政府の法人税率を云々というパンフレットからいっても五〇%以下。確かに五〇%以下です。四九・九八ですよ。何も大して安くな

っていません。ところが、過去において実効税率が四三・七九という時代があったんですね、昭和三十五年。当時は法人税率三五%です。これは相当期間続いているんです。

だから、今すぐとは言いませんが、三七・五でなく三三%まで法人税率を下げるべきだと、このように考える。これは要望というか提案をしておきます。これは総理もひとつお聞きをいただきたい、こう思

ろいろ主税局長から御答弁を聞きましていただいても、私でさえわからぬ問題がいっぱいあります。一般の人たちがわからぬというのは当たり前だと思

だから、冒頭言いましたように、現在消費税について反対が賛成かと聞かれれば、反対だという人があるのは当たり前ですよ。七〇%の反対が出てくるのは、これは当然だと思

い。この七〇%の反対の中に、私なんか個人的にいろんな説明をし、話をすると、それならやはり必要だ

と同時に、導入された以上は国民が、できるだけ多くの人に協力をしてもらって、いわば消費税という新しい税が育つようにしていかなくちゃいかぬ。もし混乱が起きたらもう取り返しがつかせんよ。もし混乱が起きて、日本のあらゆる分野で、こんなことはけしからぬという声が大きくな

って、売上税と同じような形になって、これはまだ廃案にも持っていないわけですからね、実際上。そう

だ決めたんだ、通すんだ、通ったら実施するんだ、弾力的運営というのとは広報とか指導でどうとか、そんな抽象的なことでは国民はなかなか納得しないという

総理に求めたい。それは、少なくとも今申し上げたようなこと

が、成立した後に施行令等々が出て、コンピュータのプログラムを要更新するとか、いろんな準備のために最低八カ月から九カ月はかかりますよ。だから、半年間事実上実施を延期するようなことを高度な政治判断でお考えいただく必要がある、このように最後に要望して、御答弁いただければ大変ありがたいですけれども、私の質問を終わります。

○国務大臣(竹下登) 井上さん、いわゆる具体的な消費税の問題点、全部お話ししたいと思いますが、自分では駆け足だったと思います。が、何回もその世界で議論をしておりますと、全部をお話ししたと思っております。したがって、それらの問題を全部整理整頓しまして、それで私もつじ立ちなんというのをやっておりますが、私は、これは法律がむしろ成立した後つじ立ちが必要じゃないかというぐらいに思っております。

○井上計君 終わります。(拍手)
○理事(平井卓志君) 次に、下村泰君の質疑を行います。下村君。

○下村泰君 私は、障害児問題に絞っていろいろとお伺いしたいと思いますが、具体的な質問に入る前にひとつお伺いしたいことがあります。

それは、高齢化社会における子供たちのことなんです。文部省は言うに及ばず、厚生省の児童家庭局もそれなりに認識を持って積極的な対応をされようとしていることは承知いたしております。

そうした中で、先日、科学技術庁の資源調査会、これが「乳幼児期の人間形成と環境に関する調査報告」というのをまとめられました。その中にこういうことが書いてあります。

高齢社会を豊かに、活力あるものとするためには、高齢者が、心身ともにすこやかであることが重要である。それと同時に、高齢社会をになう世代が、生産性向上による扶養力を強化し、高齢期の人生を自分の将来の姿ととらえつつ思いやりをもって高齢社会への対応にとりく

むことが重要となる。このためには、創造性、思いやりが求められるであろう。

さらに、これからの子どもたちは、長寿の時代、つまり八十年という長い人生を歩んでいくわけであるが、その中ではいろいろな急激な社会変化に直面することになるであろう。

今までの多くのことを、視界のきくグラウンドで前に走る人をモデルとして走った短距離ランナーにたとえると、これからの子どもたちは、霧のかかったグラウンドに立つてモデルのない長距離を走るランナーといえるかも知れない。しかも、その途中で、いつどのようなハードルがあらわれるか、まったくわからない競技に、いどむようなランナーとも考えられる。

したがって、そこで求められる人間的知性は、新しい環境に適応することのできる柔軟性、それに果敢に挑戦する強い意志などである。

これもまた、科学技術庁の資源調査会というところがよくまとめただけのすばらしい、私、文章を書いたと思うんですね。殊に、「霧のかかったグラウンドに立つてモデルのない長距離を走るランナー」、これは私なんかでもこんなうまい文句は考えられません。大変すばらしい。これは文部省が考えないところはいわくがあるんですよ。

そこで、総理、文部大臣、厚生大臣に高齢化社会をどうとらえ、さらにそれに向かう子供たちの環境をどう認識されるのか。今また、我々が議論している税制や社会保障のことがそのまますべてに降りかかる問題なわけですから、そういう面での教育や備えを考える必要があると思います。

例えば税の教育であるとか、福祉教育であるとかあるいは社会保障教育であるとか、健康教育であるとか、それぞれあると思います。ですから、そのあたりのお考えを順次お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) まず、高齢化社会のイメージ、どういうふうにかかっているかということにつきまして申し上げますが、御承知のように、

平均寿命がどんどん延びてきて大変な高齢化社会になるわけでありまして、

そういうことから考えますと、どういふ社会を建設していくかということは大変大事な課題でございまして、私は、せっかく人類の夢であります長命、長生きを獲得したわけですから、

今度は長生きを喜ぶ長寿社会、それをつくっていく必要があると思うわけです。長生きをしようと思ったら、そういうふうにかかってくる社会、そういう社会を目指して明るく健康で生きがいのある長寿福祉社会、これの建設が目標で、社会保障制度それから福祉の関係、また、他の省庁になりましても、雇用の問題とか教育とか住宅とか、安心して生活のできる町づくりとかいろいろありますけれども、そういう中で厚生省が受け持つ社会保障制度、福祉の問題については、先般の福祉ビジョン、あの中身に沿いまして十分にやっています。

それから二番目の、確かに高齢化社会で大事なことは、その高齢化社会を支える人たちに對して、特に子供に對しての心身ともな健全育成、これは従来にも増して非常に大事な問題になってくるわけでありまして、その場合に、特に高齢化社会の影響、それからその前に、社会現象がいろいろ変わってきておりますから、そういうことが子供に對して環境を非常に厳しくしておるわけでございまして、私もいろいろそういうことを考えてみまして、これはこれからの家庭、それから子育てということについてひとつ根本的に考えてみる必要があるというふうに考えました。

先般、その審議会もスタートいたしましたので、二年がかりで学術経験者に何回も御議論をいたしておるわけでございまして、その結果を見て、ひとつ十分に高齢化社会を支える心身ともに健全な子供を育成する、また家庭環境もよくしていくということについて全力を挙げていきたいと考えております。

○国務大臣(中島源太郎君) お尋ねの高齢化社会については二つ申し上げたいと思うんです。

一つは、高齢者に対しては生涯学習の点からいいますと、やはりすべての方々がきのうよりはきょう、きょうよりはあすに向かって心の豊かさを求めて学んでいくわけでありまして、そういう意味では高齢者というのは、人生、社会の中の先輩でありリーダーである、その高齢者の方々からいただくべき知恵はたくさんあるということで、高齢者の方々にもうゆっくりお休みいただくというよりは、一方で社会のリーダーとしてお元気な間は活躍をしていただき後進を指導していただく。

そういう意味では、最近若い方々と高齢者の方々が同居して生活をなさるということが、核家族化でだんだん少なくなっているんじゃないかということが心配でございまして、これからまさに高齢者と幼児、少年少女諸君が接触する機会をむしろ多くしていきたい、これが一つであります。

もう一つは、高齢者の方々の、一方では大変弱っていらっしゃる方々、それからお動きになれない方もいらっしゃるわけですから、そういう方をいいたわるといふ心が必要でありまして、そういう面では、小学生の道徳の時間に弱い人や不幸な人をいたわるといふことを教え始めております。中学の社会あるいは高校の現代社会では、そういう福祉社会と社会保障の問題、こういうものを教えているわけでありまして。

そういう中で、ただ活字から教えていたのではいかぬであろうということで、体験学習と申しますか、そういうお年寄りのところをみずから慰問をする、あるいはお世話をするという体験を通じて、社会福祉の重要さというところを一緒に学んでいただくように指導をしておるところでございます。

○国務大臣(竹下登君) さすが厚生大臣という文部大臣といひ、いいことを考えておられるなと思っております。私が、私の書物に、書きおろしの書物でございまして、好老社会といふのを申しました。これは老を嫌うといふのと老を好むといふ意味で、嫌老に對する好老という言葉を使いました。ちょっと

わかりにくいというので使うことをやめておりましたが、委員の話をずっと聞きながら好老社会、すなわち究極の福祉と言われるノーマライゼーションの中で好老社会というようなものが実現していくことが好ましいな、こういう感じを持ちました。

一方、青少年、幼児等の問題でございますが、よく財政論で行いますときに、今の稼得、いわゆる所得のある層、そして高齢者、そして青少年、青少年の方が減ってこつちが多くなると稼得者が負担する、財政的にはおおむねとんじやないかという議論がよくあるわけでありまして。しかし、そうではなくして、高齢化社会に対する稼得者の負担というのを消費税その他安定財源でもって賄うのはもとより、こちらの方の児童生徒、こういう者に対してあるいは遊び場でございますとか、そういうような別途の施策というのを一層やっつけていかなきゃならぬということを絶えず感じておるところでございます。

○下村泰君 大変皆さん御丁寧にいろいろとお答えくださってありがとうございます。

私は、かつて社務委員会にこんなことを申し上げたことがあるんです。保育所とか幼稚園の隣に老人ホームをつくってみたいらうだ。中には足腰の丈夫なお年寄りは、自分のひ孫みたいなのが遊んでます、その姿を見て生きがいを感じて、中にはお手伝いする方も出てくるんじゃないか。そうした方が、かえって老人の生きがいもあるし、子供たちも子供たちで、保母さんたちの数も少なく済むという一挙兩得の方法があるのではないかと。やたらに老人ホームを町外れに建てたりすることもないじゃないか。こういうことをしたら、かえって子供たちと老人との密接な関係ができて、むしろ生きがいを感じるんじゃないだろうか。こんなようなことは、日本が世界に先駆けて日本独自の形をつくって世界じゅうにまねさせたらどうだなどという事を言うたことがあるんですけれども、まだそこまでいきませんね、今のところ。まあ話として聞いておいて

ください。

障害者や高齢者、特に福祉ニーズの高い高齢者の立場から、消費税及び税控除についてちょっとお伺いをいたします。

今回の物品税の撤廃は全体に物価を下げる、こういうふうに使われておりますけれども、障害者の使用する自動車や盲人用のテープレコーダーあるいは盲人用の時計などは、これまで免除措置があったわけですね。それがなくなるわけですね。物品税の撤廃によって増税に逆になる。これらの障害者にとっては生活必需品なんです、これは要らないものじゃないんです。しかも決して安いものじゃない。三%から、これは自動車の場合は六%になります、もとも自動車の場合には前は二十%かかってるんですけれども。普通の方々に比べてはいいでしょうけれども、障害者にとつては六%というのは相当の負担増になるんです。これはどうなんですか、このまま放置されるものなんですか、それとも何か措置ができるものなんですか。

○政府委員(水野勝君) 従来の物品税は、その課税対象そのものにつきましていろいろな観点からきめ細かく分類されていたところでございまして、御指摘のような障害者につきましては措置もございました。今回はそうしたものは、個別消費税はすべて三%の薄消費税に置きかえさせていただきますというところでございます。

しかし、別途障害者対策といたしましては、障害者控除あるいは障害者と同居される方の控除を拡大するというところで、それによりますところの部分につきましては、所得税の納税者でございまして、それらの方で配慮をさせていただきます、また一方、所得税の税金のかららない低所得者層に属される方々につきましてはそれらの方で配慮をさせていただきますというところで、この間接税の面では三%の薄消費税でございますので、そこは消費一般を薄く課税させていただくという趣旨から、今回そのような方向に踏み切らせていただくことを御提案いたしております。

○下村泰君 そうしますと、こういう障害者の方の税控除というのは全然お考えになっていらっしやらないわけですか、三%は薄く広くということだからということ。

○政府委員(水野勝君) 物の面では今回は例外なくお願いをした。ただ、福祉事業、第一種社会福祉事業等につきましては、それらの方の面では、サービスの面では非課税にいたしております。

○下村泰君 例えれば税の面で還付するとか、そういうような方法でできるだけそういう方々に何か手厚く保護をするという形のものはありませんか。

〔理事平井卓志君退席、委員長着席〕
○政府委員(水野勝君) 消費税につきましてはそうしたものは現在ございません。

一方、障害者対策につきましては、先ほど申し上げた所得税の面で、それから歳出の面で対処させていただいていくということでございます。

○下村泰君 総理にちょっとお伺いしたいんですけれども、内部障害者への運賃割引の問題、これはしばしば私取り上げておるんです。消費税導入になりますれば運賃は上乗せになります、運輸大臣もそういうふうにお答えになっておるようでは利用できなくなる。

前回お尋ねしたときに、総理はこういうことをおっしゃってくださっているんですよ。いろいろおっしゃっていただきますけれども、最後に、「やっぱり全体の福祉政策の中で考えるべきことではなからうか」という感じで今承っております。このお答えくださった。今いらっしやらないんですけれども、宮澤さんは、「しかし、これは、私どもの中でおつけ合ひしておつてはいけません。で、またよくみんなで相談をさせていただきます。このおつけ合ひしているというのは、まるでキャッチボールみたいに運輸省にボールが飛んでいったり厚生省に飛んでいったり、どこが管轄するのかわけがわからなくなってきたら、何です。それじゃちょっとぐあいが悪いので、何です

かこの総理のお答えのぐあいがいかいと、「全体の福祉政策の中で」というと、これはやっぱり福祉政策ですから厚生省の方へボールを投げたという感じがするんですけれども、どういふふうに受け取ってよろしいんでしょうか。どつちがやるべきことなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる今日言われる社会的弱者の方々に対する対策というのはなかなか難しいから、税制とかいう問題の別の世界で、すなわち財政支出等の世界で考えなければいけないという、総括的にそのようなことを申し上げたわけでございます。

や、具体的な問題に対するずばりの答弁ではなかったかと、今お話を聞きながらそのように感じました。

○下村泰君 運輸省の方のお返事では、この方たちに利用していただく場合には、じゃ国民がどのぐらい負担すればいいんだといったら、一人一円負担すればいい、こういうお答えでございました。そうしますと、今度消費税として上乗せするときにそのくらの考慮があつても私は国民全体に及ぼすというのではないと思ふんですね。日本人というのは意外と心の温かい民族ですから、自分たちがそれだけのわずかの負担によつてそういう方たちに恩恵が施されるならば喜んでやろうじゃないかという方が多いと思ふんです。それは中には反対する方もいらっしやいましょう。

ですから、はつきり厚生省がこれやるべきなのか、そこをひとつ厚生大臣、ちょっと考えてみていただかせんか、この内部疾患の方々の運賃割引の問題。どつちかが決めていただかないと困るんです、これは。

○国務大臣(藤本孝雄君) 整理をいたしますと、交通機関の関係ではやはり厚生省ではないと思ひます。それから、今、総理がお答えになられました一般的な福祉対策ということになりますと厚生省の所管でございますから、所得保障、それから障害者の皆様方にとって社会参加促進であると

か、それから住みよい町づくりとか、そういう点は厚生省で対応できるわけですが、ずばり移動に關して交通機關の關係ということになりますと、これは残念ながら我が省ではございません。

○下村泰君　そうしますとやっぱり運輸省、こういうことになりますね。ここだけはひとつはっきりしておきまさんと、どちらにお願いしていいんだかわからないんですね。これ運輸省でよろしいんですね、総理。総理にこんなことを聞いたらいけないですかね、管轄がどこかわからない。厚生省の方では、移動だからこれはどうも私どもの所轄ではないといいますと、やはりこれは運輸省、こういうふうにこちらが思い込んでいうか決めてよろしいわけでしょうかね。いかがなものでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 今、宮澤前大蔵大臣の答弁もお読みになりましたが、そういう形をしておつては物事がおさまらないから、それらのことはそれこそ内閣が調整すべきものであるうというあるいは意図で申されたかもしれません。その意味におきましては、財政当局はもとよりのことでございしますが、内閣そのものがそれに対する意図を保持つて調整すべき課題であるのかな、こんな感じで今承つておりました。

○下村泰君 次は、在宅福祉を進め在宅サービス
を充実させるのは大変これは結構なことなんです
が、どうもビジョンからは具体的でないというよ
りは、理念そのものが欠けているんじゃないかな
という感じがするんです。すなわち、ノーマ
ライゼーションやリハビリテーションをうたつ
ていても、それを推進するための政府全体の姿勢
で、それが何となくないように思えるんです。
在宅サービスにも影響が出るわけですが、その辺
どう対応をするのか、これをひとつ伺わしてい
たきたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 今後本格的な高齢化社会に到達するわけでございまして、福祉の最も基本的といえますが、重要な問題として在宅福祉と

いう問題がございます。今までは保険の問題、医療の問題、福祉の問題、各分野でそれぞれ力を入
れてきたわけですが、これからはこれを
総合的に、保険、医療、福祉の三分野をまとめま
して在宅福祉対策を進めていかなきゃならぬとい

うふうに今考えておるわけでございまして、今後の事業の進め方といたしましては、先般の福祉ビジョンの精神、考え方にのっとりまして推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、消費税導入に伴う関係では、真に手を差し伸べるべき人たちに對しましては十分に配慮をしていかなきゃならぬ課題であるというふうに考えております。

○下村泰君 寝たきり老人の方々が利用するホームヘルパーの費用ですとか、それから在宅の療養に必要な床ずれ予防のパット、それからギャッチベッドというんですか、こういうものを医療費控除に含めてもいいんじゃないかなというような感じがするんですけれども、これはいかがでしょうか。これは大蔵省の方ですか。

○政府委員（水野勝君） 現在、病院、医院等で行われております付き添いの看護あるいは介護の費用、こうしたものはこれは医療費控除の対象になつてございます。これはやはり医院、病院等におきまして行われるそうした介護等におきましては、そこで一体として医療として行われていると、ということが明らかでございますので、そこは医療費控除の対象に理解できるわけでございます。

これが在宅の場合でございますと、そこは病院、医院等におきますところのそうした医療と切り離されて行われるわけでございますし、その支出の内容の確認というものもなかなか難しい面がございますので、やっぱりこれを医療費控除の対象とするということはなかなか難しい問題があるということで従来きているわけでございます。

今後の検討課題ではございますが、さしあたり

はなかなか難しい。その点につきましては、今回、寝たきりのお年寄りを在宅で介護されておられる方については八十万円の控除を百二十万円に

でございます。

○下村泰君　当面ということとは当面で結構ですけれども、これから先、この税法が実施されるよう

にない、この問題は徐々にいろんな形で出てくるんじゃないかと思うんです。そして、そういう要求もどんどん多くなってくると思いますよ。ですから、やはりある程度それに対する検討の方法というのは考えておいてもいいんじゃないかなというような気がするんですけれども、いかがでしょう。何か主税局長は朝からずっといじめられていますからね、頭の中がおかしくなっているか

もわからぬけれども、ちよつと落ちついて人間的な情感で判断してみてくれませんか。かつかつか来ているかと思うが、少し冷静になって、おたくが思つたことを考えてみてください。

○政府委員（水野勝君） 現時点におきましては、これは医療費控除の対象とするということは難しいということでございますが、今後の検討課題で

はあろうかと思ひます。
○下村舞君　そうおっしゃっていただければ助かるんです。
それから、いろいろと社会福祉関係の税制でもって控除されている方もいらっしやいますけれども、精神障害者への所得控除の適用、これはどういふふうになりましたかな。具体的に決まりましたでしょうか。精神障害者のいわゆるマル優、こ

の適用も考えていたのだと思います。

とにかく、日本という国は精神障害者に対する手当てというのが非常におくれています。そして、精神障害者に対する考え方が日本という国は非常におくれていると言っているんでしょうか、誤解をしていると言っているんでしょうか、ですから、障害者の方がたまに犯罪なんかを起こしますと、もう全部が全部精神障害者は犯罪を犯して

いるようにお考えになるかも知れませんけれども、本当にパーセンテージからいくとごく一部な
んでですね。その方が犯罪を犯すと大きな問題に取

り上げて、だから見ぢ、この通中はと、すぐこう
いう見方をするんですが、いかがでございませう
うか。そういふたようなこと、ほんのささやかな
彼らの望みなんです、どういふふうになりまし
ようか。

○政府委員（水野勝君） 今回の改正の一環として、精神障害者につきましても障害者に含めるということで現在検討をしているところでございます。

それに関連して、じゃ、マル優ということでございますが、マル優はやはり非常に大量に処理されるものでございますので、その認定あるいは確認、そうしたものが形式的に明白に行われる場合

に限られておるわけでございます。例えば、現在、身体障害者でございますと身体障害者手帳、高齢者でございましたらこれは住民票で簡単にわかる。こういう大量の金融事案を扱う金融機関等の窓口で容易に簡単に確認できるということを、いわば技術的な面で原則といたしております。したがって、今度精神障害者につきまし

て、これを障害者のグループに含めることにした上で、ではこのマル優のことは今の技術的な点をどうするか、これは現在関係当局と検討しておるところでございます。

○下村兼君　よろしくお願いします。

そうしまして、この寝たきり老人とはほとんど同じような状態ですが、こちらの方がむしろ介護者の場合には取り扱いにくいと思うんですけれど、

も、いわゆる痴呆性老人。この痴呆性老人は今の所得控除の対象になりますか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘の痴呆性のお年寄り、こうしたお年寄りにつきましては、現在の障害者の範囲の認定に当たりましては、精神または身体に障害のある年齢六十五歳以上の方で、その障害の程度が通常の障害者控除に当たる方々に準ずるものとして福祉事務所の所長さんの認定がこ

○下村泰君 それから、精神障害者同様、福祉制
ざいますれば、現在でも障害者控除の対象には含
められておるところでございます。

度のおくれが目立つ難病や長期の慢性疾患、この方々への障害者控除の適用を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

つまり、いろいろな制度がありますけれども、その制度の網にかからない人たちがおるんですね、難病にしてもそれから長期の慢性疾患にしても、今までできていない制度にひっかかる方はいいんですけれども、そうでない方々が意外と多いわけなんです。ですから、そういう方々に対する控除も考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員（水野勝君） これは私どもももちろん関係するわけでございますが、基本的に福祉政策の観点からこうした難病患者というのが障害者というグループに入るものなんでしょうか。その点について、税の立場がまず飛び出て、そうした方もそうでございますというふうにはちょっと私どもも自信のないところでございまして、あくまでそうした方が身体障害者として認定され、身体障害者手帳の交付を受けられるということでございまして、障害者控除の適用対象ともなるわけでございまして、そこらあたりの福祉政策上の観点につきまして、なお整理、検討が進められ、障害者手帳をお受けになるとか、そうした方の位置づけが明確になることがまず先決かなと考えておるところでございます。

○下村泰君 前回は申し上げましたんですが、今後、年金支給がおくれます。十年かけて六十五になります。退職後の生活に備えてさまざまな準備が必要となると思うんですが、例えば個人年金としての生命保険料控除額、これを引き上げる措置があってもいいと思うんですが、本来の公的年金への信頼度が今だんだん下がっていますからね。ですから、中には国民年金なんか、この間もちょっと私申し上げました、やめた方がいいんじゃないかと。こういういいのがあるよなんて勧誘するところがあるというふう聞いておりますけれども、それだけにこういった生命保険料の控除額というのを引き上げるというののも一つの手だて

じゃないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員（水野勝君） この点につきましては先般も御議論があったところでございまして、生命保険もいわば貯蓄の一つの形態とも言えるものでございまして、こうした貯蓄課税につきましては、昨年は利子課税の見直しを行っていただきました。それから、今回はキャピタルゲイン課税につきましても見直しをお願いしているところでございまして、いわば一種の資産、広い意味では資産課税的な意味合いを持つものでございまして、そうした観点からすると、生命保険料控除につきましてもこれを拡大していくという事は、やや逆の方向の見直しになるのではないかと気がするわけでございまして、この生命保険料控除につきましては、累次の税制調査会の答申にもございまして、加入率も相当な水準でございまして、減取額も、所得税の特別措置の減取額の規模としてはかなり大きなものとなっておりますので、なかなか難しい問題でございまして、むしろ、毎年私どもとしては利子課税の見直しに合せてこれを見直せないかということも議論をさせていただいておるところでございます。

○下村泰君 わかったような、わからないような。いつも申し上げておりますが、作業所や高齢者の方々の事業をしているところで、これ数は少ないんですが、数は少ないんですが、事業収入が三千万円を超えるところがあるんです。こういうところは善意で支えられていて簡単に転嫁もできないですね、こういうところというのは、事業規模が大きくても、一人当たりの給料というのは二万円か三万円なんです、こういうところで作業をしている方々の給料というのは、ですから、事業収入というのが三千万円あっても中身はこういうことなんです。このあたりのことが大変心配なんです、これはどういうふうになりましょうか。それからもう一つは、規模の大小は別にしまして、そこに通う障害者の交通費や弁当代、それに

仕入れる材料費、諸経費のほとんどに消費税がかかってきます。さらに厚生大臣も言われたように、自衛隊の影響が相当大きく出ているんですね。この間大臣の肝いりで、幸いなことに六カ所でしたか八カ所でしたか、あの方たちはもう本当にバザーもできないけれども何にもできないために、そこで働いているボランティアの方々も生活がでなくなりました。そんなような状態で居酒屋のチェーンの方にお願いをしている状態になってしまいました。これは本当にありがたかったんですけれども、こうした点への配慮についてどういうふうにか考えてもらいますか。大臣、何かありますか。

○政府委員（小林功典君） いわゆる身体障害者の小規模作業所でございますが、先生のお言葉にもありましたように、その大部分は免税点以下でございまして、私どもが調査いたしました結果では、約三百ある作業所の中でたった一つだけ三千万を超えるというところでございました。それから、例えば仕入れ材料等が消費税の導入によつていざ物価上昇というふうな形であらわれてまいります。その点につきましては、先生よく御承知の、小規模作業所について六十二年度から予算補助をやっておるわけでありますけれども、来年度予算におきまして我々は、補助対象の拡大と補助額の増額、これを要求しておりますので、予算編成の過程におきまして、消費税導入に伴う物価上昇分も頭に入れて折衝をしたい、こういうふうな思っております。

○下村泰君 この機会にもう一つお願いをしたいんですが、例えば無認可の共同作業所をつくることに、父兄や関係者がいわば出資し合うわけですね。お父さんやお母さんとか、あるいはその周りで携わっている方々がお金を出し合うわけですね。そして草の根の福祉活動における出資をやっておるわけですが、負担金についての税控除のあり方を研究してもらえないかということなんです。諸種の事情や困難などはよくわかります。いざばこれは補助金と同様の意味を持つと思うんで

す。殊に、こう言つてはなにかもわかりませんけれども、政府の手の届かない福祉を、親御さんであるとかあるいはそういった熱意のある方々がかわつてやっているといるというふうには私は見えています。ですから、そういう方々たちに対する控除というのがあつてもしかるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員（水野勝君） 現在でも、学校への入学のときの寄附金というのは、やっぱり父兄なりが自分の御家族をそこに入学させていただくという、その寄附とその特定の人の利害関係というのが結びつくわけでございまして、そうした場合には寄附金控除というものは適用されないことになってございます。したがって、御家族の方が入っておられるところへ拠出されるというの、そうした意味からいたしますと寄附金控除にはなじまないのではないかと考えてございまして、

ただ、こうした作業所が社会福祉法人として事業を行つておられるということでございまして、それは寄附金控除の対象になり得るかと思ひます。やはり寄附金でございまして、その分だけその方の所得税を免除する、いわば国にかわつてそこへ直接補助金を出すようなものでございまして、その寄附する相手の団体というのは、そうした法人格等につきましてもきちんとしておられることが必要であるということで、寄附金として扱つてございまして、

そうした意味からしまして、任意団体や企業でございまして難しいわけですが、社会福祉法人等である場合には、それはなり得る場合もあるわけでございます。○下村泰君 実際のことを言ひまして、今、日本全国にある小規模作業所というのは三カ所あるんです。三カ所以上だと思ひます。そういうところというのは、今、主税局長がおっしゃったような法人組織になっているところはそう数はないわけですね。ですからお願いをしておるわけなん

ですけれども、何らかの方法をこれから考えていただきたいと思います。

障害者の所得保障について伺います。

前回の年金法の改正で障害基礎年金が導入されました。障害福祉年金受給者は確かに所得もふえました。制度的にも一つの区切りになったとは思いますが。しかし、なお難病や長期慢性の疾患によって就労が困難であったり、働けても長時間は無理などの理由で収入も少ない人がいるんです。そういう人たちの中に、障害認定の疾患について大要抽象的であるために対象外になっている人も多いんですね。見た目にはなかなか理解されずに、生活保護さえ受給できずに苦しんでいる人たちがいるというところは事実なんです。

ですから、認定基準全体の見直しが必要だと思ふんですが、これについてはいかがでございましょうかね、厚生省は。

○政府委員(土井豊君) 障害基礎年金の認定基準の問題でございまして、現在、日常生活におきまして相当の障害があるということが基本的な考え方としてございまして、具体的には施行通知によりまして明確にその程度を認定するような基準をつくってあります。その基準につきましてそれぞれ専門のお医者さんが障害認定医という形で指定をしております。その専門的な立場で該当するかどうかという点を検討いたしまして、その結果に基づいて認定を行うかどうかというものを判定しているという形のものでございます。

○下村泰君 今、その認定の方法が抽象的であるがために、つまり認定されない方がおるといことなんです。おたくの方ではそういうきんとしたものがあるとおっしゃっているんですが、実はなかなかそうではない。これは、たしか社労委員会でも一回取り上げたことがあるんですが、なかなかそこはつきりしていないんですよ。ですから、認定外になる人がいる。だから生活補助も受けられないという人も出てくるわけです。そここのところをもうちょっとはつきりしていただかせんか。

○国務大臣(藤本孝雄君) 増岡元大臣のときからしばしば議論していただいております問題でございまして、確かにそういうことがあるかと思ひます。ですから、基準の認定という問題については、的確にやはりやっていかなきゃならぬわけだと思ひまして、そういうふうに努力してみたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 補足して御説明を申し上げます。例えば腎疾患の場合の認定の一例を申し上げますと、具体的な表がございまして、A表、B表というふうに分かれております。

A表では一、二、三の区分がございまして、例えて言うならば、尿毒症性心包炎とかそういう三つの具体的な基準がございまして。そういう基準について医者の所見が該当するかどうかというところが一つ要件としてございまして。

それからもう一つB表というのがございまして、ここでは内因性クレアチニンクリアランス値というふうな一定の分析値を出しまして、その分析値が異常であるか、それも軽度、中度、高度というふうな基準で数値を示しております。これらのものを具体的にそれぞれの該当する本人から診断書等を出していただきまして、それについて専門の医者が該当するかしないかというふうな基準でもって適用関係をやっております。このこととございまして、私どもこの認定の基準については明確な基準があるというふうに考えております。

○下村泰君 せっかく厚生大臣がお答えくださっているんですから、私はそれでいいと思ひますけれども、とにかく障害を持つて所得の低きに苦しんでいる人たちがいるというところは事実なんです。それから、そういう方たちをどうやったら国家として救えるのか、そういう方法を考えていただきたいというところを要求しておきます。よろしくどうぞ。

それからもう一つです。障害基礎年金の件で伺いますけれども、いわゆる子の加算ですね、受給発生時に子供さんがいるとその子供さんにも加算される、あるいは妊娠していても加算される。と

ころが、そのときに子供さんがいない、後から子供さんができるとこの子供さんに対する加算がないんですね。このところ私ははずっとはつきりしないんだ。

いつかちょっとこのことに関して伺ったことがあるんだ。そうしましたら、加算金が欲しいために養子にするとかという、障害者の場合そこまで考えて物をやる人はいないと思ふんですがね。ですから、そのところをどういうふうにお考えなのか、保険の論理でなくて、理解できるようにお話をさせていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 年金問題についてはペテランの先生に釈迦に説法で大変恐縮でございまして、けれども、年金制度は、御案内のとおり、老齢、障害、死亡という保険事故が発生したときに権利関係を確定させるということにいたしております。権利が発生したときの生活の実態に即して給付をする。こういう建前をとっております関係上から、障害事故が発生したときに子または胎児であった方以外には、これは障害年金に限らず他の給付についても対象にしない、こういうことにいたしているわけでございます。

○下村泰君 わかりません。つまり、ノーマライゼーションとかリハビリテーションを基本理念にしてうたっているというところは、障害者の結婚、出産などについても十分な施策としての援護を考へるということではないのかと思ふんです。総理もよくノーマライゼーションという言葉をお使いになりますけれども、今のようないかなどでいくと、何か障害者は子供を産んじやいけないみたいな感じが、つまり、後からできる子供に対しては加算もしない、面倒見てやらないというところは、おまえら産まないでもいいんだよというふうな感じを受けるんです。私は今話を聞いていますと。

実際にこれは、もう総理も恐らく耳にされたかも知れませんが、東京の中野の方で、小児麻痺同士の方が結婚した。ところが、産まれた赤ちゃんはもう健康の子供なんです。困ったことに、小児麻痺ですから、御自分の体が好むと好まざるにかかわらず動きまわらね、そうすると、授乳するときに赤ちゃんがおっぱいに吸いつけないわけですよ、母親が揺れるから。そうすると、赤ちゃんの方が必死で母乳の乳房にそれこそ食らいつくという表現ですね、かんだら放さない。そのために傷がつく。そのくらいにしても、子供というものはやっぱり本能的に母乳を飲んで育つという意思がある。そのお子さんはすくすくと育つて、もうたしか中学生ぐらいになっているはずで

す。それから、いつも申し上げるんですけども、仙台に、筋ジストロフィーで、御兄弟三人で二人とも亡くなっています。山田富也君という方が、この方の奥さんは健康者で、その富也君も結婚して子供が二人産まれました。二人とも健康な方です。これは医学的にこういふ筋ジストロフィーの染色体、染色するものと違うのは女性の体内に多くあつて、それが、産まれた子供が男の方には出るけれども、女性の方には出ないというふうなあれもございまして。そんなことを言っている話も長くなりますけれども。

そういうふうなことで、しかも、その山田富也君の御両親というのは健康者でとても悪くない。ところが、産まれた子供は三人とも筋ジスト。筋ジストのその山田富也君が健康者と結婚して産まれた子供が健康者、こういうことなんです。ですから、小児麻痺であらうが何であらうが、身体障害者である人たちが子供を産んじやいけないという理屈はない。しかも、その子供が産まれたとして、その子供が健康者であつたならばこんな喜びはないと思ふんです。御本人たちにとつて、それをまた国が認めて、ああ、よくぞ丈夫な赤ちゃんをおつくりになりましたと言つて加算金を出したら、これは本人たちにとっては物すごい喜びじゃないかと思ふんですがね。こういうふうな考え方に立つたらいかがでございましょうか。それでもまだだめだと思ひますか。

○政府委員(水田努君) 先生から具体的な例を出されまうと大変身につまされるものがあるわけですが、保険制度という画一的な制度を運営いたしております以上、他の保険事故あるいは他保に対する影響等を考えますと、今後の研究課題とさせていただきますと思いますが、今直ちにそれを採用いたしますということについてはやはり十分時間をいただかないとどうしても無理ではなからうか、このように考えておる次第でございます。

○下村泰君 こういう問題ですからすぐには申しません。申しませんけれども、こういうことを僕は国会というところで論じて、しかも国会で為政者の皆様方がそういうことに姿勢を、顔を向けていろいろな施策をなさる、そのことが本当にきめ細かい国民に対する政治のあり方ではないかと思うんです、私は。厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) この問題、私もさんざん議論を交わしていただきました。つまるところは、やはり他の制度に波及をするという点が非常なネックになっておるわけでございます。これにまことに今後の私どものきめ細かな厚生行政、福祉政策を進めていく上で検討すべき問題だと心得ております。

○下村泰君 ありがとうございます。
次に、特別障害手当の対象範囲拡大について、ぜひこの際断行していただきたいんです。前回の年金改正のときから訴えていることですが、法改正後、経過措置対象にもならない障害者もふえていくんです。これは重要な検討課題だと考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(小林功典君) 特別障害者手当は、先生もよく御承知のように、昭和六十一年の四月から施行されました障害基礎年金の導入と同時に、従来の福祉手当を再編しまして創設したものでございます。

この経緯を申し上げないと答えにならないんですけれども、この制度改正時には、従来一級の障害福祉年金と福祉手当の合計額が四万九千二百

円でございます。これを制度改正によりまして、障害基礎年金として六万二千五百円というふうに思い切った大幅な増額を図ったわけでございます。

そういうことから、従前の福祉手当というものは、もう使命は終わったんじゃないかという意見すらあったわけでございます。しかし、そうは申しまして、特に重度の方につきましては、障害基礎年金ができたからもう要らないというわけにもいきまいというところで、常時特別な介護を要するような重度障害者に対しては、障害者所得保障の一環として、その負担の軽減を図るという意味でこの特別障害者手当が創設された、こういうことです。

したがって、そういう経緯を考えますと、この際その障害基礎年金をそのままにしておいで、さらにまた福祉障害手当、特別障害者手当、これを広げては、ここではなかなか、はいと申し上げるわけにはいかぬのでございます。

○下村泰君 それはもう無理でしょう。今、私はすぐにはいと言つてくれとは頼んでおりませんが、よく言われるところの検討の対象にはなりませんか、小林さん。

○政府委員(小林功典君) 六十一年四月にスタートしたわけでございますから、まだ二年ちょっとでございます。今、この段階で検討課題でございますと言ふのは、ちょっと遠慮させていただきたいと思ひます。

○下村泰君 残念ながら仕方がないですね。もつとも、この件についてやり合つた斎藤十朗先生が横で「こちよこちよ言ふもんだから」。

部内で慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

○下村泰君 そうしますと、将来にちょっと望みを持っていいと、こういうことになりましようか。

○国務大臣(藤本孝雄君) 予算編成の過程の中で検討してまいりたいと考えております。

○下村泰君 そうしますと、その額とか範囲とか、障害者を含むのかとか、実施時期はというのは今無理ですね。

さて、労働大臣に伺います。
こういった介護手当は別といたしまして、今、介護する方々の、例えば介護休暇あるいは看護休暇、こういった制度の充実というのが求められてくると思うんです。これから先もどんどん寝たきり老人もふえますから。こういうことについてはどういうふうに労働省の方はお考えでございましょうか。

○国務大臣(中村太郎君) 現在、介護休暇制度を取り入れている企業におきましては、大体全企業の一・四割ぐらいこの制度を持つております。これは、六十一年の労働省が行いました女子の保護協定ですか、そういう調査の結果あらわれておるんですけれども、言うならば全体のやっぱ一割程度ということになります。

○下村泰君 ありがとうございます。
次は、福祉ビジョンについてちょっと伺いたいと思うんですけれども、次の数字をひとつ教えていただきたいんです。現在の六十五歳以上の高齢者数と二〇〇〇年、昭和七十五年の推計。それから、現在の要介護老人数と二〇〇〇年、七十五年の推計。それから、現在の老人ホームヘルパー数と同じく二〇〇〇年の目標老人ホームのヘルパー数。これをひとつお教え願いたいんです。

○国務大臣(藤本孝雄君) 寝たきりの方の数は現在六十万人で、二十一世紀、昭和七十五年で約百万人と見込まれております。

それから家庭奉仕員、現在二万七千人でございまして、昭和七十五年にこれを五万人にふやしていくという目標でございまして。

○下村泰君 もう少し事細かに私の方は調べてございまして、まあ調べているんだから本当は聞く必要ないんですけれどもね。昭和六十一年、一九八六年、これは調査によりまして高齢者数が二千八百七十七万人、これが七十五年になりますと二千八百三十三万八千人なんです。これはあくまでも推定です。現在これは大臣のおっしゃっているように六十二万人ですね、寝たきり老人。この推定が大体一番多くとって百九十九万人にはなるであろう、昭和七十五年。現在ヘルパー全部で二万三千五百五十五人ですね。実績しているのが二万一千三百八十一人。この方たちで現在のあれを割っていきまうと、現在千人に対して一・八三人ということになるんですよ、そのヘルパーの受け持ちが。一・八三人、千人ですよ。だから、百人にすると一・一八になっちゃうんです。

こちらに「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」、これは十月二十五日、厚生省と労働省が出していますね。これによれば、「昭和七十五年度を目途に、ねたきり老人等を短期間保護するショートステイについては五万床」、そしてここでは、ホームヘルパーについては「五万人程度確保する」。これでいきまして、推定の二千三百三十三万八千人で五万という

ことになりまして二・三四。現在からわずか〇・五％アップしただけなんです、率からいいますと。

つまり、労働省と厚生省が太極夢のあるようにうたい上げたんですけれども、そればかりしか用をなさないということですね。ですから、こんなことで果たして夢あるビジョンと言えるのだろうか、こういうことになるんです。とにかく千人当たり〇・五ですから、現在からそれしかふえていないんですから、これが果たしてビジョンと言えるだろうか。

これも、よく言われるスウェーデンですけれども、もちろんそんなスウェーデンのような高福祉政策をとるとなると、これはえらいことになりまするけれども、ちょっと話として聞いていただきたいんです。カウントの方法や社会事情の違いはあります。一九八一年の数字で言いますと、人口約八百三十万に対して七万一千人強いるんですね、ヘルパーの方たちが。一九八一年のスウェーデンの高齢人口比を高めに見て一六・五％とする約百三十七万人、すなわち高齢者千人当たりに約五一・八人のヘルパーがいるということになる。これはとてもじゃないけれども日本とは比較になりません。間違いない言えることは、将来も今も日本が高福祉とは言えないということなんです。もちろんこういうスウェーデンのような体制にするとなったら、これは大変な、それこそもう消費税どころの騒ぎじゃないかと思えますけれども。

社会保障研究所がやって行った試算では、週二回、一回半日でヘルパー一人当たり七・四ケース、というのは七世帯です。ケースとして計算しますと二〇〇〇年には、昭和七十五年には八・八万人ですから八万八千人のヘルパーが必要ということになる。そうすると、今現在こちらで書いてあるのは五万人ですね。これはまるで数が違うんです。これはいかにも水準の低い現行を前提としての今は計算なんですから、これが完璧というものと大変なことになります。そうすると、今の

このビジョンという目標に対してさえこれは目標とは言えない、こういうことになるんですね。

そこで、在宅サービスを担うマンパワー、すなわちヘルパー、それから作業療法士、理学療法士、看護婦、保健婦の整備目標計画、それに今年度モデル事業として行われている家庭医について今後どう対応するのか、伺わしていただきたいと思えます。

寝たきりにさせないためにはマンパワーの充実が不可欠だと思ふんです。スウェーデンでは寝かせないんです。寝かせるよりもむしろ車いすに乗せたりいろんな方法をして屋外に出す、そしていつでも寝かせる状態から起こす状態、これに努めてスウェーデンは一生懸命やっていると聞いております。ですから、日本もそういう状態にするのは大変だと思いますが、今申し上げたようなことがどういうふうになりましようか。

○政府委員(多田宏君) ホームヘルパーの件で大変日本は低い水準であり、また目標も低過ぎるではないかというお話でございます。

確かに、数字だけを比べますとそういう感じがいたしますけれども、日本の高齢者の子供との同居率というのが、日本ではまだ過半が同居というような状況でございます。スウェーデンの場合は一〇％以下というような状況でございます。非常に家族構造等も違っておりまして、また日本では多少、他の人間が家庭の中に入ってくるということに対しての抵抗感というようなものもございまして、必ずしも一律に並べて比べて考えるということは適當ではないのではないかとこのように私どもも考えているわけでございます。

また、私どもの対策といたしましては、ホームヘルパーだけが在宅対策ということで考えておりませんで、デイサービスといったようなことで昼間お預かりをして、そこで訓練なり楽しんでいただくというような対策もあわせていきたいと思います。ショートステイというように一週間なり十日間なりお預かりをするというふうなことで、介護者の負担の軽減も図るというふうな

んな対策をあわせて考えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

また、特別養護老人ホームの数の整備もさらに進めてまいりますし、そのほかに、老人保健施設という施設を今度新たにまた制度化いたしました。これについても七十五年までに三十万床近くを整備を進めたいというように考えております。また、総合的に考えて在宅介護対策というものをひとつ充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

○下村泰君 委員長、時間ですが一言お願いします。

○委員長(堀木又三君) 一言、上田さんにも許したからあなたにも許しましょう。

○下村泰君 総理、綱紀粛正とか政治倫理とか新聞の活字に総理のお言葉が大変出ているんですけれども、皆さんそうおっしゃっているんですけれども、実際にそれを信用している国民というのは数少ない。そういう国民に信用させるには何だと言ったら、今一番やらなきゃならない思い切ったこと、いわゆる竹下登総理大臣が自民党総裁として二つの顔を持っています。その二つの顔を持っている総裁・総理がいまだ断行したことがないのが選挙の定数は正だと思ふんです。議員の、ですから、これ本当に第三者機関をつくって、もう議員がやったんじゃないやしません。議員がやったんではもう利害関係が伴いますからだめです。あくまでも第三者機関でして、ばちつとやるだけのお気持ちがおありになるかどうか、これを伺わさせていただきます。

○国務大臣(竹下登君) 定数は正問題を第三者機関をもつてやれ、こういうことでございまして。衆議院において特に決議がございまして、国会の中の話し合いを度外視してやるわけにはまいらなと私自身思っております。したがって、当面は党内において政治改革の問題の大きな柱の一つとして検討し、それから、これは各党相談事もしなきゃならぬ課題でございまして、慎重に進めてみようと思っております。

○下村泰君 終わります。

○委員長(堀木又三君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

昭和六十三年十二月二十四日印刷

昭和六十三年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局